

金元代石刻史料集

——華北地域佛教關係碑刻（一）——

桂 華 淳 祥 編

中國佛教史の研究を進めるに当たって、各地の寺院などに残る塔銘・寺記などの石刻史料は、そこに記される個々の僧尼や寺院の動向が知られるのみならず、地域社會における信仰の形態、さらには廣域にわたる宗教活動の連繋や各時代の宗教政策との關わりを明らかにする手がかりを與えてくれるものとして有用である。とりわけ從來の研究では、編纂された文獻史料が乏しいことから十分な歴史事象が把握されず、空白の時代として扱われてきた中國近世の華北佛教界の實態を究明するには唯一の史料と言っても過言ではない。しかし、當該時代の道教關係の碑刻が陳垣によって編纂された『道家金石略』に集大成されているのに對して、佛教に關する碑刻にはそのような史料集を未だ見ない。さらに近年には各種の調査活動などによって新たな石刻史料も紹介されてきている。

そこで今を遡ること八年、二〇〇三年度に當該時代の石刻史料を用いて佛教と社會との關わりを探ろうと立ち上げた「石刻史料から見た近世中國佛教の社會史的變遷に關する基礎研究」研究班（大谷大學真宗総合研究所 一般研究）では、その活動の一つとして佛教關係の碑刻を網羅した史料集の作成を目指し、金・元時代の華北地域に關する佛教石刻史料の解讀を行ってきた。その方法は、碑刻が「生の史料」であることを重視する觀點から、テキストには必ず現地調査による原碑の記録や拓本あるいは拓影を用いてまず翻刻を行い、その後すでに録文のあるものについてはそれを參考にして

検討するというものである。この方針に従って入手可能な拓本や拓影を網羅的に蒐集し、逐次その解讀を進め、その成果として「金元代石刻史料集―靈巖寺碑刻―」（掲載誌は凡例参照）を作成し、研究班は二〇〇四年度をもって一應の終了をみた。しかしそこで扱ったものは關係碑刻全體から見れば極一部に過ぎなかったことから、當時のメンバーを中心に碑刻の解讀はその後定期的に續行し、二〇〇八年度に採擇された「石刻史料からみた宋元時代華北地方における佛教の社會史的變遷に關する基礎研究」と題した本研究班（平成二十年度―平成二十二年度科學研究費補助金 基盤研究C）に引き繼がれて現在に至っている。

本史料集はこのような経緯を持つ本研究班で検討してきた碑刻のなかの一部を纏めたもので、いわば先の史料集の續編である。したがって、解讀に當たつての方法などは先の研究班のそれを踏襲しており、本史料集の體裁も先の史料集のそれに則っていて、テキストとした原碑の記録や拓本あるいは拓影の所在・碑刻の特徴・参考にした文獻などは、それぞれの解題で説明されている。ただ全體を通じての表記上の原則については、その後の検討過程で補足が必要になった事柄など説明を補うところもあるので、あらためて凡例として示すことにする。

なお本史料集はタイトルにて時代を金・元代、地域を華北と限定しているが、検討の過程で關連性のあるものとして解讀した若干の碑刻、時代としては遼代や明代、地域としては内蒙古東部のものも収録していることを付記しておく。また山東地域については、濟南の靈巖寺に關する碑刻を載録した前述の「金元代石刻史料集―靈巖寺碑刻―」を合わせて参照されたい。

最後に、本史料集の作成にご協力くださった方々に謝意を表したい。竺沙雅章・西尾賢隆・松川節の各先生には専門的な見地から多くの御教示をいただき、研究會における解讀の擔當者諸氏には事前の準備はもとより検討した事柄をとりまとめ本史料集の原稿を作成するまで、多大な勞力を提供していただいた。また編集に當たつては早稻田大學高等研究所助教の井黒忍氏の手を煩わせ、校正に際しては正眼短期大學常勤講師の千田たくま氏のご助力も得た。心より御

禮申し上げる。

【凡例】

- 一、碑刻には異體字や俗字なども使用されているが、録文に際しては基本的に正字で統一した。
- 一、録文中の□は判讀不能な文字。
- 一、□内は判讀できないものを既存の録文によって補った文字。
- 一、「」内は字形や文意あるいは當該僧の傳記など關係の文献史料を参考にして補った文字。
- 一、／は改行を示す。ただし紙幅の都合で碑刻の體裁を十分に表し得ていない部分もある。
- 一、本文上のその他の記號などについては、それぞれの解題で説明する。
- 一、解題や註で頻用する下記の文献は略稱を用いた。

「人文拓」 京都大學人文科學研究所 東アジア人情報學研究センター 拓本文字データベース

『北拓』 『北京圖書館藏中國歷代石刻拓本匯編』(中州古籍出版社 一九九〇年)

『圖志(上)』 『北京遼金史迹圖志(上)』(北京燕山出版社 二〇〇三年)

『圖志(下)』 『北京遼金史迹圖志(下)』(北京燕山出版社 二〇〇四年)

「靈巖寺碑刻」 桂華淳祥編「金元代石刻史料集—靈巖寺碑刻—」(『大谷大學真宗総合研究所研究紀要』二三、二〇〇六年)

〇六年)

【収録碑刻一覽】

〔河北〕

- 一 傳戒大師(悟敏)遺行碑 金·天德四年(一一五二)
- 二 重巒禪院庵主和尚(廣溫)碑銘 金·大定九年(一一六九)
- 三 中都竹林禪寺堂頭懷鑑禪師(善照)塔銘 金·大定九年(一一六九)
- 四 中都竹林禪寺第七代奇和尚(了奇)塔 金·大定十九年(一一七九)
- 五 中都潭柘山龍泉寺言禪師(政言)塔銘 金·大定二十八年(一一八八)
- 六 第九代了公禪師(相了)塔銘 金·泰和四年(一二〇四)
- 七 薊州盤山法興禪寺故榮公(淨榮)塔銘 元·中統四年(一二六三)
- 八 六聘山天開寺懺悔上人墳塔銘 遼·大安五年(一〇八九)
- 九 琬公大師(靜琬)塔銘 遼·大安九年(一一〇九三)
- 一〇 大遼國燕京永泰寺正慧大師遺行靈塔銘 遼·天慶六年(一一一六)

〔山西〕

- 一一 敕賜龍岩寺碑 金·大定三年(一一六三)
- 一二 脩昭化院記 金·大定五年(一一六五)
- 一三 太原交城縣王山修建十方圓明禪院記 金·大定二十七年(一一八七)
- 一四 王山十方圓明禪院第二代體公禪師(覺體)塔銘 金·大定十五年(一一七五)
- 一五 大金澤州松嶺法輪禪院記 金·泰和六年(一二〇六)
- 一六 潞州長子縣法興寺記 元·至元十年(一二七三)
- 一七 裕公和尚(廣裕)道行碑 元·延祐七年(一二三〇)

〔河南〕

- 一八 前任持嵩山少林禪寺端禪師（祖端）塔銘
金・大定八年（一一六八）
- 一九 普惠大師道公庵主（惠道）塔銘
元・大德三年（一二九九）
- 二〇 少林住持達公禪師（永達）塔銘
元・大德十一年（一三〇七）
- 二一 少林寺開山雪庭裕公（福裕）道行碑
元・延祐元年（一三一四）
- 二二 少林寺第十代古巖就公禪師（普就）道行碑
元・延祐五年（一三一八）
- 二三 顯教圓通大禪師照公和尚（法照）塔銘
元・後至元五年（一三三九）
- 二四 淳拙禪師（文才）道行之碑
明・洪武二十五年（一三九二）

〔山東〕

- 二五 重修清涼禪院之碑
元・至元二十三年（一二八六）

〔內蒙古〕

- 二六 故聖宗皇帝淑儀贈寂善大師（圓靖）墓誌
遼・清寧九年（一〇六三）
- 二七 鮮演墓碑
遼・天慶八年（一一一八）

〔河北〕

一 傳戒大師（悟敏）遺行碑

〔解題〕

本碑は契丹（遼）末から金の前期にかけて活躍した傳戒僧悟敏（一〇五七―一一四二）の事績を記したものである。天徳四年（一一五二）立石。撰者は韓昉、書者は高衍、篆額は王競、立石者は法弟の悟鉢である。題額には「傳戒大師／遺行之碑」とある。

悟敏は、契丹屈指の傳戒僧として國內外に名を馳せた燕京慧聚寺（現戒臺寺）の法均の門孫にあたる。臨潢府（契丹の上京、赤峰市巴林左旗林東鎮南郊）の出身である。咸雍六年（一〇七〇）十四歳のときに法均に見出されて門弟子となる。大康元年（一〇七五）法均が示寂し、法兄の裕景に従って報徳寺に入り、翌年に受具する。二十代の後半まで成唯識論をならう。その後、山林に隠棲し、通理大師恆策や寂照大師某感のもとに參ずる。天慶五年（一一一五）五十九歳のときに法兄の裕窺が示寂し、遺命で道宗御製『發菩提心戒本』の繼承者として指名され、天祚帝（在位一一〇一―一二二五）の許可を得てこれを受領した。同九年（一一一九）に紫衣と傳戒大師號を賜った。金の皇統元年（一一四二）に八十五歳で示寂した。

本碑は北京市門頭溝區の戒臺寺に現存する。寸法は高さ二五二センチ、幅一一八センチ、題額は高さ五三センチ、幅四一センチ。拓影は『北拓』第四六冊四七頁および『圖志（上）』一六二頁、録文は『圖志（下）』三〇頁、張雲濤『北京戒臺寺石刻』（北京燕山出版社、二〇〇七年）一一五―一二〇頁などに收める。また『補續高僧傳』卷一七には悟敏傳を立てており、これは本碑に基づき作成したものと思われる。以下に掲げる釋文においては、この悟敏傳の記載に基づき不

明字を補った箇所がある。

〔釋文〕

傳戒大師遺行碑

開府儀同三司致仕上柱國鄆國公食邑三千戶食實封參伯戶韓昉撰¹

朝列大夫行尚書吏部員外郎兼司計知銓騎都尉廣陵縣開國男食邑三百戶賜紫金魚袋高衍書²

朝散大夫充翰林待制同知制誥上騎都尉清源縣開國子食邑五百戶賜紫金魚袋王競篆額³

叔世道散、精粗大小、隨所治者不一。或燬或熾、蓋有數存焉。將是道之興也、必有瑰傑特運者、基之作之、精敏克肖者、承之繼之、然後風行物靡、沛然慕襲。天不生德、其能是乎。知有數／存者以此。燕京馬鞍山慧聚寺、自遼清寧間、有大士應世、名振中外、詔授御製「戒」本、⁴既而陞檀攝衆。有大因緣、世以前聖期之、人逮於今、號爲□□老師者是也。繼傳道、尤難其人。始／授高弟太尉大師裕窺、⁵再傳嫡孫悟敏者、即第三代也。既歿、同門弟文悟大師悟銖、⁶以狀列其行、願刊茲碑、請懇且堅、固不克讓。夫古之師者、出處不同。其出也、屈己以任天下之重、其／處也、潔身以矯物情之浮。是皆不及於人、大丈夫之所能爲也。如潁陽・孤竹輩、⁷非有動利、在人聲流簡冊、與稷禹爭馳、千載之後、暫而味□溢流、雖復競躁貪鄙之人、猶激然有悛志。況／耳目親炙者乎。孔子曰、舉逸民則天下歸仁。⁸乃知負高世之行者、身伏嵌巖、四方爲之風動、人遷善而化其道。況肯屑就而善誘者乎。古所謂有不言而信、無功而親者、非虛語也。以是／言之與。夫效一官莅一政者、其利爲不少。自浮圖西來、以方外爲宗、凡尚行異俗之士、往往在其中。豈教使然耶。師孫氏。父璋、母楊氏。臨潢府臨潢人也。幼聰警、八歲教書、再閱輒誦、宗／薰奇之。十四願從浮圖法。時普賢大師、方召赴蟄轂、⁹一見錄爲門弟子、與之偕行。師見重言謹、灑掃應對、甚得其職、王公大人、爲加賞識。後執卷授經、大部凡八秩、他人讀之、¹⁰浹旬僅能／周、師一日而畢。其過人多此類。洎普賢大師示寂、從法兄經主大師裕景、¹¹隸報德寺、二十進具。以爲道以教

顯□□通、不學則不知其道。遂求師執業、肆成唯識論七年、卽究通奧義。／啓席演說、剔疑析滯、辯若泉湧、宿學傾德、歎息座下。又「五」□益厭文字之說、慨然歎曰、此乃道之筌蹄、滯之則去道愈遠、胡然務博、以蕩志爲哉。乃遁居山林、養心繕性。至佛巖山、謁通／理策師、言下有省、豁然知所歸。又造寂照感師、密受指迪所資益深、乃黜聰明隘肢體凡十載、雖復出而涉世、未□□迎、物至則應、無爲而無不爲矣。乃□鵬山棲雲寺、招延高道、無遠／近之閒、食者益衆、而儲待益多。久之太尉窺師順世、遺命以戒本授師。有司上聞、「乃」可其奏。明年、選任天慶寺、又二年、賜紫服錫號傳戒。寔有遼天慶九年也。又二十載、於／皇朝皇統元年七月十八日示疾、右脇而終。壽八十有五、夏臘六十五。其年十月八日、葬於寺西□□。師天資渾厚、不俟追琢、雅爲全德、又能孜孜力善、恆如不及。幼嘗自□□佛所／禁者之死。不犯。食非時則雖疾不濟。親賢友善、損己利物、終身行之、如出一日。主大道場、凡二十有二□「經」□戒者、逮五百萬。居常禪定之外、諷誦經呪、皆有常數。或□師道□□不淳。／是大不然。法之□□爲日久矣、禪者曰心佛假名、都無□義、吾宗教外別「傳」、□句名數、徒煩人爾。吾□□□□。教者曰□人盡在黃卷中、捨此求道、如瞽投暗、不顧則蹶。□則怠於不學、／空而無實、放於誕者之所好、誠學者之所諄也。至於所謂陀羅尼者、二□□□皆□爲不可與語之者□□□□□□□爲排詆類如此。斯皆泥於專門之蔽。試嘗論之。今之叢林、陞／堂入室、誨問諄復、鏤語爲錄、筐篋增重、此不爲教、奚其爲教、教門之下、「雖」三尺童子、不能誦□□心經者無有也。將□誦之慮其不克記耶、抑終體之冀合其旨也。彼必曰欲合其旨爾。／審如其言。則其經以蘊空爲旨、又何以禪爲誕而無實哉。是皆不思之甚也。□陀羅尼者曰□□□□□諷誦梵呪之聲、徹於四鄰、謂不爲吾輩設其又何也。師能推異爲一、及其至也、／一亦不見淳乎。淳孰甚於此。其不雜無疑。將老以戒本授鉢。鉢前爲燕京右「街」僧錄、懇辭得謝、□精行潔、能世其業。又以師前後靈迹、係於狀末。其略云、方其陞檀演戒、其寺之蔬草、數／爲芙蓉尊像狀、有光如蓋隱覆座上。嘗戒人肉食、時漁者置鮮俎上、忽焉光生、「遂」終身蔬。素其化也、累夕如生、茶毘之日、道俗號送、殆無居人、煙凝成雲、五色相映、睛齒不灰、骨玉如也、／小者珠圓、俄而以一成多、或相倍蓰、人爭取而寶之。德感之異、豈可量哉。銘曰、／浮圖西來、聞出大士。藐視王侯、不爲利使。身

伏嵌巖、人多□止。不言而信、聞善則徙。陰翊王度、不其在此。自遼之世、有師普賢。□不過實、作師人天。道固難繼、嫡孫再傳。作大佛事、二十八年。其利者博、屈光於前。禪教支離、排詆很鬪。師獨混通、義明理究。言無非道、況佛神呪。終日有爲、一塵不受。善提道場、左右前後。年至益邵、德新又新。法有所付、誰爲當仁。銖□其弟、人爲得人。能事既畢、脩然歸眞。報壽伊何、八十有五。靈骨瑩然、玉埋茲所。小者珠圓、人爭丐取。以一成多、□□莫數。□非可□、信生目覩。馬鞍之山、慧聚之宇。塔而藏之、乃□三祖。刊銘茲碑、以觀千古。／

大金天德四年歲次壬申四月乙巳朔丁丑日戊申時 同門□前燕京〔管〕內右街僧錄傳菩薩戒文悟大師賜紫沙門悟銖建

圓融 門人圓眞管勾

朱玄□

〔註〕

1 【韓昉】字は公美。燕京（北京市）の人。天慶二年（一一一一）

二）進士。昭文館直學士、諫議大夫、禮部尚書、濟南尹、參知

政事などを歴任。皇統六年（一一四六）汴京留守、鄆國公。儀

同三司を以て致仕。天德元年（一一四九）開府儀同三司。『金史』

卷一二五に立傳。

2 【高衍】字は穆仲。遼陽（同市）の渤海人。二十六歳で進士

及第。尚書省令史、右司都事、吏部員外郎、攝左司員外郎、同

知中都都轉運使、吏部郎中などを歴す。大定初（一一六一）に

左司郎中となり、のち吏部尚書に遷る。『金史』卷九〇に立傳。

3 【王競】字は無競。安陽（同市）の人。官は禮部尚書兼翰林

學士承旨に至る。書を善くし、大字を得意とする。中都の宮殿

の題榜は、みな彼の筆によるという。大定四年（一一六四）卒。

『中州集』卷八に略傳あり。

4 【大土】ここでは法均を指す。事績は大安七年（一一〇九）

立石「馬鞍山故崇祿大夫守司空傳菩薩戒壇主大師遺行碑銘并序」

（『圖志（上）』一六一頁）および『補續高僧傳』卷一七・法均

傳に載せる。また法均に關わる專論として古松崇志「法均と燕

京馬鞍山の菩薩戒壇―契丹（遼）における大乘菩薩戒の流行―」

（『東洋史研究』六五卷三號、二〇〇六年、一―三八頁）があ

る。

5 【御製□本】道宗御製『發菩提心戒本』のこと。高麗・義天

集『新編諸宗教藏總錄』卷一に著録。唐の澄觀および覺花鳥（興

城市菊花島)海雲寺の思孝にも同名の著書あり。なお法均が道宗より本典籍を下賜されたことは、前註の「馬鞍山故崇祿大夫守司空傳菩薩戒壇主大師遺行碑銘并序」および「補續高僧傳」法均傳には確認されない。

6 【裕窺】 法均の筆頭門人。俗姓および本貫は不明。道宗より傳戒大師號を賜り、崇祿大夫檢校太尉を授かる。天慶寺の提點となり、道宗御製『發菩提心戒本』を受領する。『補續高僧傳』卷一七に立傳。遺行碑の類は残っていないが、彼の骨灰を納めたと思しき石函が現存する。本石函の頂面には「馬鞍山慧聚寺・故崇祿大夫・守司空・傳菩薩戒壇主大師・□□日萬餘人・大乘師法均門人・崇祿大夫・(檢)校太尉・傳戒壇主大師・度八百萬餘人・大乘師裕窺。天慶五年三月二十四日辛時葬」と刻記される(『北京戒臺臺寺石刻』一一一頁)。

7 【悟鉢】 法均の門孫。悟敏の法弟。字は子平、俗姓は何氏。臨潢府の人。十五歳で出家し、裕窺の弟子となり受具する。皇統年間(一一四一―一一四九)に燕京管内右街僧録を授かり、文悟大師號を賜る。貞元二年(一一五四)示寂。戒を圓拱に傳える。『補續高僧傳』卷一七に立傳。

8 【穎陽】 巢父と許由のこと。『後漢書』卷八三・逸民傳序「又曰、不事王侯、高尚其事。是以堯稱則天、不屈穎陽之高。武盡美矣、終全孤竹之絮。〔李賢註〕穎陽、謂巢・許也」

9 【孤竹】 伯夷と叔齊のこと。前註『後漢書』卷八三・逸民傳序「〔李賢註〕孤竹、謂夷・齊也」

10 【稷禹】 稷と契。堯・舜の賢臣。『尚書』舜典「帝曰、兪、咨禹、汝平水土、惟時懋哉。禹拜稽首、讓于稷契。」

11 【孔子曰、舉逸民則天下歸仁】 『論語』堯曰「興滅國、繼絕世、舉逸民、天下之民歸心焉。興滅繼絕、謂封黃帝・堯・舜・夏・商之後。」

12 【時普賢大師、方召赴輦轂】 普賢大師は法均を指す。輦轂は皇帝の車輿、轉じて京城のこと。ここでは冬の宮廷が置かれた永州藕絲淀(廣平淀、赤峰市翁牛特旗新蘇莫蘇木東南)を指す。『遼史』卷二二・道宗紀に「(咸雍六年)九月庚戌、幸藕絲淀。……十二月戊午、加圓釋・法鈞二僧並守司空」、「馬鞍山故崇祿大夫守司空傳菩薩戒壇主大師遺行碑銘并序」に「……越明年(咸雍六年)、師道愈尊、上心渴見、爰命邇臣、敦勉就道。因詣闕、再傳佛制、以石投水、如火得薪、其志交孚、非喻可及。……翌日特授崇祿大夫守司空、加賜爲今號」とある。

13 【裕景】 法均の門人。僧傳類は未見。戒臺寺に現存する大康元年(一一〇七五)立石の佛頂尊勝陀羅尼經幢(金石萃編)卷一五三に「行滿寺尼惠照建陀羅尼幢并記」と題して移録に「講經律論沙門裕景」の記名が見える。

14 【通理策師】 通理大師恆策。事績は天慶五年(一一一五)立石「大安山蓮花峪延福寺觀音堂記」(圖志(上)一一一頁)に詳しい。ただし本碑には恆策が佛巖山に居たとの記述は見えない。

15 【寂照感師】 寂照大師某感。金・呂卿雲撰「薊州葛山重修龍

福院記」(『日下舊聞考』卷一一七)「大安閑、有感禪師者、自東
徂來、屆於是院、喜其清幽而駐錫焉。……道宗聞其名、召至蔡
中、延訪移晷、仍賜紫方袍、加號寂照大師。」

至中京大定府。……二日、送伴使副請臣同遊鎮國寺。次至大天
慶寺。覺苑『大日經義釋演密鈔』自序「咸雍初、提總中京大
天慶寺。」

16 【天慶寺】 中京大定府(赤峰市寧城縣)と興中府(霸州、朝
陽市)にあり。法均門人の裕窺もかつて天慶寺の提點をつとめ
ている。

・〔興中府天慶寺〕『民國朝陽縣志』卷七・寺觀「天慶寺、在
臥佛寺下四里許。遼時建、康熙十七年修。寺有石胎觀音立像、
高七尺、圍五尺有奇。遼壽昌五年沙門智□等唱和詩石刻尙存。」

・〔中京大天慶寺〕陳襄『使遼語錄』(咸雍三年)七月一日、

(藤原崇人)

二 重巒禪院庵主和尙(廣溫) 碑銘

〔解題〕

本碑は重巒禪院庵主の廣溫の塔銘。賈少沖撰、書丹・篆額者不明、金の
大定九年(一一六九)立石。

廣溫は高州高安の韓氏の人。十二歳で出家し、習法師という僧に
參じ、二十五歳で同昌雙峯寺英師に參じる。その後、諸方を遊歴し、
三十九歳にして受戒、四十二歳で雲門晦堂に參じ、印可を受けた。
のち、竹林寺廣慧通理大師圓性に參じて印可を受け、諸寺の寺院の
住持に請われるも斷つて、雙峯寺の住持となった。また、一度は
雙峯寺の住持を去り、大雲寺に止まっていたものの、大定二年(一一
六二)、雙峯寺に再住。同八年(一一六八)、世壽六十三、僧臘三十
七で卒した。竺沙雅章「遼金代燕京の禪宗」(花園大學『禪學研究』
八八號、二〇一〇年)によれば、廣溫の後任として雙峯寺に招か
れた善照(一三)中都竹林禪寺堂頭懷鑑禪師碑銘」参照)は早逝し、
本碑の五日前に墓塔が建てられている。こちらの碑も本

碑と同じく賈少冲の撰文である。

本碑の拓影は『北拓』第四六冊九七頁、録文は『欽定盤山志』卷八に節録が収録される。寸法は高さ八〇センチ、幅五一センチ。

〔釋文〕

薊州□□重巒禪院庵主和尚碑銘

中議大夫中都路都轉運副使二騎都尉開國子食邑五百戶賜紫金魚袋賈少冲2課

師諱廣溫、高州高安人也。3姓韓氏。幼童超卓、不甘處俗。在十有□、乞身於親、去家爲釋氏、受五4大部經於習法師。起居之間、手不釋卷。時夜有小寇竊物。師聞之堅臥不動。明日習責曰、物爲他人所盜。能無悔耶。師曰、我也。彼亦人也。物有所歸、又何憾焉。習默而奇之。迨廿有五、去脩禪定。不以講業爲事、因與習師決別。乃之同昌雙峯、謁英師。英師弗納、師廬於崑谷間、草衣木食、精脩禪定。幾三歲餘、志如□日。英師異之、乃許訪道。一日英師、陞座謂學衆曰、我不依南北宗。衆中還有麼、師舉袂而進曰、昔日靈山聖寂寺、而今卻是選佛場。英莫能答。衆皆□靡、師□而歎曰、四海之間、寥廓之士多矣。有若禪心、有若克文、有若勵操、有若機辯、固可不行觀其道□。乃振袂宵逝。遍歷十方。迨三十有九受戒、四十有二參雲門晦堂、印許之。再訪竹林廣慧和尙、誠曰、據從來明暗兩歧、依他作解、須當棄卻。我這裏有箇鐵餒賺、從頭一一咬嚼。看師頓首謝曰、既往不答矣。乃取篋笥中祕文、盡火之。復稽首問道朝夕、三在□一日、頓悟如桶底脫。法性圓通、無不照了。廣慧又爲之印許、同途者、靡不甘在下風。平州長吏聞之、遣寶峯寺禪衆及其從者、奉幣而請焉。再三弗許。及廣慧之欲退堂也、將使嗣焉。師聞之、中夜入西山。廣慧知師之清涼岩、使人強起。師不得已而從之。不日脫身復去。是時薊州淨名、請師住雙峯、師住焉。歲□復來京師、止於大雲寺。廣慧率禪衆、命爲立僧。仍什拂子拄杖、師不能固拒、乃從之。師志樂□泊、厭接人事。至大定壬午歲、復之雙峯。自

茲學者益衆。迨戊子歲夏季十有七日¹²、感微疾、陰／謂其徒曰、塵世不我久留、吾將逝矣。次日集衆、至方丈法事。將終、師淹然右歇而化。薊郡居民、聞之者無不愴然。以次年三月、塔于院之西南隅。閱世六十有三、季坐三十有七夏。其徒以狀／來、請曰、師道眼圓明、戒行清潔、實可高尚。恐無名於後世、願得石文傳之不朽。則爲銘曰／惟師之生 闕宗巨 道眼日炬 戒行冰清／扶持正法 務於力行 乘流去世 終歸圓明／

維大金大定九年歲次己丑三月廿八日 院主 善榮 山主 沙門 覺本 等建¹³

【註】

1 【雙峯】 『欽定盤山志』卷六・寺宇の項に、「在雙峯下。舊名重巒禪院。有石碣。載貞觀中、尉遲敬德監造」とある。

2 【賈少冲】 字若虛、通州人。天眷二年の進士。御史臺典事・河東南路轉運使・太常卿兼祕書少監・順天軍節度使などを歴任。『金史』卷九〇に傳あり。

3 【高州】 現在の内モンゴル自治區赤峰の東側。『遼史』卷三九・地理志三・中京道に「高州、觀察。唐信州之地。萬歲通天元年、以契丹室活部置。開泰中、聖宗伐高麗、以俘戶置高州。有平頂山・灤河。屬中京。統縣一」とある。

4 【同昌雙峯】 現在の遼寧省阜新市の西側。雙峯については、『北鎮縣志』（中國方志叢書、民國十七年影印本、成文出版社）卷二に、「雙峯寺、在城西南三十里」と、同じ寺名がみえる。

5 【雲門晦堂】 『元一統志』卷一・大都路・古跡に「大聖安寺。在舊城、按寺記、金天會中佛覺大師瓊公・晦堂大師俊公、自南

應化而北、道譽日尊、學徒萬指」と「佛覺大師瓊公・晦堂大師俊公」という名がみえる。また『五燈會元續略』卷第二上には、「青州佛覺禪師（系雲門宗。嗣法未詳）」・「圓通善國師（系雲門宗。嗣佛覺）」という二つの章があり、「圓通善國師」の章には、「一夕與佛覺晦堂夜話次」と記されるので、「雲門晦堂」は、雲

門宗の晦堂大師という意で解釋した。

6 【竹林廣慧】 廣慧通理大師圓性のこと。「(三)中都竹林禪寺堂頭懷鑑禪師碑銘」には、「正隆五年（一一六〇）、廣慧退堂於竹林」とあり、一一六〇年に竹林寺を離れていることが分かる。

また廣溫は四十二歳の時（一一四八）に雲門晦堂に參じ、その後、竹林廣慧に參じているから、廣慧は一一四八年前後には既に竹林寺にいたということが分かる。

7 【我這裏有箇鐵餛飩、從頭一一咬嚼】 鐵餛飩とは、鐵製の饅頭の意。容易に飲み込めないことのとえ。

- 8 【平州】現在の河北省、唐山市よりも東側の盧龍の附近。今名」とあり、靜安寺の舊名としてその名がみえる。
- 9 【寶峯寺】『大清一統志』卷一四・永平府二に「寶峯寺、在昌黎縣北八里。俗名水巖寺。有唐佛頂尊勝幢記。開元灌頂國師不空奉詔譯。遼保寧元年立石」と、その名前がみえる。
- 10 【西山】現在の北京の西側。別名、小清涼山。
- 11 【薊州淨名】寺名を指すか。『欽定盤山志』卷六に「靜安寺、在白巖寺東十里。舊名醴泉院。遼道宗賜額淨名寺、金大定中改善照（前述）の塔銘に従った。
- 12 【迨戊子歲夏季十有七日……】「(三) 中都竹林禪寺堂頭懷鑑禪師碑銘」には、善照が雙峯重巒禪院に入ったのが、大定戊子（一一六八）のことであると記される。そのことから、善照は廣溫の後任として、重巒禪院に入っていることが分かる。
- 13 【院主……】この題記部分は、立石時期・撰者を同じくする

(福島 重)

三 中都竹林禪寺堂頭懷鑑禪師（善照）碑銘

〔解題〕

本碑は善照禪師（一一二二～一一六八）の碑銘で、中都路轉運副使の賈少冲の撰、大定九年（一一六九）に立石された。善照は法諱で、字は懷鑑、俗姓は馬氏、遼寧地方の瀋州章義の人である。十九歳で團山に入り宗主禪師に師事、二十歳で歸郷したところ皇統二年（一一四二）の普度にあい受具する。その後、再び團山入りするが、宗主の勧めで東京遼陽へ向かい、廣慧通理禪師（圓性）に師事する。正隆五年（一一一六〇）、廣慧が竹林寺に隱退した後を受け立僧となる。大定八年（一一六八）、懇請により雙峯重巒院に入るが、十一月には病を發し逝去、享年四十八、僧臘二十六。なお、善照については、竺沙雅章「遼金代燕京の禪宗」（前掲「(二) 廣溫碑銘」の解題）参照。

本碑の拓本は『北拓』第四六冊九六頁に見える。『北拓』によれば、拓本の寸法は高さ八五センチ、幅五三センチであ

る。

〔釋文〕

中都竹林禪寺堂頭懷鑑禪師碑銘

中議大夫中都路都轉運副使上騎都尉武威縣開國子食邑五百戶賜紫金魚袋 賈少冲 撰

師瀋州章義人也。姓馬氏、法諱善照、字懷鑑。幼而聰悟、長而恬澹、志慕釋氏、父母不許、強爲之娶。季十有九、遁去團山、欲禮宗主禪師爲師。其於途次、夜夢入海、得一七寶小山玲瓏奇秀。宗主聞而異之、因命更名佛寶。季廿有二、復歸舊里、時以皇統普恩受具。後再詣團山、宗主師謂曰、東京有佛日圓證和尙、大振宗風、汝往師之。師然其言、乃□□安投誠掛搭、晝夜咨參、雖未超證、已得正脩行路。時廣慧通¹理禪師、初爲立僧、以師爲侍者。嘗謂左右曰、此子將爲吾家大法器也。及廣慧之游方也、師振衣而從之、至南京慧林。廣慧與定書記話次、定以文□數冊問廣慧此是多少。廣慧曰、這賊。師聞之、忽有省處。及抵趙家山、廣慧普訓學衆、一一□□、較其所見優劣。師探索其妙、忘寢食者七日、忽於中夜、靈機曠發、爾後每於室中、辭鋒不可犯。皇統四季、²太皇妃暨諸貴戚同疏請廣慧、於北京□林禪院開堂。師服勞左右、未嘗少怠、賢譽已振。及廣慧之雲峯、一日閒入室、廣慧舉殿陽尊者、一物不將來底話。師言下大悟、超然獨脫、和底踢翻、更無□□、乃有頌曰、心法雙忘一性幽、□然超卓不同流、當陽坐斷□差路舒卷、縱橫得自由、自茲心始□□見□□□□□□□□然□曰□哉、若人學道之衆、無不□拳拳。至正隆五年、廣慧退堂於竹林、師爲立僧。次歲公卿大夫暨諸紫褐□□□□堂、是日觀者如□不可勝數、但聞師子一吼、群獸駭然、四方學道之士、聞之輻湊、衆嘗半千、□□之士、日盈方丈、□廣慧通理禪師、乃人天一代大宗師也。師爲嗣續、家風愈振、至大定戊子歲、特建□會寮一位、聲已所有以畢其功。至六月、倏然遁去、衆不及追、時方暑雨、弗□遠□且□□子狼山易水之間、漁陽郡侯□士大/夫暨禪教高士、懇請住雙峯重巒院、至於再三、師不得已遂往焉。至中冬初二日、因疾中夜召知事、所/

嚙道具訖、乃湯沐更衣、枕肱而逝。迨一七日、顔色如生、火後有□、請曰不灰舍利所掬。俗壽四十有八、僧臘廿有六、以次季三月窆於雙峯院之西南隅。禪師之生也、偉矣哉。至於得衆、若獨有^大若虛晦面／明微而著、其於佛祖之道、得其髓者也。衆欲留其法、施於無窮、故申明陳辭、俾□之茲碑、爲之銘曰

達磨西來 面壁何久 一旦西歸 隻履不朽 知音其誰 懷鑑禪師 竹林提唱

十載爲期 法音一度 雲敷電馳 佛光一照 雲開霧披 四方高士 聞之披□

臨際一宗 於斯爲□ 嗟呼吾師 何去之速 音容雖寂 清光在目 聲滿寰區

清□嗣□ 靈骨依然 埋之空谷 吾師之道 雖不在言 銘之琬琰 傳所不傳

維大金大定九年歲次己丑三月廿三日九季歲 院主 善榮 山主沙門 覺本 建

[註]

1 【廣慧通理大師】 圓性(一一〇四—一一七五)のこと。『補續高僧傳』卷一二に立傳される。

2 【太皇妃】 太宗欽仁皇后のことか。但し、皇統三年に逝去している、年代的に矛盾する。あるいは天徳二年に太妃に封ぜられている太祖崇妃か。『金史』卷六三・后妃傳上參照。

3 【嚴陽尊者、一物不將來底話】 趙州從諗と弟子の嚴陽尊者との間に交わされた會話に基づく。『五燈會元』卷四・嚴陽善信章「洪州新興嚴陽尊者、諱善信。初參趙州、問、一物不將來時如何。州曰、放下著。師曰、既是一物不將來、放下箇甚麼。州曰、放不下擔取去。」

(松浦典弘)

四 中都竹林禪寺第七代奇和尚（了奇）塔

〔解題〕

大定十九年（一一七九）四月中休日刻。額題は「故奇公／長老塔」と刻字される。燕京大聖安寺沙門廣善の撰、朝列大夫姚亨會の書、義藏の刻である。『圖志（下）』九九頁によれば廣善は涿州にある大定二十年「妙行大師碑」の撰文も務め、其の碑文によれば義藏は雲居寺の僧であるという。

了奇（一一一九―一一七〇）は、俗性は潘氏、白雲富庶縣（現在の内蒙古寧城縣の西）の人。十六歳で試經得度した後、遼寧地方にきた圓性に歸依して師と爲し、雲峯寺に至る。後に師に従って中都に遷る。大定七年（一一六七）、同門の善照が中都の竹林寺を退いた後、王侯諸徳らに請われてその住持となる。大定十年（一一七〇）二月七日、示寂する。歳五十一、僧臘三十五。『補續高僧傳』卷一二に傳がある。なお、了奇については、竺沙雅章「遼金代燕京の禪宗」（前掲）（二）「廣溫碑銘」の解題）参照。

拓影は『北拓』第四六册一三六頁、『圖志（上）』二五一頁に、録文は『圖志（下）』九九頁に收められる。『北拓』によれば塔は北京市市門頭溝區潭柘寺に現存する。三面刻で、一面の高さ一二九センチ、幅三四センチ。

〔釋文〕

中都竹林禪寺第七代奇和尚塔

大聖安寺西堂傳法沙門廣善銘

朝列大夫前寶坻鹽使姚亨會書

禪師名了奇、姓潘、白鬚富庶縣人。年十三初、上鑿閭禮興教寺宣差校勘僧圓曉落髮。踰／年、又詣北京圓宗寺、事前論主都錄傳戒善行大師慧柔爲師。年十六、試經得度、以花嚴／爲業。雖窮玄洞奧、非第一義。乃回首叢席、聞廣慧通理禪師唱道於遼海、師摠衣謁之。會／廣慧移錫雷川、師即從行住雲峯寺。彌月、同照禪者昇石、石悞落地。師與照俱時省發、尋／以所得、舉之於廣慧老。老師可之。及廣慧南陟燕山、居中都竹林。師淘汰更十年、大定三／年、徧歷諸方大尊宿五十餘員、未有構師機者。經歲、廣慧邀師還。師因柘水西溪之上、破／衲蔬食、滅迹絕累、以畢衰老、師本意也。七年、照禪師退竹林以燕處。爲 王侯・士庶・禪律／諸德勾師竹林。續燈益明、學徒雲萃、數常五千指。十年二月七日、淨髮盥沐易衣、右脇而／化。世壽五十一、僧臘三十五。泊茶毗、道俗哀慕、咸見青紅色蓮冉冉西去、瑞光皎潔侵曉、／方隱舍利五色。小師昭隆建塔于潭柘廣慧塔之東、維師深禪妙句、載開堂諸錄。潯陽中／虛翁直筆。其辭曰、師應緣而來、善萬物初未形。息念云去、了不爲生死縈。游戲如幻、絕去／來之妄情。妙無所住、乃師之令行。嗚呼、是爲之銘。／

大定十九年四月中休日建

義藏刻

[註]

- 1 【鑿閭】 醫巫閭山。遼寧省、北鎮縣の西。
- 2 【興教寺宣差校勘僧圓曉】 和衆縣の興教寺か。釋圓曉は不明。
『元一統志』卷二・遼陽等處行中書省・大寧路・古蹟「興教寺、在和衆縣。」
- 3 【廣慧通理禪師】 潭柘寺の釋圓性(一一〇四―一一七五)、『補續高僧傳』卷一二、『潭柘山岫雲寺志』卷一に傳あり。
- 4 【雲峯寺】 利州の雲峯寺か。『元一統志』卷二・遼陽等處行中書省・大寧路・古蹟「雲峯寺、在利州東南一百二十里金山之嶺。中有瀑布。」
- 5 【照禪者】 釋善照(一一二一―一一六八)。「(三)中都竹林禪寺堂頭懷鑑禪師碑銘」參照。後の照禪師も同じ。
- 6 【虛翁】 不詳。

(濱野亮介)

五 中都潭柘山龍泉禪寺言禪師(政言)塔銘

〔解題〕

本碑は中都潭柘山龍泉禪寺言禪師の塔銘で、正書で記された六面碑である。第一面は碑題。第二面以降は一面七行であるが、一行の文字数は面によって三七―三九文字と異なる。題額には「故言公／長老塔」と刻される。金の大定二十八年(一一八八)に祖深により立石された。撰者の祖敬は金の曹王永功の子である。

政言(?―一一八五)、俗姓は王、許州(河南省許昌市)の人。仰天山・益都(山東省臨淄)の義安院・鄭州の普照・河南の法雲・潭柘の龍泉など五寺院に住し、のち金の梁國公主及び東京留守の曹王永功の疏により、中都の潭柘山龍泉禪寺の住持となり、大定二十五年に卒した。生前には、『頌古』・『拈古』を製し、また『金臺錄』・『眞心直説』・『修行十法門』を著している。なお、政言については、竺沙雅章「遼金代燕京の禪宗」(前掲「(二) 廣溫碑銘」の解題) 参照。

本碑の拓影は『北拓』第四六册一八九頁と、『圖志(上)』二五二頁にみえるが、破損及び摩滅が甚だしく判讀困難な所が多い。その寸法は『北拓』によると、通高は九九センチ、幅は一八二センチ。録文は『金石續編』卷二〇(『石刻史料新編』新文豊出版公司、一九七七年)と、『圖志(下)』一〇六頁に收められるが、缺字が多い。なお、政言の傳記については、『補續高僧傳』卷一二、『新續高僧傳四集』卷一六、『潭柘山岫雲志』卷一にある。本録文は、判讀不明の文字について、『補續高僧傳』の政言傳によって補っている。

〔釋文〕

子幾千人。師之云亡、黑白悲愴、思慕無已、相與闍維。收靈骨塔于汝州香山之南、照浮圖之側。又分其頂骨、葬於潭柘山。以銘紀師之道。銘曰、

世尊說法 四十九年 哀憫鈍根 執著於言 臨終拈花 證無盡
祖祖相傳 猗歟潭柘 上承臨濟 入門即喝 家風不墜 霆發梭機 寧容譏
能所貢高 落膽喪氣 勉從衆欲 五主叢林 龍泉告老 歸穎之濱 養真消遙
布衲藜羹 箕山高潔 復見於今 歲在龍蛇 偈終坐滅 縑素悲淚 如渡亡楫
爰有法嗣 狀師行業 勒銘豐記 永表靈塔

大定二十八年歲次戊申六月丙寅朔

燕山王玉刊

休 休 道 者 祖 深

建

〔註〕

- 1 【曹王】 世宗の子である越王永功。本名宋葛。鄭王・隋王・曹王などに封じられた。刑部尙書・東京留守・河間尹・北京留守・大宗正事などを歴任し、開府儀同三司を加えられた。『金史』卷八五に立傳。
- 2 【祖敬】 詩・書などに堪能。趙秉文・楊雲翼・元好問などの文士と親しい。『金史』卷八五の永功傳に附傳あり。
- 3 【達磨大師】 菩提達磨のこと。
- 4 【大鑿禪師】 第六世の慧能のこと。
- 5 【潭柘山龍泉寺】 潭柘寺のこと。『日下舊聞考』卷一〇五・郊外に立傳。
- 6 【資福禪院】 未詳。
- 7 【淨良】 未詳。
- 8 【浩公僧錄】 未詳。
- 9 【南京】 現在の開封市。『金史』卷五・海陵亮紀第五・貞元元年に「乙卯、以遷都詔中外。改元貞元。改燕京爲中都、府曰大興、汴京爲南京、中京爲北京」とある。

- 10 【嵩山龍潭】『大明一統志』卷二九・河南府に「龍潭。在登封縣東二十五里嵩頂之東、九潭相接、其深莫測」とあり、『大清一統志』卷一六三・河南府二・寺觀に「龍潭寺。在登封縣東北二十五里、據太室左陁。相傳唐武后時、曾建行宮於此」とある。
- 11 【紫雲峰】『大明一統志』卷三一・汝寧府に「紫雲山。在郟縣東南六十里、其上常有雲氣舒布、隆冬雪霽、青紫可愛、其陰有白虎潭」とある。
- 12 【慈照禪師】未詳。
- 13 【廣慧通理禪師】圓性、順州懷柔侯氏の子。九歳にして出家し、十五歳で具戒を受けた。竹林寺に住し、廣慧通理の號を賜った。大定十五年（一六七五）に潭柘寺に卒した。『補續高僧傳』卷二に立傳。
- 14 【圓通禪師】未詳。
- 15 【仰天山】山東省の臨朐縣にある山。『大明一統志』卷二四・東昌府に「仰天山。在臨朐縣西南七十里。上有黑龍洞、祈雨有應」とあり、『大清一統志』卷一三五・青州府二・寺觀に「仰天寺。在臨朐縣西北五十里仰天山之阿。一名文殊寺。寺側一小洞、有石壁、光可以鑑。每月月明、則山巒草樹、咸在鑑中」とある。
- 16 【益都府義安禪院】未詳。
- 17 【鄭州普照】未詳。
- 18 【法雲禪寺】未詳。
- 19 【梁國大長公主】世宗の叔母。『金史』卷七・世宗本紀第七・大定十五年に「十一月乙卯、上幸東宮。初、唐古部族節度使移刺毛得之子殺其妻而逃、上命捕之。至是、皇姑梁國公主請赦之。上謂宰臣曰、公主婦人、不識典法、罪尚可恕。毛得請託至此、豈可貸宥。不許」とあり、また、『金史』卷一二〇・列傳第五八・世威・烏古論元忠傳に「會大興府守臣闕、遂以元忠知府事。有僧犯法、吏捕得置獄、皇姑梁國大長公主屬使釋之、元忠不聽、主奏其事、世宗召謂曰、卿不徇情、甚可嘉也、治京如此、朕復何憂」とある。
- 20 【法慶住嵩山法王禪寺】法王禪寺は『大明一統志』卷一六三・河南府二・寺觀に「法王寺。在登封縣北十里嵩山南麓、漢永平十四年建。唐開元中改名功德。宋慶曆中復改今名。寺背負嵩嶽左右、高・如張兩翼、俯瞰二熊諸山、排列如拱」とある。法慶については未詳。
- 21 【重靖住盧巖】盧巖寺は『河南通志』卷五〇・寺觀に「盧巖寺。在登封縣城東北二十五里。卽唐諫議盧鴻隱居之處。開元中改爲寺」とある。重靖については未詳。
- 22 【師安住羅漢】羅漢寺は『大明一統志』卷三〇・南陽府に「羅漢寺。在桐栢縣東七十里、宋建」とある。師安については未詳。

(王 奕明)

六 第九代了公禪師（相了）塔銘

〔解題〕

本碑は了公禪師（一一三四―一二〇三）の塔銘である。撰者は大慶壽寺住持の徳順で、篆額は前龍山縣令の呂景安、書は桑穌叟による。塔は六面から成っており、第一面に「故了公長老塔」の篆額、第二面と第六面には僧侶の姿が線刻され、残りの三面が塔銘の本文で、第三面に一―一一行、第四面に一二―二二行、第五面に二三―三〇行が刻される。立石は泰和四年（一二〇四）である。

了公、法諱は相了、俗姓は宋氏、遼寧地方の義州弘政縣の人である。大嘉福寺の祚公のもとで落髮、九歳にして皇統二年（一一四二）の特恩普度により得度する。のち遼陽に赴き諸師を訪ねるが、最終的に懿州崇福寺の超公に師事する。さらに松林寺や大惠安寺などを経て閻山寧國寺に隠退していたところ、請われて潭柘寺の住持となる。四年後、天王小刹に隱棲するが、迎えられて竹林寺に赴く。その後、ついに退いて龍泉寺に住した。泰和三年（一二〇三）に逝去、享年七十、僧臘六十二。なお、相了については、竺沙雅章「遼金代燕京の禪宗」（前掲「（二）廣溫碑銘」の解題）参照。

本碑の拓本は、『北拓』第四七册九一頁、『圖志（上）』二五四―二五五頁に見える。『北拓』によると、六面全體の拓本の寸法は、高さ一三四センチ、幅二四四センチである。なお、『補續高僧傳』卷一二の相了傳は、本碑に基づいたものである。

〔釋文〕

第九代了公禪師塔銘

大慶壽寺住持傳法沙門德順撰

桑蘇叟書

文林郎前龍山縣令呂景安篆額

禪師者、義州弘政宋氏之季子也。生有奇瑞、幼而不羣、舉止端重、行必直視、「坐必跏趺一日」聞祖父誦賦、至秦皇漢武不／死何歸、便問死歸何處耶。祖異之、乃語其父曰、此子發言異常、非塵俗之人、□□□□□□依本郡大嘉福寺祚公落髮。訓／名行錄。九歲遇皇統／霈恩得度、宗習華嚴・圓覺等經。神機明解、發於妙齡。年纔十五、代師開演、後□□□□□□同學共遵咸平石城、繼請講授、循／循開誘、誨人不倦。一日忽念經云、修多羅教、如標月指、經既爲標、月何所在□□□□不。尋聞遼陽禪利有大導師、單傳佛／心、不立文字、乃罷講腰包、徑往清安訪月公。因緣不契、遂造咸平禪林、見定公。定公俾令悅衆、師以德加人、一衆悅服。然／解會之心、未能顛脫、復往錦州大明參誘公。誘公命掌記室、久之、亦無所得。誘曰、汝緣不在此、懿州崇福超公老人、明州／的祠也。可往依之、必爲子發其奧耳。乃拜辭、遽謁超公、一見云、叢林主來何暮。仍喚維那、向明窗下安排。此僧他日必光／煥吾宗。未幾、請爲座元。晨夕諮叩、雖飽參、尙未所證。因有居士請益、俱抵于天龍處、得一指頭禪、一生受用不盡、師立坐／□、遽問俱抵一指頭禪、受用不盡、未審和尙有多少。超公應聲一吹、師忽然有省、如披雲見月。欣躍無量、須臾呈一頌曰、窺破浮雲月色寒、偶然頓歇鬪體乾、通身光透威音外、普應羣機作大緣。超公印可曰、且喜大事了畢。乃更名相了、衆舉／立僧。機鋒逸格、緇素傾仰、秉拂事竟、嘉遁雲峰、禪悅自樂、然名翼振飛、德香遠播。懿州連師敦請開法、接踵崇福、北京留／司具疏、遷住松林。龍象雲歸、人天蟻慕、東京留守曹王嚮師道風、請居大惠安、提綱六稔、規範肅清。但性樂聞寂、久倦應／對、遂夜遁於閭山寧國寺、恬退自處、枕石眠雲、作終焉之計。會潭柘虛席、功德主岐國大長公主遠屈住持。師素愛林泉、／略無辭遜。既來、宗風大振、四年告老、晦迹天王小刹。冀國公主抑踞竹林。師快然自媿息跡無計、歎念身世利名爲大道／之累信矣。未經歲、退居城隈古寺龍泉。既知復迎頤老林下、乃欣然從之曰、吾將終老此山、所謂他日莫離舊處。師稟性／純質、加之慈恕、心不忤

物、一生未嘗略起瞋恚、縱遇呵毀、而容色不易、蓋心如大地、八風巨動、雖五坐道場、唯信緣甘分／不務夏畦、誨門弟子、皆退步究理日損之語。嗣其法者三人、道積・相崇・善惠各唱道一方。泰和三年十月末旬、忽示疾至／二十七日午時、索筆書偈曰、三十餘年、說法弄巧、成拙臨岐、更爲諸人、重重漏泄、本來無法、與他人依舊、清風伴明月。／偈畢、右脇長往、壽七十、臘六十二。茶毘日有百千蝴蝶、自烈焰而出、祥雲五色、現於塵□、牙齒不灰、門人收靈骨、樹石塔、／求記於重蘇叟。叟曰、汝師吾畏友也、其潛德密行、非吾所知、聊述事蹟、以記歲時耳。乃爲銘曰

混沌未分 太初冲寂 情竇日鑿 妄興智識 識喪乎真 智勞于神 是故君子 返朴還淳
抱甕忘機 拾蠲癡慮 普化風顛 谷泉垢汚 了導師 純粹天資 道齊先覺 行同嬰兒
火裏瓊瑤 雪中松柏 溫潤堅青 炎涼叵革 佛鑒遠裔 明州親孫 窮理盡性 尋流得源
接物功成 順緣而化 識返眞常 名流華夏 人天失照 □□□徒 斯人已喪 後死何壽
我作蕪詞 彫冰鏤雪 刻諸翠琰 以示來哲

泰和四年歲次甲子四月己巳二十日癸丑庚時門人 善瓊等建 永安楊 文昌 刻

〔註〕

1 【修多羅經】 『大方圓覺修多羅了義經』に「修多羅教如標月指、若復見月、了知所標畢竟非月。一切如來、種種言說、開示菩薩、亦復如是」とあるのに基づく。

2 【俱胝于天龍處、得一指頭禪】 『景德傳燈錄』卷一一・俱胝章「婺州金華山俱胝和尚住庵。有尼名實際、到庵戴笠子、執錫繞師三匝云、道得即拈下笠子。三問、師皆無對。尼便去。師曰、日勢稍晚、且留一宿。尼曰、道得即宿。師又無對。尼去後歎曰、

我雖處丈夫之形、而無丈夫之氣。擬棄庵往諸方參尋。其夜山神告曰、不須離此山。將有大菩薩來爲和尚說法也。果旬日天龍和尚到庵。師乃迎禮、具陳前事。天龍豎一指而示之。師當下大悟。自此凡有參學僧到、師唯舉一指、無別提唱。有一童子、於外被人詰曰、和尚說何法要。童子豎起指頭。歸而舉似師。師以刀斷其指頭。童子叫喚走出。師召一聲。童子回首。師卻豎起指頭。童子豁然領解。師將順世、謂衆曰、吾得天龍一指頭禪、一生用

不盡。言訖示滅。」

3 【東京留守曹王】 世宗の子である永功。『金史』卷八五・世宗

諸子列傳によると、大定十一年に、隋王から曹王へ進封されている。また、同二十三年には判東京留守から河間尹を経て北京

留守となり、ほどなく東京留守に轉じている。

4 【岐國大長公主】 不詳。

5 【冀國公主】 不詳。

6 【佛鑿】 太平佛鑿慧勸（一〇五九―一一一七）のこと。

（松浦典弘）

七 薊州盤山法興禪寺故榮公（淨榮）塔銘

〔解題〕

本碑は薊州（天津市薊縣）盤山法興禪寺の提點をつとめた淨榮（一二〇二―一二六一）の事績を記したものである。中統四年（一二二三）立石。撰者は圓瑩、書者は文正、造塔者は門人の劉元と孟百龍、刻石者は馬秀と劉德義である。

淨榮は德州（現市）の出身で、俗姓は張氏。その家は農家である。父の命により出家し、貞祐三年（一二一五）十四歳で具足戒を受けた。樂州（石家莊市欒城縣）樂亭の千金禪師に參じ、ついで薊州盤山の上方感化寺、平峪（北京市平谷區）の雙泉、安固などの寺院を歴して、薊州盤山の法興禪寺に入り、諸師の請願を受けて本寺の提點となった。中統二年（一二六一）に六十歳で示寂した。

法興禪寺は金末の動亂のさなかに全眞教徒によって占據され、棲雲觀という道觀に改められていた。僧侶たちがしばしば取り返そうとしたが果たせなかった。のち上方（感化寺？）長老の雲公なる僧がクビライにその還付を請い、クビライが憲宗モンケに奏上したところ、モンケはクビライに對して聖旨を降し、棲雲觀を佛寺にもどし僧の手に返すことを命じた。憲宗八年（一二五八）九月四日のことである。これは同年七月に行われ、佛教側の勝利に終わった第三回道佛論

争の結果を踏まえての措置と見てよい。本碑には淨榮が法興禪寺の提點となったことを述べたのち「開山第一代」と表記している。これは淨榮がまさしくモンケの聖旨によって復興された法興禪寺の初代であったことを意味するものであろう。

本碑の寸法は高さ八四センチ、幅四九センチ。拓影は『北拓』第四八冊三〇頁に収める。なお『欽定盤山志』巻八に淨榮の略傳が見える。

〔釋文〕

燕京薊州盤山中盤法興禪寺故榮公提點大師塔銘并序

京兆終南山前往十方百塔大萬壽禪寺襲祖圓瑩撰

襄山苾芻僧文正書丹

予奉師命、自雍之燕、觀禮

國師、疏彌陀院之門憩息。翌日有僧、搖搖而來、踵門而至、謂予曰、余聞之師自京兆而來、投中衣食貨財、

方今之風俗之盛衰即勿論。則吾佛祖之道、傳之中國、千數百年、其死生禍福之際、可得而聞、然

此掌本僧默然不荅、俄而踟躕於其前曰、余師圓寂已三祀矣、其安措則已周、其建塔則既畢、

欲丐師文以壽後世焉。予應之曰、不材之木、鈍魯之姿、素不親於文學、豈足以當斯任、

照京邑。子其而來請、他日復來、再三固辭、而毋諾焉、不得已遂詞、師平生行業何哉。

其「眞實」以告。師諱淨榮、德州張氏子也。世襲以來、農桑爲業、其家已富。邑人殿宇、置恆產

公長老爲師、而訓茲名。爰自落髮授具、三業精專、衣不畜、恆以利人、之「小」殿宇、置恆產

、而爲之急務也。始自樂州樂亭之千金禪師教、次遷薊之山上方之「感」次「平峪之」「雙」泉、本縣之安

固、終于薊之中盤法興。本界「諸」師、仰師之功、請爲提點。「即」開山第一、代「易」雷、忽一日召諸門人曰、

余自出家迨及于今數十年間、所住寺〔說法〕殫其力、而□□之今其老／□□□□□□□□□□〔宜〕勉力而修進之。言畢而逝。度門弟子八十餘人、俗徒授戒者三百餘人。世壽六十、僧臘四／十有七。圓寂之日、寔中統二年二月初八日也。茶毘、門弟子收靈骨而樹塔。繇是遂如其言□筆以紀、□爲銘曰、／大道□兮、非聖孰能。大道□兮、惟人及行。猗歟榮公、天粹而繼。幼而落彩、□德□新。／初以三業、□以一乘。不〔貪其資〕、不愛其榮。重修□宇、以舊惟新。化緣將畢、□□玄津。／歸無有室、□□玄門。門人景慕、玉琰書銘。千載之下、播其嘉聲。／皆大朝中統四年三月閏八日書。舍利三粒／人明□ 明宗 明清 明摠 明孝 明昌 明期 明來 明剛 明信 明月 明固

- 明香 明□ 明忍 明順 明祿 明聰 明山 明法 明盤 明義 明金 明進
- □□ 明思 明嵩 □□ 顯住 顯□ 顯□ 顯慶 顯和 顯聚
- 授戒二百餘人 □明□ □明志

- 明□ 明深 化主明蘇 外庫明星 副寺明躍 明敬 直歲明忠 明興 □器明喜
- 〔燕〕京□□□□山中盤法興禪寺住持山主明理與衆法眷等同共建塔立石
- 內司孟提點・門人劉元并孟百龍造塔 薊州馬秀・劉德義刻石

〔註〕

- 1 【十方百塔大萬壽禪寺】 長安近郊の寺院。
 ・〔百塔寺〕『長安縣志』卷二二・寺觀「百塔寺。在城南五十里。本唐僧信行塔院。」
 ・〔萬壽寺〕同右「萬壽寺。在長安故城霸城門外一里許。本梁蕭岑宅。」
- 2 【國師】 一字擡頭。パスバ（八思巴）のことであろう。彼は
- 3 【薊之□山上方之感□】 薊州盤山の上方感化寺のことであろう。『欽定盤山志』卷五「感化寺。魏田疇隱處。舊名寶積寺。唐

貞元中建。太和・咸平間、道宗・常實二沙門重修。後道士居之、改爲上方元宮。至遠乾統七年、幽州主帥清河張某、奏請易爲感化寺。」

4 【薊之中盤法興】 金元交代期における法興寺の道觀への變更とモンケの聖旨に基づく復興の経緯については、『至元辨偽錄』卷三に詳しい。「初盤山中盤法興寺、亥子年間、天兵始過、罕有僧人、海山本無老師之嗣。振公長老、首居上方、橡粟充粮、以度朝夕。全眞之徒、挾丘公之力、謀占中盤、乃就振公、假言借

住。振公以謂、道人棲宿、猶勝荒涼。且令權止。占居既久、遂規永定王道政・陳知觀・吳先生等、乃改拆殿宇、打損佛像。又冒奏國母太后娘娘、立碑改額、爲棲雲觀。……屢僧爭奪而不能革。乙卯年、聖旨斷與和尚、不肯分付。後、上方長老雲公、忿其無理、破碎其碑、奏告今上皇帝、又共那摩大師・少林長老、朝覲蒙哥皇帝、具陳其事。聖旨委付今上皇帝、改正其弊、却爲僧院。即戊午年九月初四日也。」

(藤原崇人)

八 六聘山天開寺懺悔上人墳塔記

〔解題〕

本碑は六聘山天開寺懺悔上人の塔記である。王虛中(王鼎)の撰、布衣賈漑の書、涿州邵師儒の鐫、全二九行、一行一九文字で記される。

懺悔上人(一〇一一―一〇七〇)、諱は守常、姓は曹、易縣新安府の人。六聘山の鐵頭陀に禮し、十九歳に具戒を受ける。『名數』・『税金』・『吼石』・『大乘起信』などの經典を講じ、六聘山天開寺に三十年間住したのち、咸雍六年(一〇七〇年)歳六十一、僧臘四十二で卒したという。

本碑の拓影は『圖志(下)』八一頁に收められる。録文は『圖志(下)』八二頁、『全遼文』卷八、『全遼金文』(山西古

籍出版社、二〇〇二年）上巻・五〇五頁にある。『圖志』によると拓影の寸法は、高さ四九・五センチ、幅六九・五センチ。

なお本碑文末に、文を記した歳として「大安己巳歲」とある。撰文者の王鼎は遼の乾統六年（一一〇六）に卒していることから、この「大安己巳歲」は、遼の大安五年（一〇八九）であることが推定される。しかし、本文中には、その翌年にあたる大安六年（一〇九〇）三月のこととして、受法俗弟子の王至溫が王鼎に撰文を依頼している事が記されている。よって、時間的に辻褃が合わず、本碑の立石年については明確にならない。

〔釋文〕

六聘山天開寺懺悔上人墳塔記

朝議大夫乾文閣直學士知制誥賜紫金魚袋王虛中撰

噫、古之葬者、弗封樹、慮其傷心、若掩骼埋胔之類、欲人之弗得見也。而後世樸散、轉加乎文。遂有貴賤丘壙高厚之制。及佛教來、又變其飭終歸全之道、皆從火化、使中國送往。一類燒羌、至收餘燼爲浮冪、令人瞻仰。不復顧歸土及泉之義。世以爲然。自非高道、孰克相宜。我懺悔上人、終獲是禮、斯無媿焉。上人諱守常、曹姓、易縣新安府人也。幼習儒業、早善聲明、口授諸生、處處爲師匠。年十七便厭世、累禮六聘山鐵頭陀爲師。十九受具、就學

無方、所向迎刃。始講名數・税金・吼石等論、次開雜花經洎大乘起信等論、前後出却學徒數十人、兼放菩薩戒壇十餘次。所度白黑四衆二十餘萬、住持本山三十年。倡導外、日誦大悲心呪、以爲恆課。方與佛宮長爲法匠。無何、以咸雍六年正月二十一日、遷化於上方樓神之所。春秋六十一、夏臘四十二。而最後頂煖、其容如生。卽以其次月九日、具天竺茶毗之儀而送之焉。薪盡、甃灰外戒珠如流、至有掘地、所求亦廣。非夫性純與世懸解者、曷由底其然邪。旋以其年三月望日、塔其骨於上方本院之坤隅。大安六年三月十五日、其受法俗弟子王至溫、始議述其遺躅、託予文

而誌之、以告於後。嗚呼、倡高和寡、所繼者／無多。處在人亡、其悲者有幾。今室還沒草、骨已爲／塵。猶以故人紀其遺躅、則高山仰止之詠、不獨美／其前人、迺知名教之興、師道尊重。俾夫民德、／愈歸于厚矣。時大安己巳歲姑洗月之十五日記

布衣賈漑書 涿州邵師儒鐫

〔註〕

1 【鐵頭陀】 未詳。

とある。

2 【上方棲神之所】 兜率寺のことを指す。『日下舊聞考』卷一二

3 【王至溫】 未詳。

九・京畿に「上方寺一名兜率寺、鑿石爲磴、攀鐵索而上、絶頂有泉如斗、汨汨不窮、旁有修竹千竿、清冷逼人（燕都游覽志）」

（王 奕明）

九 琬公大師（靜琬）塔銘

〔解題〕

遼の大安九年（一〇九三）建。塔身の題刻は「開山琬公之塔」とある。雲居寺文物管理處編『雲居寺貞石錄』（北京燕山出版社、二〇〇七年）七四頁によれば、塔はもともと雲居寺付近の水頭村にあって、一九七九年に雲居寺に遷す際に塔内から塔銘が発見された。

靜琬（？～六三九）は俗名不詳、もとは幽州智泉寺の沙門。房山雲居寺の創建者にして、房山石刻事業の創始者。『冥報

記』卷上(『大正』五一・七八九c)には、「釋智苑」として彼の事蹟について記載がある。

碑文の後半は通理大師の事蹟を記すが、彼の生没経歴は不詳。房山石經の雕造事業については、塚本善隆「石經山雲居寺と石刻大藏經」(『塚本善隆著作集第五卷・中國近世佛教史の諸問題』大東出版社、一九七五年、初出『東方學報』京都・第五册副刊、一九三五年)が詳しい。

拓影と録文は『圖志(上)』八三頁、『圖志(下)』二二七頁と『雲居寺貞石錄』七四頁にそれぞれ収められている。『圖志』によれば、塔は高さ六〇〇センチ、塔銘は高さ七〇センチ、幅四〇センチ。

〔釋文〕

琬公大師塔銘

書

燕京延洪寺講經論沙門

善雍 當寺校勘石經之次 錄

自隋大業中、有智泉寺靜琬法師、始發心創石經、以虞法滅。唐貞觀／五年、涅槃經成。不日一十二部經就。遂於白帶山頂石室中藏之、兼／外以鐵錮其戶矣。師貞觀十三年卒、以其法寶未就、故師靈骨、未得／瘞焉。至大遼大安初、雲居寺東峯頂、無故忽有異人、呼寺僧指云、此／山有先師舍利。汝盍開焉。如是至三、其僧方集衆於所指地開之。遂／於石內、獲師靈柩、儼有鈎鎖之狀。至大安九年春首、有／通理大師、親彼勝迹、因繼其功。乃放大乘十善戒、度徒數十萬、襯利／頗多。續經之暇、遂締構貞珉、以爲浮圖一所、舉高二丈餘、於寺之壬／以理葬焉。其餘事迹、具在冥報記中。夫積善於世、乃垂譽於千祀。師／之令名、傳于萬古。俾爲實錄、無愧于辭。謹爲銘曰、／師之生也、家顯國昌、師之動也、爲福爲祥。與善與樂、濟苦除殃、鑄經密錮、備法摧殤。未滿其志、俄歸逝水、黯黯風煙、蕭蕭雲氣。刻貞珉兮記其銘、俾懿德兮光萬祀。／

維大遼大安九祀龍集昭陽作噩月呂應鍾乙巳朔二十九日癸酉丙時瘞

〔註〕

1 【貞觀五年涅槃經成】 貞觀五年（六三一）に涅槃經が成った。あつた劉濟の「涿鹿山石經堂記」（録文は前掲塚本「石刻山雲居」）に記載がある。ことにについては、元和年間（八〇六～八二〇）に幽州節度使で寺と石刻大藏經」に有り、碑文自體は不存）に記載がある。

（濱野亮介）

一〇 大遼國燕京永泰寺正慧大師遺行靈塔記

〔解題〕

遼の天慶六年（一一二六）四月二十七日建。題額は「奉爲先師大師特建／佛頂尊勝密言靈塔」と刻字される。撰者は文字が摩滅しており判らず、刻者も不明。

正慧大師（一〇四二～一一一六）は、俗性は齊氏、諱は傳わらず、永清縣（現在の河北省廊坊市）の生まれ。燕京の天王寺三藏の下で受具し、さらに永泰寺の守臻のもとでも試經得度する。その後、紫衣を賜い、兩帝（年代からすると道宗と天祚帝）の懺主となる。天慶六年一月二十六日に七十五歳で示寂する。同年四月二十七日に塔が建てられた。

拓影は『圖志（上）』二二八頁、『北拓』第四五冊一四五頁に收められており、録文は『圖志（下）』八五頁、『全遼文』卷一一（三三二頁）、向南編『遼代石刻文編』（河北教育出版社、一九九五年）六五八頁に收められている。『圖志』の記載によれば、塔幢は現在房山區張坊小學校にある。塔の通高は六〇〇センチ、刻記のある面は高さ一三五センチ、幅五四センチであり、塔座は三層に分かれ、中層を成す八角柱の第一面に題額、第二・三・四・五面に佛頂尊勝陀羅尼、第六・

七・八面に塔記が刻されている。なおここでは佛頂尊勝陀羅尼は省略した。

〔釋文〕

大遼國燕京永泰寺崇祿大夫檢校太尉傳菩薩戒懺悔正慧大師遺行靈塔記

噫、自古前賢、凡有德者、過世已後、蓋探貞珉、造于幢塔。置在先隴上、□□佛頂尊勝陀羅尼。用薦／去靈幽冥之福祐及標遺行、以授後人、或子或孫、逐禩依時、具禮備於珍饌。何□□召祐祭人求先久／降赴。然後披讀斯文、足知我先人所附。名品高位、萬代仍存、而爲眼□如妓。今□□立之道□□奉行／以我建塔之主沙門善隱、及廻禮門資講經論、前都綱□□沙門善仙及張□豪民□□□□／師貢士衡李智祥□張七郎等。可以順天子之高懷、契如來之聖意者、實其人也。□□有／生天本師。大師者、俗姓齊氏、本永清縣□□里齊公季男也。自爲幼童、天分靈異、不爲髻髮。爾後／默居俗室、志樂空門。出家禮燕京天王寺三藏爲師、遇 恩授具。以後四□□□□未及行□□□／律論、迥出人閒、大傳于世。自後迴禮永泰寺□守司徒疏主大師爲師、試經受具。受宣十／京爲三學經主。因此宣賜到紫衣。未久之間、奉敕爲燕京□□僧錄。可謂人天眼目、昏夜慈燈／爲三界之導師、佈八方之化主。普設義壇、所度之衆、數過九百餘萬、遍濟貧人、約二十餘億□□□／兩朝饑主・二帝仁師、名震四方、德彰八表、所至之處、自然而有、香花燈燭、音樂螺鈸。上妙供養、每不／求而至。我師享年七十有五。猶居聖氷岩靜止。是歲冬三日、因有請命、放度所至于本村去 天慶／六季正月二十六日、忽于禪室內、現霞光七道、大師自見□天帝釋并諸聖衆、同共來迎。是□夜更、／乃順世無常、緣終示化。此際地踊愁雲、天垂慘霧。嗚呼哀哉、三界無依、四生何托。痛法山而／傾倒、念法海以枯竭。可憐智炬潛輝、禪燈泯照。于是 遼國七衆、凡但聞者、皆如喪考。至後二月二／十八日、備茶毗之則、廣積香檀幡蓋。殯送之衆、數過百萬。當期天降五色祥雲、地踊四色蓮花。未及火／滅、舍利盈空。衆皆收供、大師靈骨、分于七處、各興妙塔。迨今數月、憶念猶存。別加薦葬之誠、用報／先師之德。特命良工、造成石塔壹坐、上下十五層、高低二十尺。去張坊院內乾位。于天慶六季四月二／

十七日丙時、具禮掩建是塔。如天上化來、似地中踊出。士衆有願、准定年年三月三日、同備上妙供／養供塔、縱地久天長。猶增光于遺行、任陵遷谷變、永不泯于芳名者哉。

先師門資 玉泉大師大師 傳戒善傑法師善悟法師善義法師善稱法師善□大師善季法師善隱法師善軫法師善餘法師善□法師法孫／圓實教妙奴 寶林奴 張坊院大衆

新沙門□深沙門志圓／沙門志誦沙門志蘊沙門志隱沙門志善詮沙門善定沙門志寬沙門法選沙門志抄沙門志□沙門志□沙門志淨□大翁龐氏界師／孟氏郭氏大五孃 母阿玉阿軒妻阿閻弟姊阿劉次阿□□阿□□姊阿□ 使文□杜

清哥杜□哥□□／

〔註〕

1 【燕京天王寺三藏】 不詳。天王寺は燕京城内延慶坊に在った。

現在の天寧寺。『遼史』卷四一・地理志「遼既建都、用爲重地、

非親王不得主之。清寧八年建華嚴寺、奉安諸帝石像・銅像。又有天王寺、留守司衙、南曰西省。」

2 【永泰寺】 燕京の永泰寺。後に天慶寺と改名された。『日下舊聞考』卷五八・城市「天慶寺、原遼之永泰寺、金大安中兵毀、

元世祖至元壬申重建、明宣德中重修。（春明夢餘錄）」

3 【守司徒疏主大師】 守臻のこと。生没等不詳。山西省文物局・

中國歴史博物館編『應縣木塔遼代秘藏』（文物出版社、一九九一年）所收『釋摩訶衍論通贊疏』に「燕臺永泰寺崇錄大夫守司徒

通慧大師賜紫沙門守臻」とあり、また魏坤の『倚晴閣雜鈔』に「疏主懺悔師守司徒純慧大師賜紫沙門守臻」とある。

（濱野亮介）

〔山西〕

一 一 救賜龍岩寺碑

〔解題〕

本碑は、河東南路河中府猗氏縣上李村の龍岩寺に對する救額・尙書禮部牒ならびに額記の三段より成る。額記には、救額を請願し本碑を建立するに至るまでの經緯が記されている。

本碑拓本は、『北拓』第四六冊七七頁に見える。録文は、額記のみが、『全遼金文』（山西古籍出版社、二〇〇二年）下冊四〇三四～四〇三六頁に掲載される。本碑拓本の寸法は、『北拓』の記載によると、高さ一五四センチ、幅六四センチ、題額は高さ四八センチ、幅三〇センチ。

〔釋文〕

【上截（額）】

救賜龍／岩寺碑

【中截】

尙書禮部
牒

河中府猗氏縣上李村□□等狀告、□本村人戸同共修蓋到寺

舍一所、自來別無名額、已納訖合着錢數、乞立寺名。勘會是實、須

合給賜者。

〔牒〕、奉

〔敕可〕特賜龍岩、牒至准

〔敕、故〕牒。

大定三年六月二十九日令吏向昇〔花押〕・主事安〔花押〕權〔宮〕

〔奉議大〕夫行太常博士權員外郎劉

〔中散大〕夫行員外郎李

〔宣〕威將軍郎中耶律〔花押〕

侍 郎

〔中〕奉大夫禮部尚書兼翰林學士承旨知制誥修國史王／

【下截】

河中府猗氏縣上李村龍岩寺額記

〔原〕夫一氣初分、二儀始判。從曦軒而啓運、迄殷夏以□□。明君臣上下之倫、別父□尊□之序。尚□□之／俗、崇禮義之風。而竺乾之教、耳未聞焉、緇錫之流、目無見也。蓋起於漢明之代、而隆於梁武〔之〕朝。元元臨／首以從風、摠摠傾心而向化。達摩居士來西土以傳衣、惠能大師留南方而置印。妙法□□□□演、眞／經自是以丕宣。蓮宮內建于九州、紺宇外興于四海。而 李君之道、孔父之儒、雖廣設於□□、□□可其美、／〔縱〕多恢於覺舍、莫竝其休。不其然乎、誠如是也。粵有郇瑕舊境、猗頓³新封。中有名村〔以〕爲上李。園林鬱茂、／土地肥饒。阪有桑而丘有麻、男勤耕而女勤織。邁响响之禹隰、⁴逾廡廡之周〔原〕⁵。豪□⁶名⁷人、連甍比屋。其□／迦之侶、好釋之徒、亦捨淨財、庸修精舍。厥後、時經沿

革、世歷廢興。或遭水旱之災、或「遇」兵戈之「害」。而得□／□其淨刹、豈能復起其浮圖哉。暨乃高公、崇乎佛教。心恆持於五戒、志切尙於三歸。「歎」廟宇之「摧殘」、嗟「漚」／青之變改。常邀善友、每結良朋。雖欲補修、未遑完葺。成乃前事、在茲後昆。孝矣「不」洎、承乎父志。人推大□、衆服名家。修甲第、近乃十區、置膏腴、幾乎百頃。弟焉樂業、勤農作以致「貲」、豐、姪也從軍、立戰功而蒙爵□。／子孫貴富、門戶光輝。因多出其家財、用廣營其寺舍。新其門闕、築乃垣墉。栽翠柏以成行、植青松而「就」□。／崢嶸樓閣既峻、極于高天、壯麗殿堂又宏、蟠于厚地。前望大悲之像、妙極端「嚴」、後瞻「彌勒」之容、仍□「其」□。／於東廂對牖、森綠竹以滿欄、在西序當軒、鬱碧筠而盈檻。稔聽敲「金」之韻、長聞擊玉之聲。客位清涼、僧□／淨潔。雞既鳴矣、晨鐘隱隱以揚音、月出皎兮、夕磬泠泠而發響。持課者率皆勉勩、誦經者學盡「孜孜」。□□／往往以來陳、燈葉時時而入獻。多從善而改惡、遞尙素以黜華。又立聖僧、常求靈藥。食則沈疴□□、□□／痼疾能痊。凡有蒙恩、不無施利。左則深溝大壑、法雨周流、右焉廣阜崇丘、慈雲通覆。背孤山□□□、面□水／以縈紆。眞雄偉之地焉、實聖賢之居也。增修下院、宛在村心、爰立三師、遂居一殿。中據世「尊」□□、□□／菩薩之儀。彫刻尤工、莊嚴甚巧。然念未加／

敕額、難度僧徒、欲請其名、須聞于上。會大定之二載、逢朝廷之一時。普降恩□、□施□□。□頒□／「額」、容「納」貨泉。□則不疑、「忻」然有喜、「僉」□□□、□□□「司」。「仰輸」□「眼」之「資」、□「寫龍岩」之□。□□、□□其／牌。俾大書於奇字、令高榜於法堂。咸曰休哉、盡云美矣。慮歲時之改□、將名跡之「湮」□。□□□□、何／以傳於久遠。旁求哲匠、遠購豐碑。因堅請以爲文、遂直言而寫事。時大定三年重陽□□□。

[註]

- 1 【奉議大】夫……】たとえば、同時期の『山右石刻叢編』卷 假權宮／奉議大夫行太常博士權員外郎劉／中散大夫行員外郎
 二一・大雲禪院牒「大定三年六月二十□日令史向昇□□主事安 李／宣威將軍郎中耶律（押）／侍郎／中奉大夫禮部尙書翰林承旨

知制誥修國史王」などから、拓影で缺けている官職名を補った。

2 【郁瑕】 古の晋の地。郁瑕は今の山西省運城市にある。

3 【猗頓】 「陶朱猗頓の富」で知られる猗頓のこと。春秋時代の

富豪。牧畜や製鹽を行って財を築いたと言われる。

4 【昀昀之禹隰】 『詩經』小雅・信南山に「信彼南山、維禹甸

之。昀昀原隰、曾孫田之。我疆我理、南東其畝」とある。

5 【廡廡之周「原」】 『詩經』大雅・緜に「周原廡廡、蕞茶如飴」

とある。

6 【孤山】 山西省運城市萬榮縣にある山名。介山とも言う。

(加藤一寧)

一一一 脩昭化院記

〔解題〕

本碑は壽陽(晉中市壽陽縣)東北の神福山(方山)にあった昭化院の來歴を記したものである。大定五年(一一六五)立石。撰者は王革。

唐の開元中(七一三―七四二)、顯教妙嚴長者の李通玄なる人物が神福山にこもり華嚴の論書の著述につとめた。論書が成り、李通玄が没するに及び、本山周邊の民は彼の居所に寺院を建てた。これが昭化院の前身である。當初この寺院は手狭で住僧も少なかったが、北宋の元祐三年(一一〇八)に提點刑獄の張商英が壽陽方面を巡按した際、自ら李通玄と縁の有る者であることを言い、檀信徒を率いて改築に取り組んだ。その後、金の貞元元年(一一五三)に至り、行壽陽縣令の某が張商英の行爲に感銘をうけ、老朽化した昭化院の修復を行った。

本碑の寸法は高さ五二センチ、幅六二センチ。拓影は『北拓』第四六冊八五頁に、録文は『金石續編』卷二〇に收める。

〔釋文〕

壽陽東北三十五里、日神福山¹、峯巒秀拔、林木鬱／茂。有唐開元間、顯教妙嚴長者李氏、²〔遇〕來此山、卜／土室而居。研精覃思、以著華嚴論爲業。神物佑助、／不召而至、越十有九歲、文成示寐。飛走哀號、環山／之民、莫不感激、相與建寺於其所。然而廊宇隘陋、／僧徒鮮少。經五百歲、前宋元祐戊辰、本路提刑張／天覺學士³、按行羣邑、自謂有緣於長者、崇像禮之、／即勸率檀信、改造今昭化禪院、特奏□□僧一員、／以供祠祀。及居政府、崇信愈謹、於是乎長者之教／興矣。本朝已來、寺雖仍舊、歷一甲子、頽廢／輒多、殆無完所。歲在癸酉、行縣廣威公、始下車、⁴〔治〕／民以惠、御史以嚴。未幾、政理因尙勸農事、道過／下、瞻仰者久之、忽見天覺寫眞、而悅曰、此賢相□／余爲宗姓、十世之上、庸知非同出邪、丞相之志可／不申明。國命寺僧□□□數月之間、弊者斯新、／仆者斯起。公諱忠□、字德裕、〔藩〕州人、世爲遼東著／□。少承從伯父太傅中書令〔淋〕蔭補官、其見賢思／齊樂、與人爲善、率皆此類。僧宗廣等、德公甚厚、思／有以傳褒讚、稱述略不去口、太原王革聞而錄之、以／爲重脩寺記云。時貞元乙亥十二月十日書。／

□信校尉權令張景祥 大定五年六月日住持僧山中立石 孟山宋慶刊

〔註〕

- 1 【神福山】 方山ともいう。『壽陽縣志』 卷一・輿地「方山在縣東北四十里。其北與孟縣接境。松嶺蔚然、頂方一里。俗亦呼神福山。」
- 2 【顯教妙嚴長者李氏】 諱は通玄、滄州（現市）の人。唐の皇室に連なるという。『壽陽縣志』 卷一三・仙釋に崇寧元年（一一〇一）記の李長者行蹟碑（沙門宗勝撰、神福山中にあり）が移錄されている。
- 3 【本路提刑張天覺學士】 張商英のこと。字は天覺。蜀州新津縣（成都市新津縣）の人。哲宗朝のはじめに開封府推官となり、出でて河東、河北、江西、淮南の各提點刑獄、左司員外郎、知洪州、江淮發運副使などを歴した。碑記にいう「本路提刑」とは河東方面の提點刑獄を指すと思われる。崇寧初（一一〇二）に吏部・刑部侍郎、翰林學士となり、蔡京が宰相となると尙書右丞を拜し、左丞に遷った。のち蔡京との意見對立から左遷さ

れたが、大觀四年(一一一〇)に蔡京が逐われると尙書右僕射を拜し、彼にかわって國政にあたった。『宋史』卷三五二、『東都事略』卷一〇二に傳有り。

4 【行縣廣威公】 姓氏は不明。碑記後段の記載によると諱は忠□、字は德裕。「世爲遠東著□(姓?)」と記し、かつ太傅・中書令に至った伯父(不明)を持つことから、渤海人の名族であ

ったと思われる。「廣威」は武散官・正五品上の廣威將軍のこと(『金史』卷五五・百官志・吏部)。
5 【王革】 字は德新。詩文に優れる。しばしば科擧に應じるも合格せず、任子をもって仕官し、晩年に宜君縣主簿に充てられた。『歸潛志』卷五および『中州集』卷七に傳有り。

(藤原崇人)

一三 太原交城縣王山修建十方圓明禪院記

〔解題〕

本碑は「太原交城縣王山修建十方圓明禪院記」(以下、「圓明禪院記」と「(一四)王山十方圓明禪院第二代體公禪師塔銘并序」(以下、「覺體碑」)がそれぞれ碑陽・碑陰に刻されている。山西省交城縣の圓明禪院跡に現存。碑の寸法は、高さ三四四センチ、幅一一〇センチ、厚さ三三三センチ。

碑陽の「圓明禪院記」は、題額に「修建王山／十方圓明／禪院之記」と刻される。金・大定二十七年(一一八七)朱瀾撰、明昌元年(一一九〇)皇叔開府儀同三司冀王および善滿立石。碑文には、圓明禪院の來歴および當時の様子、すなわち、五代漢の乾祐年間(九四八―九五〇)の重建、皇統年間(一一四二―一一四九)の圓通道信禪師による復興、大定三年(一一六三)の寺額取得、そして覺體をはじめとする歴代住持の活動など、碑文が撰せられた大定二十七年までの情況が記されている。ただ文中には「先皇帝大定二年」など、撰文された大定二十七年の情況とは齟齬する表現が見られるが、

これらは明昌元年（一一九〇）に刻記される際に改められたものと思われる。

碑陰の「覺體碑」は、題額に「第二代／體公禪／師塔銘」と刻される。金・大定十五年（一一七五）邊元勳撰、元・後至元二年（一二三六）建、野雲海印の立石書篆。圓明禪院の第二代住持である覺體（一一二一～一一七三）は太原交城縣却波社里の人。皇統三年（一一四三）僧服を得た後、諸方を歴遊し大明法寶に師事。正隆五年（一一六〇）に法寶のもとを離れ、その後、圓明禪院の第二代住持となる。十一年後、天寧寺に隱居して大定十三年（一一七五）示寂。享年五十三、僧臘三十四。青州希辯・大明法寶という曹洞宗の流れを引く僧である。本碑は従來、燈史類でしか知られなかった覺體の動向を詳細に記しており貴重な史料である。

なお、兩碑文の内容には齟齬も見られるが、相互に補足するところも少なくない。

本碑は碑陽について明・成化『山西通志』などに僅かに著録があるものの、碑陰について觸れられたものは見ない。その詳細は近年、解光啓「金《太原交城縣王山修建十方圓明禪院記》與《第二代體公禪師塔銘并序》碑」（『五臺山研究』二〇〇〇年第二期）、同「交城縣王山圓明寺金代碑文考釋」（『山西考古學會論文集』三、山西古籍出版社、二〇〇〇年）〔兩者はほぼ同じ内容〕によって紹介された。それには兩碑刻の録文と語注が付されているので、あわせて参照されたい（本稿の註は上記語注を補うもののみ記した）。また後者には「覺體碑」の拓影が付されているが、十分に判讀するのは困難である。本録文は上記報告をされた解光啓氏（交城縣文物管理所）の協力のもとに行った原碑調査（「覺體碑」については同氏所藏の拓本を含む）によるものである。

〔釋文〕

太原交城縣王山修建十方圓明禪院記

朱瀾¹ 撰文、忠勇校尉黃鐵前院使 趙暉² 書并篆額

如來立教、許學佛者、得於山林空寂之處、修習禪定。無退無轉、澄鍊妙明、至無去來、成等正覺。爰自達磨以佛心印東入震旦、一花五葉、□法大興。由是諸方名山福地、禪刹相望、遍滿閭浮。太原交城東北山中、約二牛鳴、有古伽藍棟宇。僅在像佛三軀、半已摧毀。斷碑粗識、漢乾祐間、其徒重建□即□□圖經所載、自在王山寺之遺趾。白鹿東跋、臥牛西踞、兩山之閒、實爲勝地。傾垣廢宇、荆榛翳塞、奄宅狐狸、人跡不到。迨於本朝皇統年「聞」、時有圓通道信禪師、越自汾陽天寧退居。道過交城、闔縣父老、勤懇留師、請與是寺。師徇與意、特爲駐錫。相親經營、與寐窟元、飭材甄瓦、曾不少置。十餘年閒、起羅漢堂及大法堂・茶堂・方丈・虛明之軒、廣傳嚴事、遂成名刹。師乃故絳太平里人、俗姓張氏。貞元末季、升堂辭衆、跣跡而逝。壽七十八。□師云亡、法席久虛。先皇帝大定二年、有具眼師、名曰覺體。³斯乃磁州大明禪師寶公神足。旣已得法、還歸故鄉交城却波。未□下車、柰林□人、暨仁智淳、捧持府尹及轉運使兩衙請疏、丐師住持繼圓通事。師即隱遁西山石壁、居無幾何。緇素踵門、復申前意。師忽憶念、初發足時、季二十七。恍然路左遇一異僧。附耳言曰、四十二歲、向此西北山藍緣熟。師即省悟。以年計之、合如符契。由是幡然、從衆而至。師旣住事、大振宗風。諸方衲子、聞風雲會、士民咨承、戶外履滿。又於隙地、創起普光・觀音二堂、直山開軒、榜曰明秀。一日策杖、信步芝溪、見有泉、意可疏決、以資灌溉。乃化鄉人、得衆數百。窮源浚導、應鋪飛□、枝別脈引、大豐蔬果。今寶施崑即濫觴處。越明年春、敕賜院名圓明禪院、永爲十方棲禪之所。大明禪師示以戒約、謂、雖小師法嗣、不許繼居。必□十方得□之人。吾言必行、吾宗不泯。師稟嚴訓、奉以周旋、不敢失墜。師姓郭氏、十有一季九月二日、說偈甫畢、恬然而坐逝。監院圓祥、與衆計議、謂、離□北神□□居圓光庵主、道法通明、可以嗣事。及齋府尹漕臺之疏、懇請踰月、然後從之。訓道以□、齊衆以律、凡百主張、克肖師「教」。七年之中、增建祖堂・僧寮・客館□□之厨。能事旣畢、不居其功。拂袖離山、遂游東海。師姓程氏、玉亭定遠、實師之鄉。監院圓宗、恨望高踪、邈□□及、乃□高人梗陽居士李宗清、議立宗主。居士特舉積翠庵主善滿禪師。巖居八季、未嘗出山。木餐澗飲、更無餘事。況焉神山、親爲伯仲。若嗣先師、保能繼□。衆口和附、以爲知人、奉兩衙疏□□敦請。師逃深山、莫知其處。居士與衆、

披陟巘衝冒虎狼、僅而獲遇、力請至院、眡勉當仁、號爲稱職。徒衆倍增、數幾一□。修大雄閣・三門・茶寮・大像三軀、莊／嚴踰舊。師謂大衆、我佛有言、佛法須得 國王大臣相與弘護、乃能不墜。卽遣監院宗眞上人、躬捧書疏□都、祈請／皇叔冀王爲功德主。旣已得請、則又具錄。振古迄今、山門興修、師資相承。祈勒貞石、以告後人。建工成就、艱難之意、王又咨許。乃命門人三川朱瀾、爲之／作記。瀾奉 鈞命、取其所錄、次而書之、不敢加飾。庶幾觀者以爲得實。大定二十七年十月時日謹記。／

明昌元季九月二十二日 皇叔開府儀同三司冀王 立石 住持十方圓明禪院傳法嗣祖沙門 善滿 同立石／

宣武將軍行交城縣令上騎都尉進封廣平縣開國子食邑五百戶宋公秉直 照信校尉行交城縣尉武騎尉粘割 信武將軍行交城縣主簿騎都尉富春縣□國□食邑三百戶 孫儼¹⁰／

知事	圓祥	本印	本凝	本□	本戒	本文	崇義	本明	本玉	本瑩	惠進	祖淨
本安	本深	本圭	宿德	勤舊	圓遠	□字	閑鏡	圓貞	圓□	善因	圓良	／
義深	歸清	圓行	行清	智淳	宗眞	善念	祖英	寶淨	義本	善理	義禎	義提
元順	本淨	義瀛	能忍	□永	義□	圓附	圓貞	東杲	祖海	善恆	義□	汾陽
畢城	□□	／										

〔註〕

1 【朱瀾】『中州集』卷七に傳があり、「朱宮教瀾。瀾字巨觀、
霖堂先生之子。學問該洽、能世其家。大定二十八年進士、時年
已六十。意氣不少衰、歷諸王文學」と見える。また「朱諫議之
才。之才字師美、洛西三鄉人、宋崇寧間登科、入齊爲諫官。……
子瀾、字巨觀」（『中州集』卷二）、「密國公禱。密公字子瑜、興
陵之孫越王之長子。百年以來、宗室中第一流人也。少日、學詩
於朱巨觀、學書於任君謨、遂有出藍之譽」（『中州集』卷五）な
どの記事がある。

2 【黃鐵前院使趙璠】

『金史』卷五七・百官志三・諸轉運泉穀等職に「永豐庫、鑄鐵院都監隸焉。使一員、從七品。副使一員、從八品。判官一員、正九品。掌泉貨金銀珠玉出納之事。攢典三人。庫子十二人、內十人收支、二人應辦。凡歲收二十五萬貫者置庫子十人、不及二萬貫者置二人。鑄鐵院都監二員、管勾生熟鐵釘線。攢典一人。京・府・鎮・通州竝依此置、判官・都監皆省。或兼軍器并作院、或設使若副一員。防刺都設都監一員、仍兼軍器庫」と見えるが、趙璠については不詳。

3 【覺體】

「(一四)王山十方圓明禪院第二代體公禪師塔銘并序」参照。

4 【西山石壁】

龍山石壁禪寺。「(一四)王山十方圓明禪院第二代體公禪師塔銘并序」の題記に「龍山石壁禪寺」と見える。

5 【圓光庵主】

覺體の法嗣。「(一四)王山十方圓明禪院第二代體公禪師塔銘并序」参照。

6 【善滿禪師】

王山覺體の法嗣。「(一四)王山十方圓明禪院第二

二代體公禪師塔銘并序」参照。

7 【皇叔冀王】

世宗の子、章宗の叔、完顔永功(一一五四―一二二一)。傳は『金史』卷八五にあり。そこには「章宗即位、進封冀王。(本紀によれば、大定二十九年(一一八九)閏五月丙子)……(明昌)二年、判廣寧府事、進封魯王(本紀によれば、明昌二年(一一九一)四月甲午)」とあり、彼の冀王であった期間は、大定二十九年閏五月から明昌二年四月までであった。またそれ以前には「皇叔冀王」に該当する人物はいない。したがって「大定二十七年十月」に記された碑文に「皇叔冀王」とあるのは、「明昌元年九月」の立石時に現況に合わせて改められたものと見られる。

8 【宋公秉直】

不詳。

9 【粘割】

不詳。

10 【孫儼】

不詳。

(桂華淳祥)

一四 王山十方圓明禪院第二代體公禪師（覺體）塔銘并序

〔解題〕

「(二三) 太原交城縣王山修建十方圓明禪院記」の〔解題〕參照。

〔釋文〕

王山十方圓明禪院第二代體公禪師塔銘并序

中奉大夫行石州刺史兼知軍事隴留郡開國侯食邑一千戶食實封壹伯戶賜紫金魚袋邊 元勳撰¹

自達磨西來傳佛心印於中國、至盧能六代、²遂敷枝布葉、各化一方。源析流分、別爲五派。³五派之中、惟洞山孤硬、銅頭鐵額、不妄嗣人。本朝奄有區寰、北方禪派得五之三。於中鑄諭未悟、唯青州一辯、⁴香雲覆廣、被非二派所及。師青州之嫡孫、磁州之驥子也。⁵俗姓郭氏、太原交城縣却波社里人。家世業農、富累千金。師生之夕、白氣充廬。後值兵革、父喪母亡。居產蕩盡、師與兄俱鞠於族人。髫季居圓覺邑、覽裴□序、⁶性深／信入。時與羣兒牧牛郊垌、則聚砂成塔而禮、敷草爲座而禪。見者無不驚異。而里人加以□境試之、調謔屢至、師終無喜愠、但呼空王佛而已。弱冠出俗、禮當縣汾陽里□衆院淨慧大德爲師。⁷訓名覺「體」。「皇」統三／季、誦經通、授僧服。詢諸耆舊、知母不死。乃哀歎曰、吾幼不天、長□緇流、豈可終遺吾親哉。遂誓於神明、願求母四方、不計寒暑、期必得之。不半載、行至趙、果獲母所在。時母季者頤、寄食它人。師購負「歸鄉」、菽水重／鄣、增輝桑梓。人謂師之孝、感動天而天弗違矣。於是囑兄終養、□下行脚。初謁定林開禪師。⁸林舉僧問曰、地□□之、且道彼悟處。師云、悟與不悟、聰不干它。林云、實則得。□云、和尚眼在甚處。林

彈指□□。師云、□／將石火、當天明遂行。至衛、禮浮圖山平禪師。一日、觀佛牙次。師□、此何佛牙。山云、請尙座與它安名。師云、蓋天蓋地。□便休去。又至南京法雲禪師處。一日、因雨入室、雲問、檐前滴雨聲。師便擱掌。雲□、□□麼□／且道落甚處。師又擱。雲云、一夜落華雨、滿城流水香。師云、雲收□出時如何。雲呵阿大笑。師作禮而出。又至東平、謁普照月禪師。照問、世尊拈華、迦葉微笑、意旨如何。師便撼禪牀。照迺堅起拂子。師□、□□如何。□／迺挂起拂子、便出。明日、照又問、昨日公案且止、今日事作莫□。□遶禪牀一帀、便出。照云、已有三十棒□。師云、□尙道甚麼。照拈棒便打。師以手承云、和尙季尊、恐煩神用、且容轉身通氣。拂袖便□。照云、只恐□／是玉、是玉也太奇。別有機緣。末至靈巖寶和尙處、執侍久之。巖□、如何是空劫前自己。師云、無人□得□。□云、□存向背、已落今時。不犯功勳、子何不道。師擬拈對。巖云、待汝開口、堪作甚麼。且□。它日入室、巖□／速道。師云、向上一路、千聖不傳。巖云、畫餅不充餓。自後、室中多□不會。巖遷住仰山。問師、是所□□□□佛祖無因識得渠、汝作莫生會。師不對而出。山執之云、汝其急□對我耶。師云、鶴騰霄漢出銀籠。山□、／又向何處去。師拱而立。山云、子將謂別有耶。師遂下拜。從此孜孜問道、不問寒暑、師事實公。初□□□□仰山、終□大明。三弼藜林、曾無異意。一日、入水窠覩挂柱香□□然頓徹目述偈曰。大盡三十日、小盡□十／九、木人來借問、石女遙招手。四維上下雪漫漫、溪花嫩竹和煙柳。明乃□可。洞山宗風、玉綫金□、□□室中、最□□細。師以道望軼羣、升爲座首、且禪宗禮制、指□□□□網矣。正隆五年重九日、辭大明。時□三十／有九。明以玉環贈及、其頌曰、十年同在釣魚船、倚岸隨流但信緣、今□獨携釣綫去、萬重山裏□頭邊。囑送達曙。至離城、遂過上黨、遁蹟雄□山屬南北兵踞、寺中僧徒、□難解散、金界祇園、鞠爲茂草。師□覽勝／槩、傍徨止息。芟梗疏泉、頓還舊貫。六年、鄉中縑素、願開發耳目、拳拳懇請。師因感睦州省母、翻然而來、棲息是山。未久、訪道之士、雲臻鱗集。空魚粥鼓、香雲燈月、儀設具備。□□法味、無不厭飫。是利創自漢乾祐間、續／有信公、開山於皇統。雖粗加增修、而未有名額。大定二季、朝廷賜號、曰十方圓明禪院。師爲營建普光堂·明秀軒·觀音西堂·性壽寮·涅槃堂·壁門膏腴幾三百畝。五季、受太原府運官僚·僧道錄疏請出世、爲／國開堂。續受

汾陽節使烏公之請、兼領天寧禪寺。是利乃無業佛陀之故基、至師十三代也。歷□季深、淨土蕪沒。師盡志竭力、□故爲新、刻塑瑞像及觀音三士、盛爲莊嚴。觀□□自河東禪客罕游之地、專尚講／學、所謂北律者也。自師唱導、汾晉禪流、可與江左比。復十一年、退居天寧。十三年七月、有僧智□者、欲遷治開山信公先師靈塔。師笑謂曰、且止候九[月]、當與豫同葬。至九月二日、果□成、沐浴跏趺而逝。留偈曰。／住世五十三年、更無一法留傳。誰信彊名曰道、又言玄之又玄。入海泥牛消息斷、嘶風木馬我不然。¹⁵茶毘之日、白雲滿山、香風馥郁、現舍利無數。十五日、門人建舍利塔、于院西□□以□□之側、□公亦預焉。從／治命也。壽五十三、僧臘三十四。嗣法二人、曰圓光·善□。¹⁶□衆九人。董華嚴·般若二會、問道者二千餘人。有語錄一編·華嚴規兼帶集一編、[見]行于世。元勳與師爲空門友。嗣法光禪師、[大定]十五季、□請銘之、銘曰、／

汾水之陽 子夏之東 有山穹崇 □泉淵沖 不陋不豐 禪伯之宮 作之者誰 倚惟體公 凡今之人 執有□空 師之□道 □□非中／飯青州髓 搥大明胸 汾晉講學 □爲長雄 入海數沙 自譬自聾 法雨壹潤 既瞭且聰 如甘露味 飲者不同 師之□兮 □□麗穹／師之去兮 變化猶龍 誰爲去來 系之吉凶 誰其有之 得似清風 勒銘貞石 傳載無窮／

大元 至元 □季 歲次 丙子 八月 □日 建／

山門知事 首座德裕 監寺明□ 官門福行 副寺正知 維那□□ 典座明歡 直歲 明□ [藥]庫敬錦 知客明鏡 監修明 [堅] □庫明穩 侍□／

前資 [威恆] 敬秀 敬從 敬聰 敬 [日] 敬普 敬美 敬准 敬旺 明開 明□ 明深 明

[榮] / 明 [江] /

堂衆 明 [整] 明 敬 敬雨 明 [示] 福 [泰] 明旭 明著 明大 寶林 寶

瑾 寶琪 寶 [瓊] 寶 [演] /

萬卦天寧禪寺住持 海偉 崇山□寧禪寺住持 [洪選] 蒙山開化禪院 在府開化禪院 資聖禪院住持 德圓 梁泉□雲禪院首座 圓□ 提□志□ 明陽中林禪院 子懿□

院首座 龍山石壁禪寺住持 圓寔 陽渠□福禪院住持 敬桂 汾陽□衆禪院首座 普□ 監寺德 [連] 壽聖花塔禪院首座 [馬] □村治平院□尊宿 惠遠□

晉祠奉聖禪院住持 德戒□ 石 住持 □□ 明□禪院住持 □□ [覃] 村廣修院住持 從□ 孟開靈泉禪院首座 道普 □□ [花] 開院監寺 [敬] □□

自在王山十方大圓明禪寺第二十八代住持 傳法嗣祖沙門 野雲海印 立石書篆 本縣楊玉 長男潤美 刊

[註]

1 【邊元勳】 『中州集』卷八に傳があり、「邊轉運元勳。元勳字輔臣、豐州人。後遷雲中。祖貫道、遼日狀元輔臣。天會十年(一一三二)進士。終於河開路轉運使。與弟元鼎・元恕。(下闕か)」と見える。また「天會十年進士。邊元勳、大同人、豐州遷雲中、河開路轉運使」(『雍正』山西通志) 卷六五・科目)、「邊内翰元鼎。元鼎字德舉、豐州人。兄元勳、元恕。俱有時名號三邊。德舉、十歲能詩。天德三年第進士、以事停銓、世宗即位、張太師浩表薦供奉翰林、出爲邢州幕官、復坐誣累、遂不復仕」(『中州集』卷二)、「遼、邊貫道、豐州人。遼時舉進士第一。子元勳・元恕・元鼎、胥有名、號三邊。元勳、金天會十年進士、終河開路轉運使。元鼎、十歲能詩。天德三年第進士、以事停銓、世宗初、太師張浩表薦供奉翰林、出爲邢州幕官、復坐誣累不復仕。

元鼎、資稟疎俊、詩文有高意、時輩少及」(『光緒』山西通志) 卷一三七・人物・文苑・朔州府)、「邊元勳、豐州人。父貫道、遼時舉進士第一。元勳與弟元鼎・元恕、胥有名、號三邊。登天會十年進士。終河開路轉運使」(『光緒』山西通志) 卷一五五・文學錄・金)などの記事がある。

2 【盧能六代】 禪宗六祖慧能のこと。その姓は盧氏。

3 【五派】 六祖慧能以下分派した中國禪の瀉仰宗・臨濟宗・曹洞宗・雲門宗・法眼宗を指す。後出の「北方禪派得五之三」は、このうちの曹洞宗・臨濟宗・雲門宗をいう。

4 【青州一辯】 青州希辯(一〇八一―一一四九)のこと。『五燈會元續略』卷一・『五燈嚴統』卷一四等に立章される。燈史類では明代以降になって「一辯」とするものが現れるが、この時す

でに一辯と稱されている。

- 5 【磁州】 大明法寶(一一一四〜一一七三)のこと。青州に師事した後、山東長清縣靈巖寺住持となり、その後、仰山棲隱禪寺に住持する。翟炳撰『濟南府長清縣靈巖十方禪寺第十一代寶公禪師塔銘并序』(大定十四年〔一一七四〕建、『靈巖寺碑刻』(四))『靈巖寺大明法寶禪師塔銘』(參照)がある。後出の『靈巖寶和尚』は彼のこと。
- 6 【裴□序】 裴休(七九一〜八六四)唐代の政治家。裴休の生卒年および彼と佛教とのかわりについては、吉川忠夫『裴休傳——唐代の一士大夫と佛教——』(『東方學報』六四、一九九二年)參照。『大方廣圓覺經大疏』(已續一・一四・二)に「唐江西道觀察使洪州刺史兼御史大夫裴休述」の序がある。『裴□序』とはこのことを言うのであろう。
- 7 【淨慧大德】 不詳。
- 8 【定林開禪師】 解氏の注によれば「定林」は「高平縣定林寺」とのこと。あるいは正定府の定林禪院か。ここには大明法寶立石の碑がある。
 「眞定府十方定林禪院第四代傳法住持賜紫通法大師塔銘」朝請大夫前行磁州滄陽縣令騎都尉太原縣開國男食邑三百戶賜紫金魚袋王撰并書 貞元元年(一一五三)四月二十五日 中都仰山棲隱禪寺傳法住持比丘師孫法寶立石(『金石補正』卷一二三、『常山貞石志』卷一二)
- いづれにしても「開禪師」は不詳。
- 9 【浮圖山平禪師】 不詳。
- 10 【法雲禪師】 不詳。
- 11 【普照月禪師】 不詳。
- 12 【信公】 圓通道信禪師。「(一一三)太原交城縣王山修建十方圓明禪院記」參照。
- 13 【汾陽節使烏公】 烏古論蒲魯虎のこと。『金史』卷一一〇・烏古論蒲魯虎傳に「烏古論蒲魯虎。父當海、國初有功。蒲魯虎通契丹大小字、娶宋太宗望女昭寧公主什古。熙宗初、爲護衛改牌印、常侍左右。轉通進、襲父謀克、再遷臨海軍節度使、改衛州防禦使。海陵賜食內殿、謂之曰、衛州風土甚佳、勿以防禦爲降也。對曰、頗聞衛州官署、不利守者。即日、改汾陽軍節度使、賜衣服・佩玉・帶劍。入爲太子詹事、卒。年四十一。海陵親臨哭之、后妃皆弔祭、賻贈甚厚。有司給喪事、贈特進駙馬都尉。正隆例贈光祿大夫」と、汾陽軍節度使となったことが見える。
- 14 【玄之又玄】 『老子』第一章に「玄之又玄、衆妙之門」とある。
- 15 【入海泥牛消息斷、嘶風木馬我不然】 『祖堂集』卷六・洞山章に「問、師見什麼道理、更住此山。師曰、見兩箇泥牛闖入海、直至如今無消息」、『景德傳燈錄』卷八・龍山章に「洞山又問、和尚見箇什麼道理、便住此山。師云、我見兩箇泥牛闖入海、直至如今無消息」とある。また『宏智禪師廣錄』卷一・眞州長蘆崇福禪院語錄には「泥牛運步、已萌建化之緣、木馬嘶風、便是利生邊事」とある。
- 16 【圓光】 燈史類に言う「勝默光」と思われる。管見の限り『宗

鑑法林（清・集雲堂編）卷六九のみ「勝默圓光」と法諱二字を記す。『山右石刻叢編』卷三〇「奉聖寺碑」（皇慶二年〔一三一一〕立）に「當以大愚智公和尚爲開山第一代宗主。次及希・深・一・問・淺・浩・泉・昌・惠・喜公等・十有一代。……智公系、出自在王山嗣□勝默上人。大愚其自號也」とみえる。また『雍正』山西通志』卷一五九・仙釋・汾州府には「元、圓光禪師、號勝默子。永寧州南山寺僧。戒行卓越、名震京都」とある。

17 【善】「（一三）太原交城縣王山修建十方圓明禪院記」の本文に「積翠庵主善滿禪師」と見え、また題記に「住持十方圓明禪院傳法嗣祖沙門善滿同立石」とある「善滿」であろう。燈史類には「王山覺體」の法嗣として「雪巖滿」が挙げられているが、法諱を「善滿」とするのは管見の限り『宗鑑法林』卷六九のみ。ちなみに「王山圓明禪院請予爲功德主因作疏」（『湛然居士文集』卷八）に「王山乃雪嶺之故刹、湛然寔萬松之門人、既

是當家本非生客、春風秋月、長聯萬葉之芳、晨香夕燈、永祝一人之壽」とあり、王山が雪巖の古刹であるという。また『燕京大覺禪寺剎建經藏記』（『湛然居士文集』卷八）に「夫昔雪巖示寂於王山、時萬松老人、方應詔住持仰嶠、訃問既至、不俟駕而行」とある。

18 【華嚴規兼帶集】不詳。
19 【大元至元□季歲次丙子】年次は判讀不能であるが、至元年間（一二六四～一二九四）および後至元年間（一三三五～一三四〇）で、年次が一桁かつ歳次が丙子であるのは後至元年（一三三六）のみである。
〔補〕本文で傍線を付した「五派」「呵」「孜」「漫」「拳」「□」は、原碑ではそれぞれ一句あるいは一字のみ刻し、文字の右下に「三」を付して重複を示している。

（桂華淳祥）

一五 大金澤州松嶺法輪禪院記

〔解題〕

本碑は澤州（晉城市澤州縣）西南の法輪禪院の來歴を記したものである。泰和六年（一二〇六）記。撰文と書は楊庭秀、篆額は李俊民。

法輪禪院の所在地にはもともと靈巖院という寺院があった。隋の大業中(六〇五―六一七)に慧觀頭陀が終南山よりこの地に來たり、靈巖院の舊基に室を築いて居した。唐代に至り、李靖が兵を率いて太行山脈を過ぎる際に自ら禮拜したことで、本院の名は世間に知られるようになった。唐末から五代の後晉の間に於いて寺殿のほとんどが焚毀された。天福五年(九四〇)に省常禪師が復興につとめ、北宋の太平興國三年(九七八)に法輪禪院の寺額が下賜された。慶曆間(一〇四一―一〇四八)に奉教法師が堂宇四〇餘間を修繕し、百法論や上生經等を講じ、大乘戒を傳えて僧俗千人餘りを度したという。金初に至り、信士の劉嚴が安莊社の山莊一處を施捨して常住に充て、天眷初(一一三八)には居民の張權が梨川社の田五頃を施捨した。大定二十九年(一一八九)、定湛が住持となり、法堂の後背地に慈氏閣を築いたが、暴雨に遭い崩壊した。そこでその舊基を擴大して淨土堂を創建することを企圖したが、その緒に就く前に示寂した。定湛を繼いだ洪洧は、慈氏閣の構造が脆弱であったことを踏まえ、師兄の洪源と共に施財を集め、壘石を基礎として堅牢な堂閣を築いた。こうして成った淨土堂は高さ一四尺、廣さはこれに倍し、堂内には阿彌陀三尊の塑像が安置された。完工の後、洪源が楊庭秀のもとに至って法輪禪院の來歴を記すことを請い、庭秀は友人の許安仁ともども洪源と通好していた縁をもつてこれを引き受け、本碑記を撰文したという。

本碑の寸法は高さ一九二センチ、幅九四センチ。拓影は『北拓』第四七冊一〇一頁、録文は『山右石刻叢編』卷二三に收める。

〔釋文〕

大金澤州松嶺法輪禪院記

朝列大夫守澤州刺史兼知軍事提舉常平倉事上騎都尉賜紫金魚袋楊庭秀撰并書
承直郎前彰國軍節度判官兼提舉學校常平倉事雲騎尉賜緋銀魚袋李俊民篆額

澤之西南三十里、雙峰巋然、傑出於群山之外曰松嶺。絕頂四望、硤石、浮山、司馬、碧落、鳧趨於左、天壇、王屋、盤亭、析城、鸚立於右。遠而黃流曳帶、喬嶽聳屏、北邙伊闕、猶培摟然。近而亂峰回環、林麓掩抱、雲煙出沒、不可名狀。奇偉之觀、得未曾有。嶺之陽、有佛宇焉、即古之靈巖院也。院之開創、不可得而考也。隋／大業中、有慧觀頭陀、自終南來、身止一衲、日唯一食、髮長不剪、晦跡叢林、過雙峰下、見山庵幽寂、木古泉清、乃駐錫而歎曰、此古佛棲隱之所也。因即誅茅／割穢、果獲壞礎、乃靈巖之舊基也。遂築室而居焉。師唱導接人、略無怠惰、四方縉素、望風輻湊。李衛公提兵過太行、躬詣禮謁、慰諭嘉歎。靈嶺之名、自此益／彰矣。寺僧感念衛公之惠、乃於山頂建祠、迄今存焉。爾後住持未嘗虛席、迄唐之季、日尋干戈、朝梁暮晉、殿宇焚蕩、十無二三。天福五年、有大因菟省常禪／師、歎恨頹毀、復加營葺。逮乎太平興國三年、更賜額曰法輪禪院。慶曆開、法師奉教、蘊松筠之操、抱經論之學、啓饒益心、有興復志、於是繕修堂宇四十餘／閒。凡講大乘、百法、上生等經、四時演說、未有虛日、傳大乘戒、度僧俗千餘人、齋僧二十萬、置四大部經、作兜率觀、朝夕行之、未嘗少懈。寺神空中報師曰、師／兜率觀成、當捨幻質、往生天宮。師欲捨身、僧徒難之、乃詣千峰山盤亭寺之側、誓焚肉身、以報佛恩、遂裹以麻布、漑以油蠟、縱火然之。但見白／光燭天、異香／馥郁、四衆讚歎、煙鎖燼餘、競取舍利、唯舌不壞、若紅蓮葉、此師誦經之驗也。建寧堵波、祕而藏之。及宋末年、盜賊蜂起、祖師宗愍、悲哀涕泣、誓於佛前曰、寧／捨身命、不離山門、雖豺虎縱橫、恬然不畏。／皇朝撫定、無纖毫損、以表祖師堅勇之志、聖賢陰助之力也。由是信士劉嚴、睹師慷慨爲法亡軀、乃捨安莊社山莊一所、敬施山門、以充常住。天／眷初、居民／張權、誠勇烈之士、聞師德操、施梨川社田五頃、俾供佛僧、以資冥福。大定二十九年、沙門定湛繼主其教、嗟悼先師雲仙、法堂後敝建慈氏閣、累值暴雨、頓／爾崩摧。因廣其基、繕淨土堂、未克就緒、遽然謝世。湛之嗣子洪洧、謂源師兄曰、昔慈氏閣堂構弗固、一旦棄捐、今淨土堂、恐蹈覆車之轍。師兄其念之、且院／門孤僻、人迹罕至。師兄當以淨土觀經、訓誘信士、洪洧殫精畢慮、冀成一篑之功。遠邇聞風、翕然歸嚮、富者施貲、貧者戮力。遂疊石爲基、高十有四尺、而廣／倍之、中塑彌陀三聖像。功將告成、洪源來謁曰、法輪禪院建立也久矣、是院處深山中、四隣民居、

近者十餘里、歲或兵饑、則院爲寇賊之巢穴、所以興廢者屢焉。今承祖師之廕、嗣主禪林、有山田足以給饘粥、有山木足以取材用、有泉石足以娛目、有經論足以洗心、不見紛囂、不聞喧闐、且暮臺、經行燕坐於寂莫煙霞之境、眞休歇之道場也。與夫八達衢頭架屋、養數百閑漢者、固有間矣。然而開山祖師初始之跡、吾不得而知之矣、竊聞先師澄公之說、院中舊有壞碑、粗載慧觀禪師興復之績、而觀之後、省常之前、住持宿德、寂然無聞、蓋緣碑刻之闕也。嗣續不傳、良可歎息。此院紹復於觀頭陀、潤色於教禪師、成於愍法師、以至於今、若不刻石紀之、則數老宿之勤勞、亦猶開山祖師之泯泯也、而使後之子孫、將何景仰而考據乎。匡松峰之形勝、道場之靈跡、公嘗游歷而徧之矣、幸爲法輪、誌其始末、以傳無窮可乎。公郡守也、如郡有草澤隱逸之士、尙舉明而發揚之、況治封之內、有靈跡勝槩、而不蒙紀錄者乎。萬一略而不書、必貽後時之悔耳。余謂源上人曰、余先友許子靖、嘗守是邦、而與上人际交往、余來又得從、而游是山之靈跡勝槩、子靖已失之於前矣、余寧復遺之於後乎。宜其搜訪拾掇、以爲法輪續燈之錄云爾。泰和丙寅端午日記

和敬大德前都綱勸緣沙門洪源 住持沙門洪洵立石 前往住持僧德進洪漣

知庫僧德蘊 維那僧德蔓 典座僧德和 僧德苑德中 施石田渥

隴西李暉刊

〔註〕

1 【楊庭秀】字は德懋。『中州集』卷七に略傳あり。大定中の進士。詩を蘭泉の張吉甫に學ぶ。泰和三年（一二〇三）に澤州刺史となつてゐる。活躍した。刑部尙書、兵部尙書、尙書右僕射などを歴任し、貞觀十一年（六三七）に衛國公に封ぜられた。『舊唐書』卷六七、『新唐書』卷九三に傳あり。

2 【李衛公】唐の李靖のこと。凌煙閣に描かれた唐初二十四功臣のひとり。高祖と太宗の二代に仕え、王世充や蕭銑などの群臣を討つて江南を平定し、また突厥や吐谷渾との戦いにおいて唐明宗爲將時、常至此。踐位後、敕建寺焉。」

3 【千峰山盤亭寺】盤亭山千峰寺の誤りであらう。同治『陽城縣志』卷四・方輿「千峰寺、在縣西南八十里盤亭山側、相傳後

4 【許子靖】 許安仁のこと。字は子靖。大定七年（一一六七）

進士。河間縣主簿から太常博士兼國史院編修官に累遷し、章宗が皇太孫に立てられると東宮に講學した。章宗即位後は國子監丞兼補闕、翰林修撰、同知制誥、禮部郎中、澤州刺史などを歴

任。澤州刺史を二年つとめた後、同知河南府事に遷り、また汾陽軍節度使にのぼり、致仕。『無陰論』なる著作がある。『金史』卷九六および『中州集』卷三に傳あり。

（藤原崇人）

一六 潞州長子縣法興寺記

〔解題〕

本碑は潞州長子（長治市長子縣）の法興寺の來歴を記したものである。至元十年（一二七三）立石。撰文は宋衛、書と篆額は關澤民である。

本碑は法興寺山主の曇珂と撰者の宋衛の對話形式をとっており、法興寺の來歴は曇珂の言葉として語られている。これによると、法興寺は北魏に創建され、唐の咸亨四年（六七三）に至り潞州刺史の李元懿が寺内に石塔を造り、下賜された佛舍利と大藏經三千卷を奉納した。上元元年（六七四または七六〇）に廣德寺と改められ、五代の時期には麻衣道者が三門を建てた。北宋の治平中（一〇六四―一〇六七）に法興寺と改められ、大中祥符中（一一〇八―一一一六）に王景純（仁宗朝の宰臣・王曙の父）がここに隱棲している。その後、金末の動亂によって荒れ果てた法興寺を曇珂が法兄の曇興や法弟の曇觀らと共に再興したという。

現在のところ本碑の拓影は確認されず、以下の釋文は桂華淳祥氏將來の拓本に基づくものである。當該拓本によると本碑の寸法は高さ一四四センチ、幅七三センチ。錄文は『長子縣志』（光緒八年刊）卷七、『全元文』（江蘇古籍出版社、一九

九七年）卷一四四などに收める。

〔釋文〕

潞州長子縣法興寺記

漳源進士關澤民書丹及篆額 王忠刊

長子縣東南一舍而遠、有山曰慈林。不峻不卑、石潤泉冽。東峯拔萃、崗阜拱揖。絕壁西斷、平原下開。掖峯據壁、是爲法／興寺之所在。長松古栢、植列森嚴。椳樸榛灌、綿絡彌望。若夫陽舒陰慘之交、雲霞煙靄之變、光風霽月、雨昏雪縞之際、／千狀萬態、不可勝言。故貴游才士、登臨舒眺、賦詩稱道者、亦不可勝數。八百餘年、恆爲潞州名利。今山主大比邱曇珂、／高平宿儒仇文昌之子。淨性不昧、潛心義天、遂爲唯識論師嶼公之高弟、講圓覺修多羅了義、得圭峯言外意。梵音一／抗、四衆瞻依、氣貌淳古、律身甚嚴、和敬接人、高下平等、羣居訥訥、似不能言者、而胸中白黑了然。讀書能詩、喜與士大／夫游。一日來謂僕曰、此寺肇跡於元魏神鼎元年、²歷齊・周・隋、鐘魚不廢。唐咸亨四年、高祖第十三子鄭惠王元懿爲潞／州刺史、於寺中造石塔、藏所賜佛舍利三七粒、及寫大藏經爲卷者三千、以報罔極之恩。金界光華、自此尤盛。上元元／年、改廣德、五代麻衣道者、⁴學際天人、行菩薩行、敬佛舍利塔之故、特建三門。宋治平中、改法興。祥符中、高士王景純、隱／居此山、與晦禪師爲蓮社友。其子文康公曙、⁵佐仁宗、當時號賢相。奕葉貴顯、各紀名銜。若其璇題之更革、法筵之隆替、／住持師資之源委、則具載於歷代之碑。／國朝歲壬午、澤潞兵荒、予就食東土、十載方歸。山川如昔、人物蕭條。禮窳堵之神奇、瞻招提之蕪圯。惻然興嘆、私發願言、／旣爲佛子、當報佛恩。捨身尙可、何惜衣盂、遂率師兄首座曇興・師弟嗣祖曇顛・師姪德辯・德進等、剃荆棘、爇草萊。枝易／朽敬、補罅罅漏。汛拂繪塑、繕完闕垣。晨香夕燈、以贊／皇圖、寒耕熟耘、以足常住。衆心協敬、克保前修。縣有天王院、荒絕已久、邑人同請予主香、予乃設大會、集大衆、作大佛事、／建大法堂、紀綱粗定、令弟子德寬居焉。今年將八十、可謂老矣。恆慮化理密移、功緣難畢、爲沒齒恨。君家三世、予皆識／之。令祖兵部公拄笏軒留題、今猶未沫。是故欲得君文、勒諸貞石、爲山門不朽之傳。此

念在心積有年矣。機緣未契、落／落難成。今茲邂逅、幸聽母辭。僕曰、衛七歲侍先父上馬武京、遷洛西。丁壬辰亂、登女兒、歷嵩少、涉丹浙、渡漢沔、寓武／當、抵南郡、艱關險阻、百死一生。去國五十年、近始能歸。葬大父於先塋、撫高祖手植庭槐、與邑中父老子弟相勞問、悲／感交集。若其識不肖于童稚之間、能道吾家、尊顯行輩及姻親之氏族者、惟珂公及邑令張君逸卿在焉。衛雖孤陋不／文、亦安敢拒命。然嘗聞佛經云、幻滅滅盡、非患不滅。又云變者變、不變者不變。師何慮齒髮之衰乎。栽松道者身先老、放下鋤頭好再來。古德如斯、師行若是、又何患功緣之難畢乎。三千大千世界、猶如空花、亂起亂滅。而乃琢磨頑石、鑄／刻空文、欲以爲山門不朽之傳、無乃近於妄乎。珂公曰、茲事且置勿論、記不可不作也。衛曰、記已竟矣、師其刻之。至元／十年歲次癸酉冬十月朔日、翰林修撰前東京等路行中書省左右司員外郎宋衛記。／

本寺山主僧德進 院主僧悟眞 庫頭僧悟道 直歲僧悟智 典座僧悟明 僧悟（證？）

進義副尉遙授鉅鹿縣主簿行長子縣主簿兼尉李經

敦武校尉長子縣尹兼諸軍奧魯蕭策

敦武校尉長子縣達魯花赤兼諸軍奧魯恂烈 門人德寬立石

〔註〕

- 1 【圓覺修多羅了義】 唐・佛陀多羅譯『圓覺經』（大正十七・第八四二番）のこと。
- 2 【元魏神鼎元年】 西曆四〇〇年。神鼎は北魏ではなく後涼の年號。法興寺のあった現在の長治市は後涼の版圖には含まれない。「元魏天興三年」の誤りであろう。
- 3 【鄭惠王元懿】 高祖第十三子の李元懿。貞觀七年（六三三）に立傳。
- 4 【麻衣道者】 五代から宋初にかけて活躍した神異僧。竺沙雅章「陳搏と麻衣道者―「若水見僧」逸話をめぐって―」（『宋元佛教文化史研究』汲古書院、二〇〇〇年、四六三―四七八頁）

参照。

5 【文康公暉】 王曙。字は晦叔、河南の人。寇準の娘を娶る。

仁宗朝に參知政事、樞密使を歴任。『河南先生文集』卷一二に神道碑銘あり。また『隆平集』卷一〇、『東都事略』卷五三、『宋史』卷二八六に立傳。

6 【國朝歲壬午、澤潞兵荒】 ムカリによる河東方面の攻略を指すか。そうであれば壬午（一二二二）ではなく戊寅（一二二八）

の誤りである。『元史』卷一・太祖紀・十三年戊寅條「（八月）木華黎自西京入河東、克太原・平陽及忻・代・澤・潞・汾・霍等州」

7 【祖兵部公】 宋衛の祖父の宋元吉のこと。金の兵部員外郎

（『元史』卷一七八・宋衛傳）。專傳は無いが、『金史』卷四十六・食貨志・通檢推排條に「（泰和）八年九月、以吏部尙書賈守謙・知濟南府事蒲察張家奴・莒州刺史完顏百嘉・南京路轉運使宋元吉等十三員、分路同本路按察司官一員、推排諸路」とあり、章

宗の泰和八年（一二〇八）九月の段階で南京路轉運使に在職していたことが確認される。

8 【壬辰亂】 太宗オゴディ四年（一二三二）における河南方面

の攻略を指す。『元史』卷二・太宗紀・四年壬辰條「（正月）壬寅、攻鈞州、克之、獲金將合達。遂下商・虢・嵩・汝・陝・洛・許・鄭・陳・亳・潁・壽・睢・永等州。三月、命速不臺等圍南京、金主遣其弟曹王訛可入質。帝還、留速不臺守河南。」

9 【幻滅滅盡、非患不滅】 『圓覺經』（大正十七・九一四C）に「彼之衆生、幻身滅故、幻心亦滅。幻心滅故、幻塵亦滅。幻塵滅故、幻滅亦滅。幻滅滅故、非幻不滅」とある。「幻」と「患」の音通による誤刻か。

10 【裁松道者】 禪宗五祖の弘忍の前世。四祖道信の法を聞くために命を絶ち、一女の胎内を借りて生まれたものが弘忍とされる（『林間錄』卷上）。

（藤原崇人）

一七 裕公和尚（廣裕）道行碑

〔解題〕

本碑は晉寧路翼城（臨汾市翼城縣）の金仙寺の住持をつとめた廣裕（一二三六―一三〇七）の事績を記したものである。延

祐七年（一二三〇）立石。撰文と書ならびに篆額は趙孟頫。

廣裕の俗姓は郝氏、絳州稷山（運城市稷山縣）の人である。九歳で顯公和尚に従って出家、二十歳で具足戒を受け、二十九歳のときに雲壽和尚より受法した。壽聖寺に出世し、千佛洞と佛閣殿堂を修復し、大いに講席を開いた。この後、華嚴院、十方仁壽寺を経て金仙寺の住持となった。當時の金仙寺は大刹ながら廢れており、廣裕は本寺の住持となるや、大佛閣を修復すると共に高さ百尺の彌勒像を造り、大藏經と唯識の鈔疏四〇部を收め、法堂等を修復して、寺内施設の整備・革新にとめた。また世祖クビライ（在位一二六〇～一二九四）が資戒大會を開催するに及んで、廣裕は宮廷にて説法し、クビライより袈裟を賜った。廣裕は三〇餘年にわたって金仙寺の住持をつとめ、のち勝因寺にうつり、再び金仙寺に戻ってそこで示寂した。壽は七十二歳、大徳十一年（一三〇七）十月二十九日のことである。

本碑の寸法は高さ二五五センチ、幅一一五センチ。拓影は山西省考古研究所編『山西碑碣』（山西人民出版社、一九九七年）二七九頁に、録文は同書二八〇頁、『山右石刻叢編』卷三二、『翼城縣志』卷三七などに收める。

〔釋文〕

大元晉寧路翼城縣金仙寺住持弘辯興教大師裕公和尚道行碑

大平縣石匠頭目李世英弟李世昌刊

翰林學士承旨榮祿大夫知制誥兼脩國史趙孟頫撰并書篆

佛以大悲隨機說法、爲世舟航。所以付囑其徒者、攝爲五分。曰素咀纜、則阿難受持。曰毘奈耶、則鄔波離受持。曰阿毘達磨、則迦多演那受持。則所謂經律論也。曰般若、曰陀羅尼、則付之文殊普賢二大士。其教雖殊、其覺悟群迷、則一而已。佛滅度後、二千餘歲、有脩其教者、曰廣裕。實通經律論藏、蔚然爲四衆所宗。世家絳之稷山、俗姓郝氏。幼敏慧、肄講肆、日記三千言。發軔于戒經、決策於衆經論、頓轡於唯識因明。年二／十、衆推爲座元、講說法要、人服其精詣。出世住壽聖寺、脩千佛洞、佛閣殿堂、大開講席、聽衆逾百、檀施雲興。次住華嚴院、且營且講、如住壽聖／時。次

住十方仁壽寺、肇建夏安居講堂、安衆百五十、又建冬安居靜講堂、安衆五百、重脩佛閣・法堂・僧堂。視住壽聖・華嚴、日益大以肆。於是移／住金仙寺。寺大而廢久、住持者難其人。師立志弘毅、百廢具舉、脩大佛閣、造彌勒大像、高百尺、廣三之一、飾以黃金。置大藏經及唯識鈔疏四／十部。又脩法堂・僧廊・香積・簷楹・戶牖、金碧輝映、爲晉偉觀。寺東臨澮、師慮驚濤衝齧、礪石爲岸、高丈又尋、袤八十步。住金仙三十餘年、終師之／世、講下常不減百衆。最後住勝因寺、翔建法堂・廊廡三十餘間、凡常住所宜有者、無不悉備。師前後受四衆請、更五住持、一日必嘗講亦不輟、四方檀施金粟幣帛、一委常住、所至有餘積、而已無私焉、以其贏餘施十方僧。又約其同倫、爲上生會、精脩密行、〔瞻〕生兜術³。示寐之日、面如生／時。其住持勝因也、陝州聞喜各建大會、請師爲四衆受戒阿闍黎、四方請疏、常以百計。住金仙日、值／世祖皇帝設資戒大會、師於大內說法、默契／聖心、賜以袈裟。住壽聖日、感聖僧化、供帑廩常溢。是則教中所謂、志行精專、有感斯應者矣。師生九歲、從顯公和尚、落髮出家。又十有一年、而／受具足戒。又九年、而得法於雲壽和尚。又二年、領衆住持。住持四十又一年、當大德十一年十月廿九日、遷化於金仙寺。越七日塔葬于寺後。／壽七十又二、臘五十又二。嗣其法七十餘人。曰才、曰頊、爲衆上首、竝受爾書、名播諸方。滅度後十又一年、其徒智貞、狀其師之行、走京師、請／紀師道行以傳不朽。余謂諸佛妙嚴、祕密利海、等一義味、支分派別、如月在水。非論無以證經、非律無以顯教、究其指歸、則一而已。師能圓通／三藏、弘佛法於一方。而始終焉、則其爲四衆所宗宜也、其往生兜術陀天亦宜也、其嗣法上足、續燈競爽亦宜也。乃爲銘曰、佛以妙法、大啓羣蒙。空有互彰、理事雙融。皇元肇興、大教是宗。裕公之生、適際其隆。聰慧夙稟、博洽強記。曰經律論、／等一義味。利生接物、像教攸寄。受法布金、雲蒸霞翳。層構地涌、金像山崇。天與其謀、神獻其功。微言玄論、滂沛心胸。道契聖心、大衣弘賁。慈氏攸歸、佛光逾熾。惟晉之鄙、惟澮之裔。表是聖珉、靈室茲闕。／

延祐七年歲次庚申小春日 住持僧智恩・智貞・智信・文顯等立石

〔註〕

1 【所以付囑其徒者、攝爲五分、……】 典據は、『大乘理趣六波羅蜜多心經』卷一（大正八・八六八b-c）「而令阿難陀等諸大弟子、一聞於耳皆悉憶持。攝爲五分、一素咀纜・二毘奈耶・三阿毘達磨・四般若波羅蜜多・五陀羅尼門。此五種藏教化有情。……令阿難陀受持所說素咀纜藏、其鄔波離受持所說毘奈耶藏、迦多衍那受持所說阿毘達磨藏、曼殊室利菩薩受持所說大乘般若波羅蜜多、其金剛手菩薩受持所說甚深微妙總持門。」

2 【壽聖寺】 山西省内に復數在り。

・芮城縣 金・泰和五年（一一〇五）「壽聖寺鐘樓銘」（『山右石刻叢編』卷二三）

・聞喜縣 西・南壽聖寺（乾隆『聞喜縣志』卷九・寺觀條）

・和順縣 東魏・元象元年（五三八）「壽聖寺造像記」（『山右』卷一）

・陽城縣 北宋・治平四年（一一〇六七）「壽聖寺牒」（光緒『山

西通志』卷九四）

・平定縣 北宋・熙寧元年（一一〇六八）「壽聖寺牒」（『山右』卷一四）

3 【兜術】 兜率天のこと。欲界の第四天。彌勒の淨土。

4 【值世祖皇帝設資戒大會】 モンゴル・元朝治下においては資戒會なる法會がしばしば開催された。これについては桂華淳祥「山西からみた元初の佛教―寺院の連繫と法會と―」（『大谷大學史學論究』九號、二〇〇四年、一―二三頁）参照。山西方面では至元二十二年（一二八五）に西京（大同市）普恩寺において執り行われており（『元史』卷一三・世祖紀）、廣裕が参加したのはこの資戒會であろうか。

（藤原崇人）

〔河南〕

一八 前往持嵩山少林禪寺端禪師（祖端）塔銘

〔解題〕

本碑は少林寺住持祖端の塔銘。少林寺監寺若永書、京兆の段儀刊、小師道海等立石。金の大定八年（一一六八）の立石

にあたる。

祖端、俗姓は蔣氏、穎順軍陽翟縣の人。嵩山法王寺の俊公を師とし、のち皇恩普度によって具足戒を受けた。その後諸方を遊歴して善應老師に参じ、少林寺の住持となつて、十五年その職務に就いた。時に、南京留守が法雲寺に住さんことを請い、その任に就くこと數年、一日、衆を捨てて山に入るも、大定七年（一一六七）に俗壽五十三、僧臘二十五にして卒した。なお、祖端の名前は、「少林寺西堂法和塔銘」（正隆二年（一一五七）立石。釋永信主編『中國少林寺 碑刻卷』（中華書局、二〇〇三年）所收）に、立石者として「住持少林禪寺法嗣沙門祖端」と記されていることから、一一五七年には少林寺住持であつたことがわかる。

拓影は「人文拓」SOU0366A・SOU0366B、『中國少林寺 碑刻卷』五〇頁にある。

〔釋文〕

前任持嵩山少林禪寺端禪師塔銘

并序

師本貫穎順軍陽翟縣¹人也。俗姓蔣氏、法諱祖端。師自童／年厭生死、而辭親入道。初禮嵩山大法王禪寺俊公²山主／爲師後遇皇恩普度、受具足戒。師自示於山林曠野木食／草衣、二六時中、但以生死大事爲懷、更無餘念。忽於一日、／作是思惟、我聞三乘教海、圓頓上乘破無明、頓顯一眞出／三³界、而眞登常樂、不可滯在一偶已少爲足。於是徧循諸／友、聽習華嚴圓覺³、了義上乘。衆推師德、請爲闡法利生、師／於廣衆之前、闡揚法化、利樂群品。忽於一時、心作是念、修／因羅教如標月指、了知所標畢竟非月。遂參知識、徧歷叢／□。一日禮見善應老師、善應爲師曰、那箇是汝空規已前／本來底事。師默然。善應曰、未在、更道。師曰、徧界不曾藏。善／應深肯□。自此四方淄素、嚮師之德、諸師出世。住持少林／祖師道場、闡揚法化、四衆歸依、朝夕不聞、近十五載。自後／南京留守、嚮師之德、請師住持法雲古剎道場⁴、又徑數載。／師一日爲衆曰、吾本出家、但以林泉終老、遂捨衆入山。師／一日示疾、都無示誨皆不曉、儼然坐亡。衆爲師不留

附／屬之語、豈知師之〔天〕慈、顯示淨名不思議之解脫法門也。／師於□ 大定七年潤七月二十五日歸寂。茶毘之日、天／雨
變雪、四衆悲感、收取靈骨舍利於寺之西祖墳之内建／塔。師俗壽五十三、僧臘二十五、度門人弟子二十餘人、受／戒俗
弟子數千。

當寺住持空〔函〕沙門 智寧 爲其銘曰、／師往世兮、清風明月。徧歷諸方、一瓶一鉢。／初參善應、默而便徹。直下承
當、都無別說。／窮方法源、明千聖決。闡法利生、四衆週而。／撒手便行、長空一色。茶毘師時、天雨變雪。／嗚呼我
師、不生不滅。無縫塔中、更無別說。／分明徧界不曾藏、 万古霜天圓夜月。

大金大定戊子歲乙卯旦日孝小師 道海等立石

當寺監寺比丘 若永 書

京兆 段儀 刊

〔註〕

1 【穎順軍陽翟縣】現在の河南省禹縣。『金史』卷二六・地理志
中に「鈞州、中、刺史。舊陽翟縣、僞齊升爲穎順軍。大定二十
二年（一一八二）升爲州、仍名穎順、二十四年（一一八二）更
今名。戶一萬八千五百一十。縣二・鎮一」とある。

2 【嵩山大法王禪寺】河南省河南府登封縣嵩山の南麓にある。
創建年次については多説あるが、唐の貞觀三年（六二九）に敕
によって佛像を補い、名を功德寺と改め、開元年間（七一三～七
四一）に御容寺と改名される。のち宋の慶曆中（一〇四一～一
〇四八）に法王寺と改められた。

3 【華嚴圓覺】『華嚴經』（三譯のうち、いずれかは不明）と、
佛陀多羅譯『大方廣圓覺修多羅了義經』のことを指す。

4 【法雲古刹道場】明・李濂撰『汴京遺蹟志』卷一〇に「法雲
寺。在南薰門外、雲驢橋之西、元末兵燬」とあり、卷一一にも
「法雲院。在固子門裏、金水河灣之西南、宋眞宗大中祥符三年
剏建、金季兵燬」とある。そのどちらかであると思われる。

一九 普恵大師道公庵主（恵道）塔銘

〔解題〕

本碑は祖庭すなわち嵩山少林寺の提擧をつとめた恵道（一二三六―一二九八）の事績を記したものである。大徳三年（一二九八）立石。撰者は敬行簡。

恵道の俗姓は張氏、欒州（石家莊市欒城縣）の出身である。大都萬壽寺の雪庭福裕に師事して出家した。數年の後、南に遊行して諸寺を遍歴し、少林寺に至った。ここで禪理を學び、光天老師より印可を得た。請われて少林寺の監寺となり、ついで提擧に充てられた。至元二十三年（一二八六）、三晝夜にわたって羅漢水陸大會を舉行し、多くの參會者を集めている。また大殿を重修し、江南に大藏經（普寧藏）を購ひ、經閣を建ててこれを收めた。さらに偃師（洛陽市下偃師市）の東に下院を創建し、門人三〇餘人を度した。大徳二年（一二九八）二月三日に六十三歳で示寂した。

本碑の拓影は「人文拓」GEN10055Xに見える。なお本碑の下部には落髮門人・在俗門人・師孫あわせて五〇人の名を横列三段に分けて刻している（釋文には省略）。

〔釋文〕

太原〔白〕居敬行簡撰¹

普恵大師道公庵主塔銘

道體眞常、廓乾坤之無外、神光照耀、著日月之常明。願入法門、恬居淨域。

恭惟／庵主和尚、造始既堅、修終如一。

家則藥州、姓其張氏。其垂髻也、惡嬰兒之嬉戲、其成童也、遇衲子之恭虔。違父母之言、不從娶室、拒姻親之諫、甘願出家。長往之心、如高山墮石、勇去不迴。其父母度不能挽留、不得已、遂許之。是以徑往大都、於大萬壽寺、禮都僧省雪庭大和尚爲師。師見修行精嚴、造道誠篤、故以惠道名之落髮、超然无一毫之罣礙、得遂終身之願望也。不數年、別師南遊、遍歷招提。一來祖庭、便唯掛搭。謂斯勝利也、實中國立法之地、爲宗之方、派流於天下、源自此出也。然而舍此、何適矣。參學禪理、遵蹈規矩。後於光天 老師、印證嗣法、遂得成名。嗚呼、庵主自至祖庭、初請爲監寺、山門日盛、常住日增。後又請爲提舉、檀那響應、僧衆雲集。求物於人也、物無不得、建功於寺也、功無不成。於至元二十三年、啓建羅漢水陸大會三晝夜、然而赴會修供者、不可勝數。什物燦然一新、庫中委積豐盛。費之而愈廣、用之而不窮矣。又獨力化緣、重修大殿、又於江南、求經一大藏、剏建經閣以貯之。又於偃師縣東、剏構下院一所、度落髮門人三十餘員。致力於院門三十餘載、其功浩大、豈可勝言。不憶於大德二年二月初三日、以茶集衆及僧俱至、懇切辭曰、我當去矣。衆皆驚駭。是夜唱道而逝。壽六十有三、僧臘四十有二。收靈骨三處建塔。噫、始出家也、脫然无累、中爲僧也、功不可測、終去世也、病疾不染、不謂之眞僧可乎。其法兄藏雲大師和尚、囑予以紀其實、堅辭不獲、敬應誠意云爾。謹識。頌曰、嗟呼庵主、豈愧僧名。脫塵洒落、達道精誠。行修方便、性了圓明。不洗常潔、非澄自清。寒灰絕焰、朽木无萌。靜而寂滅、動則崢嶸。出頭角利、應響聲宏。去斤伐木、棄甲膺兵。搏沙作塊、削玉飛瓊。功成行滿、唱道而行。 大德三年歲次己亥丁卯月清明日門人等建

〔註〕

- 1 【太原「白」居敬行簡撰】撰者の名を碑題より先に刻記し、しかもその高さを碑題のそれに並べる珍しい様式をとっている。
- 2 【大萬壽寺】大都（現北京市）内の大利。契丹の天祿初（九四七）に開龍禪師智常が創建。悟空寺、萬壽禪院、華嚴寺と寺名を改め、金の皇統初（一一四一）に熙宗より大萬壽寺と賜額

された(『元一統志』卷一・大都路古蹟條)。

3 【雪庭大和尚】雪庭福裕(一二〇三―一二七五)。太原(現太原市)の人、俗姓は張氏、雪庭は號。憲宗モンケによって都僧省に充てられて漢地の僧務行政を掌り、また三度にわたる道佛論争の際には佛教側の代表をつとめた。「嵩山少林寺裕和尚碑」(『程雪樓文集』卷八)、「嵩山少林寺開山裕公大禪師碑」(常盤大定・關野貞『中國文化史蹟』二、法藏館、一九七五年、圖版九二)に事績を載せる。

格がある。法諱を明記することを避け、空格によって表現した
ものか。

5 【又於江南、求經一大藏】杭州南山の大普寧寺において雕造された『普寧藏』を購入したことを言うものである。官版の大藏經である『弘法藏』と異なり、『普寧藏』の入手は比較的容易であった(竺沙雅章『元版大藏經概観』、『宋元佛教文化史研究』汲古書院、二〇〇〇年、三五〇―三五三頁)。

4 【光天老師】不明。「光天」と「老師」のあいだに二字分の空

(藤原崇人)

二〇 少林住持達公禪師(永達) 塔銘

〔解題〕

少林寺住持月巖永達の塔銘。撰者不詳、少林寺書記の普順の書で、門人子政・子宗・子智等により、大徳十一年(一二三〇七)に立てられた碑である。

月巖永達は足庵淨肅の門人。太原の出身で、地元の寺院で出家したのち靈巖寺住持であった足庵淨肅に師事する。そして足庵淨肅の萬壽寺遷住に伴い、彼も萬壽寺へと移動し、のち山東泰安州に庵を構えて七年隱居生活を送った。至元二十八年(一二九一)に少林寺住持に就任し、四年間その職に就いた後、隱居生活に戻った。また大徳四年(一二三〇)八月に再び少林寺の住持となったが、その期間は數年間であったと碑刻には記される。

本碑は圓錐狀の「宣壽少林住持月巖長老壽塔」（大徳十一年「一三〇七」立）に鑲嵌されるのではなく、壽塔に直接刻まれたものである。よって、篆額・碑陰は存在しない。王雪寶編『嵩山、少林寺石刻藝術大全』（光明日報出版社、二〇〇四年）によると、少林寺碑廊に本碑とは別の「祖庭大少林禪寺第八代嗣祖傳法沙門月巖長老碑銘并序」という碑刻が現存するという。筆者もこの碑を確認したが、上下が分断され、さらにそれらの中央部に龜裂が走っていて、彼の事跡に關する記事は読み取ることができなかった。ただ文末の題記には、「皇慶元年（一三二二）の年號とともに」、「少林寺住持嗣祖傳法沙門福遇」の名前が確認できることから、月庵永達はこの一三二二年の時點で、何らかの理由で住持を離れ、後任として還元福遇が住持の職にいたと考えられる。

拓影は「人文拓」GEN0069X、釋永信主編『中國少林寺 碑刻卷』（中華書局、二〇〇三年）七七頁がある。『嵩山、少林寺石刻藝術大全』の記述に従えば、その寸法は高さ約一一〇センチ、幅七〇センチ。

〔釋文〕

宣授少林住持達公禪師塔銘

本寺書記 普順¹ 書

原夫形與於未質之前、名起於無名之始。像設既隆於中古、人道²□於專門。或塔廟於天上人間、或龕塚於名山福地。凡世出世間、養生送死之道、隨類達宜、不能例舉。子祖居太原府³汾州西偏南五十里于村住坐。俗姓劉、父母早喪、遂祝髮於本州西關天寧寺、寄居泉公庵⁴主下。乃親舅氏係石壁寺⁴嫡派、易名永達。月巖其號也。巾瓶累年、自後隨之本寺、依止當山住持圓明大師⁵數年。後聞王山濟和尚道價、亦依數年。因緣未契、乃構庵西山三年。續聞山東靈巖寺足庵和尚道風、迺於至元十五年戊寅歲、攝衣至彼、依栖左右。於辛巳年、隨之大都萬壽寺⁶。淘汰既⁷久、遂蒙印可。於至元二十二年、乃庵居於山東泰安州西莒鎮街南⁸七〇年。至元二十八年辛卯、受少林之命。□居四載、堂殿廊廡、稍就大槩、退之舊隱一居六年。來年庚子八月、祖庭復命、辭不能止、勉爲從之、又復數載。□新補⁹、不遑暇食。老之將至、庵主

居士門人等衆、議立壽塔於寺之祖塋、亦表世代之有自、倫值之無差、不□爲之記云、

嗣法

居士

剃度對人

子信

子喜

子讓

尼

盤山遇庵主

洛陽周居士

子顯

子林

子福

子聽

子囚

子勝

子賢

眞定琳庵主

偃師暨居士

子安

子志

子從

子口

子智

子貴

洛陽添庵主

洛陽朱居士

子濟

子常

子溫

子貌

子慧

子謹

少林利庵主

洛陽吳居士

子津

子綏

子恭

子思

子妙

子善

女徒弟

佛光潤庵主

洛陽陳居士

子深

子良

子守

子俊

子覺

子緣

子貴

嵩陽隆庵主

洛陽張居士

子壽

子平

子再

子連

子壽

子諒

子慈

混□義庵主

洛陽李城主

子眞

子成

子良

子初

子昌

子潤

太原斌庵主

洛陽李居士

子聰

子靜

子恩

子仁

子晉

子柔

孫

□陽顯庵主

子實

子整

子福

子澤

子勇

子遠

覺舉

少中大夫同僉樞密院事 別吉也奴號

子文

子住

子敬

子林

子端

子忠

覺倪

嵩堂 居士

子忠

子利

子經

子德

子嚴

子元子用

覺進

子戒

子戴

子用

子得

子用

子準子進

子政

子宗

子視

子慶

子福

子義子志

直歲子住子規

副寺智清智雲 典座德便

維那妙委

監寺智辛

智同 提點智明

道緣

首座善遇

提舉惠山

皆大元大德歲次丁未四月

日門人子政子宗子智等

立石

洛陽劉庭秀⁹ 刊

〔註〕

- 1 【普順】(一〇二一) 少林開山雪庭裕公道行碑」碑陰、「大元少林開山光宗正法禪師宗派圖」に、書記として普順の名前が見える。
- 2 【本州西關天寧寺】 乾隆『汾州府志』卷二四・祠廟に「天寧寺、在府城東郭西北隅。相傳爲郭林宗故宅。唐建大中寺、宋改名太子院。……明洪武十四年、大加修建更名天寧寺」とあり、明洪武年間になって天寧寺と改名されているから、時期的に月巖永達が参じたとは考えられない。萬曆『山西通志』卷二四・寺觀・太原府の項に「天寧寺、在交城縣西北七里萬卦山。唐貞元二年建」とあり、交城縣にも天寧寺があったことが記される。月巖はこの交城縣の天寧寺に参じたと考えられる。
- 3 【泉公庵主】 未詳。
- 4 【石壁寺】 石壁山玄中寺のこと。現在の山西省交城縣にある。北魏延興二年(四七二)、曇鸞の創建。以後、中國淨土教の根本道場となる。元の太宗辛卯の歲(一二三二)、當時、石壁寺と稱していたのを改めて「龍山護國永寧十方大玄中禪寺」とした。
- 5 【當山住持圓明大師】 當時の石壁寺の住持であり、圓明禪師と號していた惠信という人物のこと。(宋沙蔭著、滋野井恬桂華淳祥譯『淨土古刹玄中寺』東本願寺出版部、一九九〇年) 参照。
- 6 【山東靈巖寺足庵和尚】 淨肅のこと。號は足庵。金臺永平の人。俗姓は孫氏。香山明公に禮して落髮し、雪庭福裕が萬壽寺に遷住した時(一二六〇年頃)、衣法を受けた。その後、宣授河南府僧尼都提領の任に就き、靈巖寺に住する。「靈巖足庵肅公禪師道行碑」(「靈巖寺碑刻」(一一一))の碑陰に、「嗣法小師」として、少林禪寺永達禪師の名前が見える。
- 7 【大都萬壽寺】 「靈巖足庵肅公禪師道行碑」と「靈巖寺古巖普就禪師道行碑」(「靈巖寺碑刻」(一一七))によれば、足庵淨肅は、至元十八年(一二八一)に萬壽寺に遷住している。
- 8 【山東泰安州西宮鎮街】 現在の山東省濟南市の西南、長清縣のあたりを指すと思われる。
- 9 【洛陽劉庭秀】 書記の普順と同じく、「大元少林開山光宗正法禪師宗派圖」に、洛陽石工として名前が見える。

(福島 重)

二二 少林寺開山雪庭福裕（福裕）道行碑

〔解題〕

本碑は、嵩山少林寺開山住持雪庭福裕の道行碑。篆額は「皇元贈大司／空晉國公少／林大宗師裕／公道行碑銘」。程鉅夫奉救撰、趙孟頫奉救書、郭貫奉救篆額で、延祐元年（一二三四）十一月に立石される。立石者は第十代少林寺住持古巖普就・集賢大學士陳顥である。

雪庭福裕（一二〇三～一二七五）は、金末元初の禪僧である萬松行秀の門人。字は好問、自號は雪庭、太原文水の張氏。出家したのち一二二二年頃から燕京の萬松のもとへ十年ほど參じ、嵩山少林寺・和林興國寺・燕京延慶禪院へと遷っている。特に憲宗より僧尼を統括する任務を授かり、かの道佛論争に参加して佛教側の主力として活動していることに関しては、今日でも注目されている。一二六〇年代には燕京の萬壽寺・上都華嚴寺へと遷り、その後、少林寺へ戻って隱居生活を送って、一二七五年に卒した。立石の経緯は、雪庭の門弟にあたる慧慶（後掲註）が武宗に上奏したことによる（拙稿「雪庭福裕の傳について」花園大學『禪學研究』八六號、二〇〇八年参照）。

拓影は鷺尾順敬監修『菩提達磨嵩山史蹟大觀』（菩提達磨嵩山史蹟大觀刊行會、一九三二年。のち一九八一年に三寶書院より復刊）寫眞三三、黃明蘭・朱亮編『洛陽名碑集釋』（朝華出版社、二〇〇三年）三四二頁、李源河主編『翰墨石影』（廣陵書社、二〇〇三年）六、六二頁、常盤大常・關野貞『中國文化史蹟』（法藏館、一九七五～一九七六年）資料編二、九二頁、「人文拓」GEN10093A、釋永信主編『中國少林寺 碑刻卷』（中華書局、二〇〇三年）八〇頁がある。録文は『程雪樓文集』卷八、『嵩嶽文志』卷六、『嵩書』卷二一にある。

『洛陽名碑集釋』によれば、本碑の螭首龜趺を含めた高さは三八五センチ、幅は一四〇センチ、厚さは四三センチで、少林寺慈雲堂内に現存している。本碑碑陰は、「禪師宗派圖」と題されて、雪庭の門人の名前が記される（拓影は「人文拓」GEN0093B）。これは當時における雪庭門下の住持情況を伝える史料であり、記される名前のなかには、未だ事蹟が明らかでない僧もみえる。

なお、王雪寶編『嵩山、少林寺石刻藝術大全』（光明日報出版社、二〇〇四年）によると、雪庭には本碑のほか、一二七五年立石の「少林開山住持裕公禪師之碑」があるが、こちらは文字が摩滅しており、ほとんどの文字が判別できないという。

〔釋文〕

【碑陽】

大元贈大司空開府儀同三司追封晉國公少林開山光宗正法大禪師裕公之碑／

翰林學士承旨資善大夫知制誥兼修國史臣程鉅夫¹奉
 集賢侍講學士中奉大夫臣趙孟頫²奉
 嘉議大夫禮部尚書臣郭貫³奉
 奉敕篆額 敕書

皇慶元年春、集賢大學士榮祿大夫臣陳顥奏請封贈少林開山住持光宗正法大禪師福裕、／制贈大司空開府儀同三司、追封晉國公。命詞臣文之碑。臣鉅夫奉職惟謹。佛法相傳、有信具至。達摩持以航海、梁武帝問道不契、去之魏、隱於嵩山少林寺、面壁九年、爲禪宗鼻祖。六／傳⁴而至大鑒、復派而爲五師。所居達摩處也。其宗以湛然常寂爲眞、空洞不虛爲實、廣大不蕩爲際。其教人亦惟曰性善。其論曰、推一而萬、則事無⁵眞。混萬而歸一、則眞無非事。故曰／當仁、又曰能仁。

陰有以格君心而贊皇猷、未嘗以福田利益嚶嚶語人、而慈雲法雨、陰覆潛被。歷代帝王意欲清心靜治、使萬姓蒙福、謂浮

圖言可底行、奉之深至。此其大略也。歲乙巳、／世祖潛邸、命師少林大作資戒會、俾建精舍於故里、曰報恩。給田若物以飯衆。戊申、定宗詔住和林與國。未朞月、／憲宗召詣帳殿、奏對稱

符。⁵優復僧尼、得廢寺二百三十有七區。庚申、／世祖卽祚。因論辨僞經、馳駟以

旨、俾總領釋教、授都僧省之聞、火其書、仍

襲爵、／賜光宗正法之號。時萬壽⁷祖席、無可當之者、衆請師主之。計以堂鉢之費、未免經葺、得都南柳林閑田二百頃餘、

□玉泉北墅觀音別院。自餘藥室·浴宇·賈區、拾其贏以卒歲。尋分建和／林·燕薊·長安·太原·洛陽、爲五少林。⁸始

終萬壽十四夏、主護之力居多。既老、倦於接納、歸棲嵩陽。未久、示微疾、圍傷固終。俗壽七十三、僧臘五十二。嗣法

小師三十人、度弟子千餘指、奉戒／者莫可紀。嗚呼、師去世已遠、／今上皇帝寵以贈典言行而道大也。／皇帝若曰洪惟

世祖、神武不殺。本仁祖義、以一天下。朕欲昭我／祖德、持盈守成。惟爾克紹乃初祖、永孚于仁、以弘濟我兆民。顧先

哲其逝、朕弗克見于茲邈焉。雖去來夢幻、無得而名、封謚哀榮、豈不在我。其尊爾官、隆爾爵、以寄予思、以迪後人、

以永／譽於萬世。師之住世也、三闕藏典而成誦、誘掖後學無倦色。通羣書、善翰墨、吟詠提唱、普說幾十萬言、播在叢

林、而師未始以爲能事。幼遭世變、孳然無依。道逢老比丘、勸以學佛曰、能／誦法華⁹矣。師曰、佛法止是乎。比丘異

之、與偕謁休林古佛於僊巖、曰此龍象種也。當爲大器。卽爲祝髮授具、與雙谿廣公同執事者七年。遊方來燕、親炙萬松

師又十年。道益隆、名益／著、學者曰益廣。其住少林也、萬松老師實爲之主。屬嵩少煨燼之餘、甄惡緜氏之永慶。¹⁰已而

興仆起廢、訓徒說法。施者如丘山、來者如歸市。嵩陽諸刹、金碧一新、洛陽白馬、經筵不輟。皆／師力也。師瞑目宴坐、

彌寂默若無與焉。至元八年春、詔天下釋子大集於京師、師之嗣法者、居三之一。其盛哉。師剛果疆毅、公勤廉明、平居

風神閑敞、襟度夷曠。復嵩山如祖師再出世、／倡道垂教因天壤間、如鼓雷霆而揭日月。所謂大善知識標準、斯世沒而不朽

者歟。師字好問、以雪庭自號。太原文水張氏子。九齡入學、日了千言、鄉閭曰、聖小兒。方娠、母有異夢。及生、／家有

吉徵。其說法也、涸池出泉、古殿有光、瑞應非一端云。門人慧慶、以師平昔著述刻梓、既壽其傳、仍以道行碑、輒請於

上。追念父師、少不失報效之義、是可銘。銘曰、／

佛以仁傳、聖以仁治。其仁伊何、此心而已。混未嘗混、照徹大地。推未嘗推、淵澄止水。梁皇有爲、不諧其旨。誰直其宗、曹溪東逝。逮我裕公、道還北矣。師少不凡、見稱州里。休林古佛、眞源指示。至老游參、持戒律已。萬松休林、合辭招致。參從渡河、幾三百指。緇俗趨走、營施山委。嵩陽諸刹、金碧暈跂。洛陽大講、經歲不弛。二百四區、羣廢盡起。僧無徭役、大衆歡喜。曰一佛出世、遇明天子。其人已滅、其道不死。不空不住、天地終始。帝命曰咨、章服是宜。百世其承之、四方其則之。惟爾法是依、惟爾言是師。臣拜稽首、聖敬不違。播爲聲詩、永之茲碑。

延 祐 元 年 十 一 月 〇 日 門 人 慧慶¹¹ 建
宣 授 祖 庭 大 少 林 禪 寺 傳 法 住 持 嗣 祖 沙 門 普就¹²
大夫 陳顥¹³ 立石
集賢大學士榮祿

洛陽耶律德思 刻

【碑陰】(便宜上、〔上段〕・〔下段(一)〕・〔下段(二)〕に分ける)
〔上段〕

重法孫 落髮小師

宣授天慶喜禪師	汴梁僧判惠崇	惠貞
宣授寶應隆禪師	令旨岳寺惠嚴	惠蓓
宣授天慶江禪師	惠壽	惠悅
宣授空相珪禪師 ¹⁴	惠顯	惠寶
宣授空相珪禪師	惠淨	惠善
令旨白馬塔禪師	惠玆	惠議
惠玆	尼小師	

和林北寺覺信禪師 大都長慶德珍禪師

南宮洪濟思印禪師	鞏昌廣嚴法興禪師	龍潭端禪師	惠全	惠鏡	惠賢
文陽中林智泰禪師 ¹⁵	并州太子文善禪師	信陽敬禪師	惠矩	惠聰	惠安
樂亭千金明遠禪師	洛陽天慶德恩禪師	宣德仁禪師	惠哲	惠開	惠燈
南宮趙好圓鏡禪師	崧山少林文泰禪師 ¹⁶	永慶利禪師	惠詳	惠輔	惠元
澤州正覺福勝禪師	大都崇慶戒行禪師	龍潭深禪師	惠義	惠素	惠成
成都照覺仲慶禪師	薊州盤山雲威禪師 ¹⁷	永泰祥禪師	惠通	惠柔	惠淨
汴梁慧林恆禪師	稟城西寺惠全禪師	盤山遇庵主	惠方	惠如	惠量
京北華嚴覺印禪師	大都延慶惠玄禪師	眞定琳庵主	惠徹	惠同	惠恆
汴梁惠正禪師	平水惠圓禪師	晉寧才庵主	惠勸	惠資	惠愷
順德妙俊禪師	順德妙乘禪師	長安順庵主	惠舟	惠廣	惠寧
安平守護禪師	平州惠道庵主	長安祐庵主	惠湛	惠燈	惠常
嗣法居士		白馬澄庵主	惠政	惠遷	惠堅
惣帥妙明居士汪	總管月溪居士李	佛光潤庵主	惠因	惠金	惠本
提領靜應居士揚	宣受具信居士溫	太原斌庵主	惠海	惠賢	惠信
惣管儼然居士崔	鞏昌惠超居士逮	晉寧喜庵主	惠文	惠報	惠舜
元帥了□居士李	運使月崑居士李	洛京遠庵主	惠祐	惠鐸	惠宜
惣管普安居士張	節使海印居士宋	古汴緣庵主	惠泰	惠珞	惠正
便宜復古居士劉	轉運和光居士陳	汾州符庵主	惠鑑	惠安	惠果
宣慰大隱居士陳		鎮陽顯庵主	惠信	惠亮	惠佟

宣授諸路釋教都總統東川圓讓禪師 ¹⁸	講主智愍	惠潤	惠成	惠周
宣授章德路釋教都提領黃花慧端禪師	講主智楸	惠本	惠澤	惠順
宣授河南兩路釋教都提領足庵肅禪師 ¹⁹	講主智引	惠和	惠俊	惠保
宣授洛磁路釋教都提領雄辯大師慧平	講主智愍	惠超	惠云	惠進
宣授少林禪寺提點興福普照大師慧山 ²⁰	講主智幸	惠謙	惠潮	惠能
宣授大名路都僧錄正宗弘法大師慧慶	講主智欽	惠淳	惠初	惠淵
宣授太原路釋教都提領通辯大師慧滿	講主智會	惠朗	惠誦	惠澄
宣授鎮國萬安禪寺住持宗主慧才	講主智通	惠果	惠杲	惠良
令旨延慶寺住持宗主雄普濟大師慧悟	講主智齊	惠元	惠證	惠志
法孫	講主智珎	惠定	惠孝	惠月
宣授祖庭少林禪寺還元福遇禪師 ²¹	講主智楚	惠雲	惠明	
宣授祖庭少林禪寺月巖永達禪師 ²²	講主智從	惠恩	惠祥	
宣授諸路釋教都總統汾溪福滿禪師 ²³	講主智準	惠慈	惠博	
宣授祖庭少林禪寺古巖普就禪師	講主智貴	惠愛	惠照	
大都萬壽禪寺住持靈峰思慧禪師 ²⁴	講主智燈	惠欽	惠溫	
黃華照禪師	講主智來	惠喜	惠林	
寶應泉禪師	講主子玄	惠榮	惠順	
早陽榮禪師	黃華聰庵主	惠良	惠昱	
泰安州僧正久庵主	鞍山智藏禪師	惠藏	惠運	
集賢大學士榮祿大夫廓然居士陳顥	州僧正智開			

落髮師孫

〔下段(一)〕

智心	智如	智怜	智教	智聰	智連	智玉	智從	智淵	智瑞	智明	智淨	智月	智密	智顯	智應
智蓮	智丈	智明	智進	智安	智聚	智覺	智聰	智善	智信	智善	智潤	智勇	智安	智添	智恭
智賢	智青	智長	智英	智開	智玉	智宝	智壽	智金	智玉	智遠	智添	智謹	智海	智宜	智昶
智教	智敬	智朗	智雲	智王	智壽	智明	智辯	智安	智昇	智喜	智聰	智興	智道	智就	智齊
智受	智能	智□	智愉	智潭	智儒	智諒	智宗	智喜	智改	智榮	智俊	智應	智升	智勝	智明
智恩	智玉	智換	智在	智痊	智瘡	智微	智愛	智安	智衍	智映	智增	智意	智如	智授	智晉
智教	智瑞	智安	智成	智宣	智恩	智教	智玉	智初	智環	智聚	智敬	智平	智宗	智用	智勤
														智存	智才
子定	子儀	子諫	子全	子榮	子福	子安	子蓋	子林	子仁	子規	子貴	子潭	子柔	子興	子才
		子蓋	子規	子玉	子祐	子開	子端	子擇	子興	子應	子定	子堅	子受	子伶	子春

大都路僧判子 因

重孫

智良	智溫	智息	智成	智閑	智通	智灯	智玠	智林	智祥
智通	智□	智應	智潤	智□	智中	智泰	智海	智瑞	智方
智興	智延	智宗	智達	智增	智聲	智清	智蘭	智芝	智海
智文	智願	智德	智同	智添	智常	智亨	智舜	智順	智祐
智議	智頰	智眞	智堅	智現	智懋	智餘	智深	智瑞	智祥
智初	智峯	智玄	智保	智雲	智欽	智潤	智月	智寧	智惠
智遷	智開	智泰	智英	智聚	智遠	智闕	智連	智欽	智玉
子開	子教	子微	子受	子林	子宣	子欽	子安	子端	子藥

〔下段(二)〕

修造提點

智廣
智宇
智贊

修造監寺

道璣

修造副寺

智廣
德成

直歲

子注
子春
子妙
子住

磨主

智德
子亮
子思
子正
智清

外庫

思本
子耀
子智

菌頭

德廣
子延
子万
子先
智瑩
智亨
德意

官門提點

智聚
智春
智泉
智明

官門監寺

智能
顯真
智興

維那

智俊
明心
智奇

官門副寺

子成
智清
子敬
智長

典座

思鵬
智便

監修

智行
子經
智淵

莊主

覺等
子興
子琛
子興

後槽

子遷
子延
智意
智歡

院門提點

智進
智同
智新
智資
惠定

院門監寺

智蓋

院門副寺

智元
子安
德成
智廣

大衆僧行一伯捌拾餘名

首座	善遇	書記	法容						
		義讓	了然	知客	覺智				
		智來	知客	惠春	錢帛	守成			
					子義	浴主	通用		
						子誨			
						殿主	子吉	侍者	
						智清		子榮	
								子昌	
								惠成	
								義珂	

□□路僧判子□清 洛陽石工 劉庭秀 次男 劉元 劉亨 劉利 劉貞 薰成

〔註〕

- 1 【程鉅夫】(一二四九〜一三二八)本名は文海、號は雪樓、また遠齋とも號す。建昌南城の人。至元十六年(一二七九)に翰林奉を授かり、修撰に進み、祕書少監・集賢直學士をへて、大德九年(一三〇五)に翰林學士となり、仁宗即位の時、翰林承旨を拜した。延祐五年(一三一八)卒、年七十、諡は文憲。
- 2 【趙孟頫】(一二五四〜一三二二)字は子昂、號は松雪道人。湖州の人。至元二十三年(一二八六)に朝に入り、兵部郎中、集賢直學士を歴任し、成宗即位の時、世祖實錄および金書藏經を修め、大德三年(一二九九)に集賢直學士・提舉江浙儒學、至大三年(一三一〇)に翰林侍讀學士となる。仁宗即位の時、召されて集賢侍講學士・中奉大夫となり、延祐元年(一三一四)に翰林侍讀學士に改められて、また集賢侍講學士・資德大夫に遷る。三年(一三一六)、翰林學士承旨・榮祿大夫となる。至治二年(一三三二)卒、年六十九、魏國公に追封される。諡は文敏。『松雪齋文集』一一卷有り。
- 3 【郭貫】(一二五〇〜一三三二)字は安道、號は西塾、保定清苑の人。至元二十七年(一二九〇)から湖南・湖北・江西の監察御史を歴任し、大德五年(一三〇一)に御史臺都事、皇慶二年(一三二二)に淮西廉訪使となる。延祐二年(一三二五)に中書參知政事となり、左丞にすすみ、集賢大學士となる。至順二年(一三三一)卒、年八十二。諡は文憲。
- 4 【六傳】達磨ののち、禪法を繼いだ二祖慧可(四八七〜五九三)、三祖僧璨(？〜六〇六)、四祖道信(五八〇〜六五一)、五祖弘忍(六〇一〜六七四)、六祖慧能(六三八〜七一三)のこと

と。

- 5 【都僧省之符】 桂華淳祥「石刻史料よりみた元代華北の佛教統領機構について―諸路釋教都總統を中心に―」（森田憲司）十三、十四世紀東アジア諸言語史料の総合的研究―元朝史料學の構築のために、奈良大學、平成十六年度/平成十八年度科學研究費補助金基盤研究（B）研究成果報告書、二〇〇七年所收）によれば、雪庭よりも前に、海雲印簡も同様の職を受けているという。ただこの具體的な職務内容は明らかにならない。
- 6 【論辨僞經】 憲宗期に前後三回行われた佛道論争のことを指す。野上俊靜「元代道・佛二教の確執」（『元史釋老傳の研究』）、「野上俊靜博士頌壽記念刊行會、一九八一年」所收。原載『大谷大學研究年報』二號、一九四三年）参照。
- 7 【萬壽】 燕京の萬壽寺のこと。
- 8 【五少林】 『辯僞錄』卷三の雪庭自身の上奏文に「和林上都北少林寺嗣祖雪庭野人」とみえる。これがおそらく和林の少林寺を指すと思われる。また同じく『辯僞錄』卷三と「薊州盤山北少林禪寺住持威公禪師塔記」（『北拓』第四八冊・一一一頁）によれば、盤山法興寺という寺院が、道佛論争の最中に全眞教徒に占領され、そこで雪庭と那摩大師の二人が上奏し、佛教側に返還された。その法興寺が中統年間に寺名を北少林寺と改めている。これら二寺が、五少林のうちの和林と燕薊の寺のことを指すのであろう。

9 【歸棲嵩陽】 「正宗弘法大師大名僧錄慶公功行之碑」（『中國古

代碑帖拓本』北京圖書館・香港中文大學文物館、二〇〇一年、一三七―一三八頁）によれば、雪庭が少林寺に戻ったのは一二七四年の夏である。

10 【緱氏之永慶】 緱氏は山名。河南省偃師の南で、嵩山の西側にあたる。永慶（おそらく寺名）については未詳。

11 【慧慶】 雪庭福裕の法嗣。前掲註9「正宗弘法大師大名僧錄慶公功行之碑」参照。

12 【古巖普就】 少林寺第十代住持。「(二二) 少林寺第十代古巖就公和尚道行碑」参照。

13 【陳顥】 (一二六四―一三三九)字は仲明、清州の人。潛邸時代の仁宗に任せ、仁宗即位の時、集賢大學士・榮祿大夫となる。仁宗が崩じた時、辭し、天曆年間(一三二八―一三二九)に再び集賢大學士となつて、後至元四年(一三三八)まで仕え、後

至元五年(一三三九)に年七十六で卒した。彼の名前は、本碑の他、「正宗弘法大師大名僧錄慶公功行之碑」・「(二二) 少林寺第十代古巖就公和尚道行碑」など、延祐年間(一二二四―一二三二)の曹洞禪僧の碑銘に散見される。

14 【空相珪】 少林寺第十一代住持。

15 【中林智泰】 少林寺第七代住持。

16 【少林文泰】 少林寺第六代住持靈隱文泰のこと。『續指月錄』卷九に事績が載る。そこには、太原汾州の人で、萬壽寺にいた雪庭福裕に十年参じ、少林寺で開堂したことが記される。

17 【盤山雲威】 「薊州盤山北少林禪寺住持威公禪師塔記」参照。

18

【東川圓讓】 詳細は未詳。「宣授諸路釋教總總統佛慧普通慈濟大禪師汾溪滿公道行碑」(嘉慶『寶豐縣志』卷一七、延祐元年(一三二四))によれば、汾溪福滿は東川の後を受けて萬壽寺住持に就任したという。

19

【足庵肅禪師】 少林寺第五代住持。靈巖寺に彼の塔銘が現存する(『靈巖寺碑刻』(一七))。「靈巖寺足庵肅公禪師道行碑」至元三十年(一二九三)立石。それによれば、萬壽寺住持であった雪庭に参じたのち、少林寺・靈巖寺・萬壽寺の住持となつてゐる。なお、『嵩山、少林寺石刻藝術大全』によれば、少林寺内に足庵淨肅の碑が現存しているという。筆者が少林寺を訪れた際、この碑と思われるものが存在していることを確認したが、中ほどで分断され、下半分が脱落しており、その動向に關する記事を読み取ることができなかった。

20

【興福普照大師慧山】 少林寺提點であつた恵山のこと。姓は張氏。十七歳にして少林寺雪庭福裕に参じ、足庵淨肅住持の時、監寺に、中林智泰住持のとき提點にあてられた。至大元年(一三〇八)卒。なお、恵山の事跡については、「宣授少林提舉興福普照藏雲大師山公庵主塔銘并序」(至大元年(一二三〇八)立石、

『中國少林寺 碑刻卷』所收)に記されている。

21

【還元福遇】 少林寺第九代住持。

22

【月巖永達】 少林寺第八代住持。

23

【汾溪福滿】 「東川圓讓の法嗣。嘉慶『寶豐縣志』卷十七の「宣授諸路釋教都總統佛慧普通慈濟大禪師汾溪滿公道行碑」(延祐元年(一二三二四))によると、太原汾州西河の人。孝義梁家莊の觀音院にて出家し、至元十三年(一二七六)に大都で行われた資戒會に参加した。その後、諸方を遊歴し、大都萬壽寺住持の東川圓讓に参じたという。そして圓讓が示寂した際、萬壽寺を繼ぎ、さらに皇帝より釋教都總統の職を得た。のち總統職を辭め夾山に隱居し、その時に請われて汝州の香山寺・嵩山法王寺の住持となつた。延祐元年(一二二四)、世壽六十四、僧臘三十七で卒した。

24

【靈峰思慧】 「嵩山大法王禪寺第二十四代無能學公禪師道行之碑」(録文は『嵩山、少林寺石刻藝術大全』二八九頁所收)によれば、月庵福海が萬壽寺で卒した後(一二三〇九年)、後を繼いで萬壽寺住持に就任している。

(福島 重)

二二 少林寺第十代古巖就公和尚（普就）道行碑

〔解題〕

本碑は少林寺第十代住持古巖普就の道行碑。篆額は「古巖／就公／禪師／道行／之碑」。延祐五年（一三二八）六月の立石。

古巖普就（一二三八～一二三四）、享年七十七、僧臘五十八。略傳は「靈巖寺碑刻」（一七）「靈巖寺古巖普就禪師道行碑」の「解題」を参照。ただし、同解題では、本碑拓本「人文拓」GEN0116Xを利用していなかったため、生寂年を誤った。靈巖寺古巖普就禪師道行碑は、延祐元年（一二三四）九月の立石で、その銘文中に「翫少林春」の句などがあるから、古巖は、皇慶二年（一二三四）の春頃に示寂したと推測される。

碑陽の拓本は、「人文拓」GEN0116Xに收められる。他に鷲尾順敬監修『菩提達磨高山史蹟大觀』（菩提達磨高山史蹟大觀刊行會、一九三二年。のち一九八一年に三寶書院より復刊）圖版四一「少林寺第十代妙巖弘法禪師道行碑」にも收録されるが、土に埋まっていたためであろうか、下からおよそ七字分を缺いている。釋文は同書五九～六一頁にある。碑陰の拓本は、『菩提達磨高山史蹟大觀』圖版四二に「少林寺第十代妙巖弘法禪師宗派圖」と名づけて掲載される。また釋文は、同書六一～六二頁にある。尚、「人文拓」GEN0181Bは「靈巖寺第三十五代無爲容公禪師道行之碑（碑陰）」と名付けられるが、本碑陰の門人名等とほとんどが一致するため、靈巖寺古巖普就禪師道行碑の碑陰と考えられる。

〔釋文〕

【碑陽】

少林禪寺第十代妙巖弘法大禪師古巖就公和尚道行碑銘并序／

宣授佛心寶印大禪師住持萬壽領曹洞宗靈峰拙衲思慧撰并書丹／

集賢大學士榮祿大夫陳顥篆額／

至理忘言、名相莫能狀其體、靈源絕待、識情無以測其端。包容法界、含裹虛空。蕩蕩巍巍、無得而思議者、其至真之妙理與。／大覺慈尊、昔於靈山、而以斯道付囑摩訶迦葉、謂之正法眼藏。由是、祖祖相傳、燈燈相續。至于達摩西來、九年面壁、始遇神光、迨至曹谿之後、析爲二／宗、青原四傳至洞山、山七傳至芙蓉楷、楷六傳至萬松。其門庭孤峻、回互當頭、深邃幽遠、人罕能造。自非妙智高明、何以臻其要哉。舍我／

古巖老師、其孰能洞達。於是乎、有大禪師、法諱普就、自號古巖。天姿質朴、稟賦眞純。面目嚴冷、器宇魁雄。生潯陽劉氏之族、夙喪父母、不甘處俗、素厭／茹葷、懷出塵志。其年十五、徑往封龍山禪房寺出家、禮讚公山主爲師、雜髮受具、博習經業。至元二年、師十有九、遊履諸方、歷關陝、經汾晉、涉邢洛。宿／聞淨土成禪師名、卽往依之、不契。又謁林業寶積雲峰禪伯、決擇咨詢、禪學日益。未幾、又往東原鵠里崇孝寺、訪清安老人、依棲五載。雖蒙付授、不以／得少爲足、痛自韜晦、徧參名德。後詣靈巖、謁足庵肅公。公雪庭嫡嗣、萬松親孫。師於席下、究道窮玄、孜孜忘倦。足庵以充座元。至元丙子、順德大都兩／處受具、又蒙 恩賜度牒。至元辛巳、足庵自靈巖移住萬壽、復往依棲。足庵以本分鉗鎚、重加鍛鍊、礙膺之物、爆然頓落、已見洞明。於是機鋒穎脫、了／無礙滯矣。足庵遂付衣法、旣蒙印可、復歸寶積閒居。逮至元癸巳、桂菴住靈巖、以師爲座元。大德六年、月菴海公退堂。本寺具疏、請師開法住持。大德／丁未歲、欽受／

聖旨

皇太子恩旨、護持山門。

總統所又賜

妙巖弘法大禪師號。其間、焚修香火、提唱宗乘。替更而隆、

弊補而完。自謂僧無三宿戀、／况七年之久。曳杖退去、隱靈棲庵。俄封龍應覺、堅請住持、師勉受之。倏經二載、復歸靈

棲。至皇慶二年仲夏、祖庭少林知事、不遠千里齋疏、禮請師至／祖庭、奉行百丈清規、整頓叢林懿範、接待方來衲子。諄諄不倦、積歲弊風、翕然魯變、玄綱大振、道化日新、闔寺懽忻。諸方景仰、祖師庵創繪二十八祖、大殿前樹碑二通。寺之內外、創蓋及飄瓦房室八十餘間、古少林置莊一所、寺峪開田二頃。師於兩處住持、玄功昭著、至行彰聞、衆常二千指。師之出／處、大略如此。師性簡重、少緣飾、博識強記、學問精通。進退有節、舉止淡如、有古人之風焉。嗣法者有數人、度小師百餘人。世壽七十有七、僧臘五十有／八。小師子貞等、以師春秋高邁、道行彌隆、造壽塔樹豐碑、欲報師慈訓之恩也。一日、遠趨萬壽、丐余之文、以傳後世。余媿爲文素無所長、再三固讓、懇／請愈堅、不撥荒斐、直書師平昔之大概、謹爲之銘。銘曰、／

至理忘言、靈源絕待。含裹虛空、包容法界。在昔靈山、顯此上乘。首傳迦葉、始續心燈。四七已來、

法流東土。／六代相承、至曹谿祖。青原四世、而有洞山。旣章繼出、盛荆湖間。曹洞門庭、家風綿密。玉

線金針、唯師委悉。芙蓉一枝、應識朔方。青州南來、孕蕊騰芳。傳至萬松、聲喧天下。雪庭承之、日

增高價。雪庭嫡嗣、偉矣足庵。紹足庵者、大哉古巖。古巖老師、面目嚴冷。藁林指南、祖庭綱領。融

通五位、透徹十玄。三坐道場、兩受／

恩宣。所住名藍、四方雲霧。景行彌高、道風光大。少林末後、果滿因圓。樹碑造塔、萬古流傳。／

延祐戊午季夏 吉日 小師 子榮 子松 子英 子緣 等 立石／

提點 智泉 智資 監寺 智蓋 子安 維那 思鳳 典座 子耀 副寺 子敬

子深 子珊 直歲 子思 行翰 子祐 殿主 子玉／首座 善遇 書記 子清 藏主 智聚 教讀 明心 知客 子義

錢帛 子才 外庫 祖巖 侍者 義珂／

宣授大名路都僧錄正宗弘法大師 惠慶 山東路泰安州長清縣北黃山石匠 張克讓 李克堅

蘇八 小張大 刊／

【碑陰】

落髮小師

法孫

子滿 子由 子溫 子因 子祿 子厚 子輔

子成 子夏 子清 子房 子燈 子廉 子工

子信 子恭 子淨 子莊 子朗 子坦 子益

子道 子敬 子景 子懷 子燕 子嚴 子慈

子彥 子異 子規 子寧 子京 子珪 子固

子定 子冲 子康 子朴 子佳 子思 子通

子惠 子智 子修 子登 子玉 子常 子本

子榮 子實 子松 子興 子奇 子珊 子偉

子中 子輔 子筠 子積 子富 子保 子浩

子亭 子弼 子梅 子謙 子演 子順 子整

子利 子節 子嘉 子鳴 子受 子千 子齊

子貞 子復 子歸 子觀 子蓋 子緣 子共

子初 子純 子淵 子尚 子彥 子宣 子貴

子文 子哲 子阜 子英 子溫 子然 子淨

子行 子雅 子直 子相 子益 子隨 子原

子忠 子林 子賜 子存 子悅 子永 子眞

子彬 子妙 子幽 子重 子圓 子遠 子來

張子興
李子甫
受戒門人

嗣法門人

洛京龍潭珂禪師

泰安靈崑容禪師

洛京天慶讓禪師

晉寧心庵主

白茅春庵主

子永	子吉	子著	子濟	子淳	子在	子寬	李玉玉／
子昌	子賀	子巍	子機	子奉	子容	子俱	蘇子由／
子豐	子負	子崇	子紀	子性	子何	子奇	張子祿／
子昇	子恆	子應	子須	子威	子閻	子定	白子福／
子勝	子勤	子量	子從	子雄	子忠		鄭子慶／
子心	子信	子遂	子全	子功	子平		鄭子興／
子侃	子銀	子習	子敏	子改	子敬		鄭子壽／
子茂	子金	子桂	子增	子肇	子復		寶子賀／
子繼	子民	子則	子顏	子埽	子懷		姚子存／
子臻	子果	子穆	子回	子遠	子柔		潘子昌／
子傑	子士	子荷	子童	子緣	子善		周子善／
子樞	子者	子質	子殷	子牧	子願		鄭子安／
子晏	子紹	子仁	子仙	子清	子訓		俟子歡／

〔註〕

- 1 【靈峰思慧】「人文拓」GEN0093B「禪師宗派圖」（贈大司空 開府儀同三司追封晉國公少林寺開山光宗正法大禪師裕公之碑」の碑陰）から、古巖普就とともに雪庭福裕（一一〇三—一二七五）の法孫であることがわかる。
- 2 【陳顥】（一二六四—一三三九）『元史』卷一七七に立傳されている。
- 3 【大覺慈尊……二宗】印土の釋迦から摩訶迦葉以下へ傳法し、そして中國禪宗の初祖菩提達磨から曹谿山寶林寺の六祖慧能に

至るまで六代にわたって傳燈し、その後、青原行思と南嶽懷讓に分かれたことを指す。

4 【青原……萬松】 慧能の弟子である青原行思から五家の一つ曹洞宗の祖洞山良价へ傳法し、芙蓉道楷・萬松行秀と續く法系を述べる。尚、雪庭福裕は萬松の法を嗣ぐ。

5 【清安老人】 靈巖寺第二十五代住持仲矩徳方（一二〇五―一二八二）。「靈巖寺碑刻」（八）「靈巖寺清安徳方禪師塔銘」参照。

6 【足庵肅公】 靈巖寺第二十八代住持足庵淨肅。「靈巖寺碑刻」（一一）「靈巖寺足庵淨肅禪師道行碑」参照。

7 【月菴海公】 靈巖寺第三十二代住持月庵福海（一二四一―一三〇九）。「靈巖寺碑刻」（一五）「靈巖寺普耀月庵福海禪師道行

碑」参照。

8 【耽章】 曹山本寂（八四〇―九〇二）、耽章と號し、洞山良价を嗣ぐ。

9 【嗣法門人……】 嗣法門人については、「人文拓」GEN0181Bによって、法諱の上字を補うことができ、それぞれ法諱が判明する。順番に記すと、義珂・法容・義讓・明心・惠春となる。

このうち、法容は靈巖寺第三十五代無爲法容禪師（「靈巖寺碑刻」（二六）「靈巖寺無爲法容禪師塔銘」）、義讓は靈巖寺第三十九代息庵義讓禪師（「靈巖寺碑刻」（二九）「靈巖寺息庵義讓禪師道行碑」）のことである。

（加藤一寧）

二三 顯教圓通大禪師照公和尚（法照）塔銘

〔解題〕

本碑は高山少林寺の住持をつとめた菊庵法照（一二五七―一三二三）の事績を記したものである。後至元五年（一三三九）立石。撰文と書は日本僧の邵元。

法照の俗姓は趙氏、雄州新城縣（保定市下高碑店市新城鎮）中王村の出身である。十三歳で本村雲居寺の義滿和尚について出家、十六歳で具足戒を受け、講席に參じ經論を學ぶ日々を送った。のち至元二十年（一二八三）以降に、禪の師を求めて遊行し、大都萬壽寺の足庵淨肅のもとに至った。淨肅より衣法を付され、ついで同二十九年（一二九二）に林州の黃華山覺仁禪寺の衆知事の請願をうけて本寺に開堂した。延祐五年（一三二八）に故郷の中王村雲居寺にもどり、至治二年（一三二二）に請われて少林寺の住持となった。翌年七月に六十七歳で示寂した。

本碑は高山少林寺塔林の菊庵長老靈塔の背面にある。寸法は高さ八六センチ、幅六四センチ。拓影は「人文拓」GEN0186B・GEN0187X、豫博「日僧邵元在我國所撰碑文塔銘考略」〔『文物』一九七三年第六期〕卷末圖版三、黃明蘭・朱亮編『洛陽名碑集釋』（朝華出版社 二〇〇三年）三六一―三六二頁に收める。

〔釋文〕

顯教圓通大禪師照公和尚塔銘并敘

當山首座日本國沙門邵元撰并書¹

生而不生、一漚泛於大覺海、滅而不滅、孤月朗於法性天。執妄見也、則有生滅、悟眞如也、則無去來。／師諱法照、菊庵其自號也。本貫保定雄州新城縣中王村趙氏子也。爲人俊拔、天姿雅朗。在童稚羣、不事／戲弄。不茹葷酒、素餐自甘。鬢角之歲、成人之德、見稱鄉黨。七歲入學、所稟經書、過目成誦、宛如生而知者／也。每見佛書、手不釋卷。年方十三歲、志慕釋氏、心樂空門。父兄知其志不可奪、而送到本村雲居寺、禮義／滿和尚爲師披剃。至十六歲、受具足戒。自此遍謁講肆、聽習經論、凡日開演、無不探蹟。研金剛圓覺之樞／要、究玄贊華嚴之祕奧、實談肆之義虎也。雖極南詢之玄門、未窺西來之妙旨、故決志遊方、遠訪明師。于／時足庵和尚、住燕之萬壽、隆唱洞上之宗、時稱法窟。師慕其風、直往造焉、摳衣室中、黃夕參扣、一語契機、／心地開通。足庵許可、乃付衣法。至元二十九年之春、彰德府林州黃花山覺仁禪寺衆知事、齋疏而來請／師。至秋九月、開堂。入院之後、官員敬仰、儒道欽依。又有本州墨竈山玉泉禪院。主僧慧寬并祐五／年、師有桑梓之思、乃以寺囑門徒、而旋踵於雲居。剏建佛殿、輪煥可觀。加之雲堂・厨庫・方丈・衆寮、從頭一／新。并罄衣資、置地三頃有餘。莫大之功、無得而稱焉。至治二年、嵩之少林虛席、不遠千里、請師住持、衲子／奔湊、如百川之赴巨壑也。祖庭叢林、爲之興盛。於斯明年、興土木之役、締構後厨、以瞻東屋、倉廩之儲、從／此備矣。至六月、示微疾、彌旬不損。至七月十五日、遷神於寢室。享齡六十七、法臘五十一。闍維之後、建塔／於寺之西南焉。古德云、修造自有人、且爲佛法作主者。是一時之說也。不可偏執。師乃不然也。大凡所住／之處、播揚大教、能爲佛法作主、革故鼎新、亦能爲修造竭力、可謂本色、住持之榜樣也。門人子珍、一日携／師行實來、命余紀之。余雖不敏、而以其慤志之勤、略紀始末、以銘于塔。銘曰、／一眞法界、本無去來。生死海內、妄見輪迴。漪歟達士、情無疑猜。悟解超絕、明鏡當臺。／四據巨刹、震起法雷。提唱宗旨、正偏兼該。富瞻常住、以公爲懷。爲衆竭力、不吝己財。／能事已畢、掩息如灰。漚起漚滅、花落花開。宗匠逝矣、哀哉痛哉。五乳峯下、浮圖崔嵬。／

後至元五年正月 日 門人子珍等立石

提點智蓋 智俊 子敬 子安 監寺子義 子勝
宣授祖庭住持傳法嗣祖沙門息庵⁷ 首座義聰 書記法泉 藏主法然⁸ 知客祖章

〔註〕

- 1 【邵元】 古源邵元（一二九五—一三六四）。越前の出身。東福寺の第二五世。一三二七年（元・泰定四、日本・嘉曆二）に入元し、一三四七年（元・至正七年、日本・貞和三年）まで滞在した。詳しくは豫博「日僧邵元在我國所撰碑文塔銘考略」（『文物』一九七三年第六期、二七頁）、塚本善隆「元における東福寺廿五世邵元とその撰書の元碑」（『日中佛教交渉史研究 塚本善隆著作集六』大東出版社、一九七四年、九七—一二七頁）、佐藤秀孝「入元僧古源邵元の軌跡（上・中・下）」（『駒澤大學佛教學部研究紀要』五四・六〇・六一號、一九九六・二〇〇二・二〇〇三年、一四七—一八八頁・一九九—二四〇頁・七三—一四〇頁）を参照。
- 2 【足庵和尚】 足庵淨肅。雪庭福裕の嗣。山東靈巖寺第二八代住持。事績は至元三〇年（一二九三）立石「靈巖足庵肅公禪師道行碑」（『北拓』第四八冊一二八—一二九頁）に詳しい。また「靈巖寺碑刻」（一一）、「靈巖寺足庵淨肅禪師道行碑」参照。
- 3 【燕之萬壽】 大都（燕京）萬壽寺。契丹・天祿初（九四七）に開龍禪師智常が創建。悟空寺、萬壽禪院、華嚴寺と寺名を改め、金・皇統初（一一四一）に熙宗より大萬壽寺と賜額される。
- 4 【洞上之宗】 曹洞宗を指す。
- 5 【黃花山覺仁禪寺】 林州の西にあり。覺仁院あるいは黃華下寺とも稱す。寺内には天曆二年（一三二九）立石の法照の靈塔があったという。『林縣志』卷二・地理下・名勝「黃華山、縣西二十里。……而西有古刹曰覺仁院、亦稱黃華下寺」、『林縣志』卷二・地理下・寺觀「覺仁院。亦名黃華下寺。縣西黃華谷。元天曆間重修」、『河朔訪古新錄』卷四・林縣「第三代住持菊庵長老照公之塔。正書二行。文曰、第三代住持菊庵長老照公之塔。大元天曆二年十月、小師子文等立石。在（黃華）下寺」。
- 6 【墨竈山玉泉禪院】 林州西の墨竈寺あるいは東南の玉泉寺のことか。『林縣志』卷二・地理下・寺觀「墨竈寺、縣西呂谷。元至正間重修」、同右「玉泉寺、縣東南」。
- 7 【宣授祖庭住持傳法嗣祖沙門息庵】 靈巖寺第三十九代住持の息庵義讓。その事績を記した至正元年（一三四一）立石「河南

府路登封縣嵩山祖庭大少林禪寺第十五代住持息庵禪師行實之

も参照。

碑」および同年立石「靈巖禪寺第三十九代息庵讓公禪師道行之碑」によると、彼は後至元二年（一三三六）に少林寺の住持となつてゐる。「靈巖寺碑刻」（二九）「靈巖寺息庵讓公禪師道行碑」

8 【藏主法然】前註の「河南府路登封縣嵩山祖庭大少林禪寺第十五代住持息庵禪師行實之碑」に「轉經比丘藏主法然書丹」と見える。

（藤原崇人）

二四 淳拙禪師（文才）道行之碑

〔解題〕

本碑は少林寺第十三代淳拙文才の道行碑である。蒲菴（見心）來復撰、無初徳始書丹、篆額者は不明。立石は明の洪武二十五年（一三九二）五月。篆額には「淳拙／禪師／道行／之碑」と記される。

淳拙文才は、法諱は文才、自號は淳拙、臨汾の姚氏の人である。幼少の頃に絳州に行き、福嚴普公に依り受具。その後、少林寺の還源福遇に參じたのち終南山に隱居するが、泰定元年（一三三四）に少林寺住持に就任し、天曆二年（一三三二）に職を辭して香巖（寺）に隱居する。そして至正五年（一三四五）、再び少林寺住持に就き、至正十二年（一三五二）、在職のまま卒した。淳拙の住持した期間は、初住が一三二四年から一三二九年、そして再住が一三四五年から卒する一三五二年までであった。

立石は、洪武二十年（一三八七）、淳拙の門弟で、當時の少林寺住持であつた萬安子嚴が蒲菴來復に撰文を依頼したこと因る。その萬安子嚴の塔銘は、「嵩山祖庭少林禪寺第二十一代住持松庭和尚壽塔銘有序」として本碑の裏面に記され、本碑よりも一ヶ月早い洪武二十五年四月に蒲菴來復撰文、萬安の法嗣である了改等によって立石される。王雪實編『嵩

山、少林寺石刻藝術大全』（光明日報出版社、二〇〇四年）には、本碑の碑陰が萬安の塔銘であると記されるが、この立石の経緯を考えると、立石當時、碑陽が萬安の塔銘、碑陰が本碑であったのであろう。

書者の無初徳始は、日本人僧である（佐藤秀孝「入明僧無初徳始の活動とその功績 嵩山少林寺に現存する扶桑沙門徳始書筆の塔銘を踏まえて」、『駒澤大學佛教學部研究紀要』五五、一九九七年参照）。彼は息庵義讓の碑を記した邵元と同じく、中國の碑刻に名前がみえる僧として注目される。ただ邵元と情況が違うのは、邵元は少林寺に滞在していたのに對し、本碑立石當時、彼が慶壽寺に居住していたことである。撰者の蒲菴來復は、日本人僧と關わりが深かった僧で、數名の日本人僧の參學が知られる。無初徳始は、おそらく蒲菴來復との關係のなかで本碑を記すことになったのであろう。

本碑の拓影は、鷲尾順敬監修『菩提達磨嵩山史蹟大觀』（菩提達磨嵩山史蹟大觀刊行會、一九三二年。のち一九八一年に三寶書院より復刊）寫眞四七、黃明蘭・朱亮編『洛陽名碑集釋』（朝華出版社、二〇〇三年）三七一頁、「人文拓」MIN0632Xに、録文は、『菩提達磨嵩山史蹟大觀』と『洛陽名碑集釋』にある。

なお、淳拙の塔銘は本碑以外に、「河南嵩山祖庭大少林禪寺第十三代住持淳拙才公禪師道行之碑」（至正十四年〔一三五四〕立石。釋永信主編『中國少林寺 碑刻卷』〔中華書局、二〇〇三年〕所收）がある。こちらは燕京大竹林禪寺前任住持沙門雪澗法禎撰、嗣法小師本山（少林寺）書記松庭子嚴書丹篆額、嵩山祖庭大少林禪寺當代住持海印、嗣法小師等の立石である。しかし、本研究班で検討の際に用いていた『菩提達磨嵩山史蹟大觀』や『洛陽名碑集釋』等には採録されていないため、検討の段階では、洪武年間立石の本碑のみしか確認できていない。

〔釋文〕

嵩山祖庭少林禪寺住持淳拙禪師才公塔銘有序

前杭州府靈隱景德禪寺住持傳法嗣祖沙門蒲菴來復¹撰

扶桑沙門徳始書²丹

元有天下幾二百年，崇尚象教，度越前古。往往中原大僧，得柄法于京利者，封爵之貴，埒於王公。或位之以三司、階之／
 以一品。茜帽金襴，聯鑰屬袂，出入內廷，何啻千百。其有厭棄芬華，脫略聲利，一衲泊然，棲禪林下。非卓見於祖道者，
 盥／鮮能之矣。若我少林淳拙禪師，其中原大僧之見道者乎。師以清淨自居，獨拔於世真本色，住山宿德也。久滅三十有／
 六年，爲／大明洪武□□□入室高第弟子，當代住山子巖，稟師行狀，來中都，謁余銘其塔。按狀，師諱文才，淳拙其自
 闕也。族出／臨汾之□氏。父靜妙居士，雅□禪悅。師在娠，母屢感吉夢，及誕有異質。見僧則合掌作禮，不類常兒。爾
 長請學佛，父母／從其闕，送往絳州。依福嚴普公，薙落受具。嘗讀證道歌⁵，至幻化空身卽法身之句，□然契悟，決志參
 方。首謁還源遇公⁶於少林，執侍既久，悉得其溫。復閱藏教于龍門山者三載，旣而隱居終南，欲爲長往之計。泰定甲子，
 值少林虛席，四衆／奉香幣，堅請主寺團，師勉從之。不倦椎拂，激勵學者，一時緇白傾嚮，聲譽闐然。天曆己巳，乃辭
 退之香巖⁷。詮釋楞嚴法／界觀，及般若心經，瀉山警策，復校正四家語錄，鍍梓以傳。至正乙酉，少林主席復虛，執事者
 請至再四，不得辭，遂延諾／之。旣領事，乃剏懸鐘之樓，儲粟之莊，及樹梁武帝所撰初祖碑，增益土田二十頃，考正五
 經音釋，華嚴義海百門註解，禪定之暇，其餘力所成又如此。至正壬辰三月，悉以衆務，諉諸執事者，退居西堂。至四月
 十七日，沐浴更衣，召門人而／訓誡之，俾明己事，無汨世緣，翌日吉祥而寂。師在元之至元癸酉，享世壽八十，僧臘
 六十四夏，度弟子若干人，闕法／住山若干人。師寂之日，慈雲散彩，甘雨生涼，火□得靈骨五色。乃礮石爲窆，瘞于雪
 庭靈塔之右。云師以敏達之資，卓／絕之行，遺外鬻利而任道自居。大振祖庭之席，使普闔之燈，燼而再燭。亦可謂克紹直
 指之傳矣。抑又考覈教乘，□所／義學，範鐘以警幽冥，關田以裕衆食。其□□於將來者，可勝計耶。向使弘開朔方者，
 眞履實踐，舉如師之樹立，則何憂／吾法之不光也歟。銘曰，／嵩山之靈，五嶽獨尊。鍾秀特□，□□厚□。粵有祖庭，肇
 基于魏。禪祖是居，振規不墜。／代有偉人，克繼其□。一華五葉，天播玄風。繫淳拙師，兩主其席。爲道力行，多著助績。／
 懸鐘有樓，闕粟有莊。闕碑勒銘，祖迹益光。秩秩教乘，煌煌祖錄。注釋研覃，陳其綱目。／敏才碩學，如師闕人。玄珠闕
 辟，爲世所珍。三十六年，定光不昧。雖死猶生，法身常在。／靈骨五色，鎮此塔波。昭示今古，□□弗磨。／

大明洪武歲次壬申五月端陽日
 嵩山祖庭少林禪寺嗣祖傳法沙門
 了改¹⁰ 衆知事等立石 鞏縣□□

〔註〕

- 1 【蒲菴來復】 南嶽下第二十三世、杭州徑山南楚師悅の法嗣。南昌豐城の王氏の子。西方寺に祝髮する。後、天寧寺・靈隱寺に住す。著書に『蒲菴集』・『蒲菴外集』有り。
- 2 【德始】 無初德始のこと。臨濟大鑑下第二十三世、日本信州神化の人。明の洪武七年（一三七四）に中國南京天界寺に到り、北京に入って慶壽寺に入る。洪武二十三年（一三九〇）に峨眉を通じて成都に到り、永樂二年（一四〇四）に北京に戻り平坡寺・龍泉寺に住す。『五燈全書』・『續燈正統』に傳有り。
- 3 【子嚴】 青原下二十七世、萬安松庭子嚴のこと。河南の緱氏縣、樊氏の子。九歳で少林霽雲師の下に參じ十八歳で受具する。後、息菴義讓・淳拙文才に參じ、明洪武二年（一三六九）少林寺に住し、退居して示寂す。歳七十。
- 4 【福嚴普公】 未詳。
- 5 【證道歌】 書名。一卷。唐・永嘉玄覺著。『信心銘』に次いで中國禪初期に著された本格的著述。永嘉が六祖に參じて大悟した無上道の要旨を、一八一四字、二四七句の古詩體で歌唱したもの。
- 6 【還源遇公】 靈隱文泰禪師法嗣。青原下二十五世。霍州靈石王氏の子で、文泰に印可を受け、天慶寺・寶應寺に歷住し、成宗元貞乙未（一二九五）、少林寺に住した。仁宗皇慶癸丑（一二三三）十月示寂。壽六十九、臘四十九。
- 7 【香嚴】 香嚴寺のこと。河南省鄧州の西北、白崖山中にある。もと、唐の一行・虎茵の二師の開創した二禪院があり、一行が長安にあつて示寂し、肅宗が送葬すると、山中に香風が漂い、一ヶ月餘りの閉止まなかつたので、寺名を香嚴寺とした。
- 8 【梁武帝所撰初祖碑】 「大元重建河南嵩山少林禪寺蕭梁達磨大師碑銘」（中國少林寺 碑刻卷）所收）參照。「大元重建河南嵩山少林禪寺蕭梁達磨大師碑銘」には、「大元至正七年歲次丁亥（一三四七）」と記され、淳拙の活動時期と合致するが、本文には淳拙の名前は見えない。
- 9 【癡于雪庭靈塔之石】 雪庭とは少林雪庭福裕のこと。現在、淳拙の墓塔は、少林寺塔林内の雪庭福裕の墓塔の西側にあり、碑銘に記されている事柄と一致する。なお、雪庭については、「（二一）少林寺開山雪庭裕公（福裕）道行碑」參照。
- 10 【沙門了改】 青原下二十八世、嵩山少室癡然了改のこと。嵩陽金店の茂族。年二十にして始めて僧服を納め、洪武二十三年（一三九〇）、少林寺に住す。永樂十九年（一四二二）、示寂。

壽年八十七。

(福島 重)

〔山東〕

二五 重修清涼禪院之碑

〔解題〕

本碑は臨邑（徳州市臨邑縣）南の清涼院の來歴を記したものである。至元二十三年（二二八六）立石。撰文と書ならびに篆額は道昕。

清涼院は義秀なる僧の創建にかかる。義秀はもともと五臺山太平興國寺の僧であり、金末の動亂をさけて臨邑の南に至ったという。義秀はこの地において古刹の舊跡を利用して法廬を建立し、四方の師徒を誘い集めた。その寺額の「清涼」は義秀が元々居た五臺山にちなんだものである。

本碑の寸法は高さ二〇〇センチ、幅九三センチ。拓影は『北拓』第四八冊九九頁、録文は『全元文』（江蘇古籍出版社、一九九九年）卷三七四および卷五四六に收める。

〔釋文〕

重修清涼禪院之碑

古懷清□雲峯野衲道昕讓并書丹篆額

夫建碑石、必有所依、或原其迹、紀其功、銘其實、讚其德、興滅繼絕者也。凡選佛之地、何凶去人境遠以爲勝邪。迺臨

邑之南二十里孝廉／鄉中、雲屋千閒、土風繁夥、勢固巨邑、宜有大利。哀集開土、朝夕禮念、爲衆福田、所謂清涼院是也。邇者摩訶比丘義秀、乃五臺山太平興／國寺之後流、自寰宇荒荒、逃竄至此。見斯處鄙陋、亦無雄樓傑閣、金碧晃曜、爲人天眼目。然探其根源、其來綿邈。曩有自／大元討亂、已定天下、爲之一家。義秀遂率衆、擇地利之便、興建法廬。誘集四方師徒、解散者輻輳而來、聲聞于外、就院得爲政焉。此說功之／大略。寺之初基、非無名而擅爲、非無理而創立。此境世變之後、有古堂之遺迹、峭壁有書、值歲逾遠、霖石殆剝、隱隱不得眞辨焉。義秀憶／其原、慮其故、始資五臺山圖、故題爲清涼之額也。隆替雖莫測之、亦有絕勝者也。惜乎殿毀基崩、尺椽片瓦靡有遺子。時義秀幼而有大／智慧、壯而有志德、意理古基爲養道所。一日、土人或曰、世亂荒荒、十有餘季、道場灑廬、悉皆墜圮、況千古遺迹耳。昔我一遊、渺沒寂寥／而雅、豈得顧荒壘閒乏善知識、得置衣鉢佛事。義秀聞之則曰、昔釋迦如來、以大事因緣、而爲衆生說無上法門、悲憫有情、期成無漏。秉／智炬而昏衢照徹、爨慈雲而火宅清涼。俄然鶴樹興悲、入般涅槃滅度後、法界空虛、不建精藍、衆奚瞻仰。今也義秀願力堅固、乃能成就／不可思議功德。後數年間、普及德辨、度弟子四人。善顯・善德・善深・善喜。亦復歸依、頤而補、汚而鏝之、不憚懇爲、時時益敬。期歲、善顯既荷／上恩、遷本邑之剛首。既得爲政、遂率衆雄關中外、重建法堂・僧舍・齋厨。善喜則淑建鐘樓、新塑羅漢、儀容爲之一新。吁異哉、背而大舟、面／而徂徠、寔絕勝也。非有大智德、孰能選是、非有大志力、孰能建是。凡住持三十載餘、無不敬禮者、聽頌者、迄今嗣後、轉志不二。住持僧法曇、／藝積禾糧、而蔬而菓、上以充衆聖之供、下以圖十方之旅。念此因緣、意不嘗捨。今崇三門無數載、勤勞不暇、葺舊闢新、發建碑之志、朝出／暮還、唯石是務。偶訊人知俗獄之左、草山之石爲良者、於是相去而折之、得良璞也。不遠百十里、載而回焉、命工加磨、托鄉友巧文於余。／余按其故、而細書之。嗚呼、然人知罪之爲可畏、福之爲可求。蓋事與時會、豈偶然也。由其濟濟鏘鏘、爲國焚修、閒有分適四方、散作法／席、遊戲佛海、爲世導師、皆先師所攝。暨諸法眷、勇猛精進而致然也。謹說偈曰、／如來住世時、法輪轉金田。粲若優曇花、清芬遍大千。如來滅度後、像設崇人天。莊嚴殊勝地、／香火蟠雲煙。十方薄迦梵、苾芻奉眞詮。清涼名蘭若、權輿數十季。住持傳至今、大士做法筵。／

縑素盡歸依、如波赴大川。鼎新革故弊、耽耽棲萬椽。門闌暨大宇、淨色映青蓮。撞鐘擊法鼓、／撻稚聲關闕。三塗若輪廻、五毒厭牽纏。入此人天域、熱惱濯清漣。願同兜率境、劫火不能燃。／願同極樂界、淨住恆安禪。衆生慕瞻仰、浩浩永無邊。／

大元至元二十三禩仲春下澣有二日 住持比丘僧「法曇」立石 錦川賈天瑞 仇進 聶聚 同刊

〔註〕

1 【開土】 衆生を開導する土夫の意。とくに菩薩のこと。

2 【五臺山太平興國寺】 五臺山の北臺にあり。北臺十寺のひとつ。

『廣清涼傳』卷上「北臺頂上有天井、下有龍宮白水池相連、

金剛窟亦相通徹。古有八寺。寶積寺、淨明寺、木瓜寺、普濟寺、

公主寺、甘泉寺、大谷寺、聖壽寺。今益寺二。寶山寺、太平興

國寺。」

3 【大元】 一字擡頭。なお二字目の「元」に「朝」が重なって

いるように見える。重刻したものか。

4 【本邑之剛首】 「剛首」は「綱首」のことであろう。臨邑縣の

都綱を指すものと思われる。元代には縣級の僧官として都綱司

が置かれた（藤原崇人「元代華北における僧官の設置形態」、『内

陸アジア史研究』二〇號、二〇〇五年）。

5 【岱嶽】 泰山の別稱。『淮南子』陰形訓「中央之美者、有岱

嶽、以生五穀・桑麻・魚鹽出焉。〔高誘註〕岱嶽、泰山也。」

〔内蒙古〕

二六 故聖宗皇帝淑儀贈叔善大師（圓靖）墓誌

〔解題〕

本碑は契丹（遼）の聖宗・耶律文殊奴（在位九八二―一〇三二）の淑儀であった耿氏、法諱は圓靖（九八四―一〇六三）の

（藤原崇人）

墓誌である。清寧九年（一〇六三）刻記。撰者は王觀、書者は家人の馬立とある。

圓靖の家は代々の大族であり、曾祖父・耿邕は後唐の莊宗（在位九二三―九二六）に、祖・耿崇美と父・耿紹忠は契丹に仕えてそれぞれ高官に至っている。圓靖は統和二十二年（一〇〇四）二十一歳のときに良家の子女をもって選ばれて聖宗の後宮に入った。聖宗の寵愛をうけ、同二十七年（一〇〇九）に皇子の宗愿を生み、開泰二年（一〇一三）に淑儀となった。太平十一年（一〇三二）に聖宗が崩御すると、その陵墓（慶陵）を守りつつ餘生を送ることを誓っており、おそらくは慶陵の奉陵州である慶州（赤峰市巴林右旗索博日嘎蘇木）に居を定めていたのであろう。晩年に至り、病にかかったことを契機として出家した。清寧九年（一〇六三）九月二十八日に八十歳で逝去した。道宗・耶律查剌（在位一〇五五―一一〇一）によって賜紫・寂善大師を追贈されている。なお圓靖の没した場所は上京（赤峰市巴林左旗林東鎮南郊）留守司の公署であり、圓靖は出家しながらも寺に入らず、世俗社會に身を置いていたようである。當時の契丹社會における女性出家者のありようが窺えて興味深い。

本碑は通遼市扎魯特旗魯北鎮の北約四〇キロの地に出土したものであり、現在は扎魯特旗文物管理處に移管されている。寸法は高さ六七センチ、幅六七センチ。拓影は蓋之庸編『內蒙古遼代石刻文研究』（內蒙古大學出版社、二〇〇二年）二〇九頁に、録文は同書二一〇―二一一頁に收められる。

〔釋文〕

故聖宗皇帝淑儀贈寂善大師墓誌銘并引

中散大夫・右諫議大夫・知制誥・充史館修撰・上輕車都尉・太原縣開國伯・食邑七伯戸・賜紫金魚袋・王觀¹奉敕撰／
 大師法諱圓靖、俗姓耿氏、其先鉅鹿人也。爾後家于上國、世爲右族。源流寔遠、譜牒具存、此不復書、從其簡也。／曾祖諱邕。仕後唐莊宗、以宿德大勳、累授節鉞、加至同三事。祖諱崇美²。推忠佐命平亂翊聖功臣・武定軍節度使・奉聖／歸

化儒可汗等州觀察處置等使・特進・檢校太師・同政事門下平章事。烈考諱紹忠³。推誠奉國功臣・鎮安軍節度使・金紫崇祿大夫・檢校太尉。母陳國太夫人耶律氏。北王之息女也⁴。勳庸弈葉，貴盛傳門，積善垂休，鐘此邦□。大／師生而端麗，合于法相。當 孝宣帝臨朝，以良家子入選。時年二十一。進御于 寢，率推如薜之顏。載弄之／璋，預兆徵爾之夢。盛年得幸，彌月生男。協長樂之翼謀，昌大宗之懿胤。貴因子國，靡循諸婦之班，□目／君降。聿正九嬪之號，尋爲淑儀⁶。旋屬僊游，奄圜窀聞告成。自誓守陵，以期沒世，而能未亡，與歎如在□□。迨／及暮年，漸嬰末疾。嗟人生之不求，觀世事以何常，頓勵精誠，思求聖諦。挂裳罷飾，異姜后之脫簪，畦壟爲／衣，恭梁妃之落髮。勝緣爾集，景命俄傾。越清寧九年九月二十八日，終于上京留守之公署。享年八十。有子一，忠／亮佐國功臣・泰寧軍節度・兗沂密等州觀察處置等使・開府儀同三司・檢校太師・守司空兼侍中・使持節・兗州／諸軍事・行兗州刺史・判上京留守臨潢尹事・上柱國・饒樂郡王・食邑陸阡伍伯戶・食實封陸伯伍拾戶・宗愿⁷。位高巖／石，望峻維城。早疏同姓之封，已列諸王之爵。有孫男一，名弘辯⁸。廕授右千牛衛大將軍。有孫女一，小字撻不／也。竝金貞挺質，玉潤騰英，圖斯羽以有宜麟之趾兮。爲應其子適在留關之寄，遽纏陟配之悲，過恆／剛以盡哀，先速期而申計。其於襄事，悉下有司。以其年十二月二十七日，遣使上京留守判官・朝散大夫／夫・尚書吏部郎中・驍騎尉・借紫・孫英，禮葬于譽州東，赤崖之北，從吉兆也。又以始則承恩椒屋，曾備／職於掖庭，終乃掩化蓮宮。宜正名於釋氏。仍命追贈寂善大師，賜紫，禮也。誠以大師慧性因章，／聞儀有度。顯 一人之寵，無所妬，視二品之秩，未曾驕。忠不忘／君，美而有子。享中壽之筭，不爲夭。達上乘之道，不爲愚。古皆有死，復何足傷。今則圖策告，／從鳥綏協告。顧玄扃之將閉，慮彤管之有遺，爰命史臣，直書石誌。固無虛美，良乏愧辭。庶廣／餘芳，以求終古。謹爲銘曰，彼美人兮，淑儀耿氏。得幸先君，乃生宗子。／少也承恩，老而悟理。削髮爲尼，追師贈紫。捨俗歸空，令終善始。／癸卯年十二月戊辰朔二十七日甲午金良時。敕具僧儀，葬于此。家人馬立書。

〔註〕

- 1 【王觀】 燕京（北京市）の人。清寧元年（一〇五五）に夏國報哀使に充てられ、歸還して給事中に除された。咸雍元年（一〇六五）に翰林學士に遷り、同五年（一〇六九）に乾文閣學士を兼任。同七年（一〇七一）に南院樞密副使に改められた。のち耶律姓を賜り、參知政事兼知南院樞密事に進んだが、事に坐して民におとされ卒した。『遼史』卷九七に立傳。
- 2 【耿崇美】 專傳は未見。『遼史』卷四・太宗紀・大同元年（九四七）二月條に「詔以耿崇美爲昭義軍節度使、高唐英爲昭德軍節度使、崔廷勳爲河陽軍節度使、分據要地」と見える。
- 3 【耿紹忠】 專傳は未見。『遼史』卷一一・聖宗紀・統和四年（九八六）四月條に「蔚州左右都押衙李存璋・許彥欽等、殺節度使蕭嘜里、執監城使・銅州節度使耿紹忠、以城叛、附于宋」とある。これに對應する記事が『長編』卷二七・雍熙三年四月條にあり、「乙卯、田重進至蔚州、左右都押衙李存璋・許彥欽等殺敵酋蕭嘜里及其守卒千人、執監城使・同州節度使耿紹忠、舉城降。初、王師入北境、所向皆下、多羅・紹忠等懼不自安、謀欲殺城中將吏、盡率其豪傑歸敵中、存璋等知其謀、乃先事而發。紹忠父美爲敵奉聖節度使、弟紹雍爲三司使。紹忠領同州、州在西樓南數百里、方從戎主至遙樂河、聞王師至、遣爲蔚州監城使、於是被執」と見える。
- 4 【北王】 北（院）大王のこと。該當者が多く特定は困難である。『遼史』卷四五・百官志・北面朝官「北大王院、分掌部族軍民之政。北院大王、初名迭剌部夷離董、太祖分北・南院、太宗會同元年、改夷離董爲大王。」
- 5 【孝宣帝】 聖宗を指す。『遼史』卷一七・聖宗紀・太平十一年（一〇三二）六月條「景福元年閏十月壬申、上尊諡曰文武大孝宣皇帝、廟號聖宗。」
- 6 【尋爲淑儀】 『遼史』卷一五・聖宗紀・開泰二年（一〇一三）正月條に「以馬氏爲麗儀、耿氏爲淑儀、尙寢白氏昭儀、尙服李氏順儀、尙功艾氏芳儀、尙儀孫氏和儀」とある。
- 7 【宗愿】 『遼史』には侯古と表記される。『遼史』には立傳されていないが、咸雍八年（一〇七二）記「耶律宗愿墓誌」（『内蒙古遼代石刻文研究』二二〇―二三五頁）が存在する。『遼史』卷六四・皇子表では、聖宗の長子を興宗（只骨）、次子を重元、第三子を別古特、第四子を吳哥、第五子を狗兒、そして第六子を侯古すなわち宗愿とする。一方「耶律宗愿墓誌」の記載によると宗愿は興宗の兄にあたる。興宗と重元は蕭撻斤（聖宗欽愛皇后）の所生であり、しかも彼女が興宗朝において權勢を振るっていたことを考慮すると、宗愿と興宗の兄弟順は「耶律宗愿墓誌」の所説が正しく、興宗朝において作爲的に『遼史』皇子表の記す順序に改められたと見るべきであろう。
- 8 【弘辯】 弘用ともいう。『遼史』には立傳されていないが、壽昌六年（一一〇〇）記「耶律弘用（辯）墓誌（契丹小字）」（清格爾泰『契丹小字釋讀問題』東京外國語大學アジア・アフリカ言語文化研究所、二〇〇二年）が存在する。

9 【譽州】 豫州（通遼市扎魯特旗西北）のことであろう。横帳

の陳王の投下領（『遼史』卷三七・地理志・頭下軍州・豫州）。

この陳王とは耶律制心を指すと見られる。制心は賜姓漢人であり、本姓は韓氏。太祖・耶律阿保機のプレーンとして活躍した韓知古の曾孫にあたる。死後に陳王に追封された（『遼史』卷七

四・韓匡嗣傳、卷八二・耶律制心傳）。統和三十年（一一二二）記「耿延毅妻耶律氏墓誌」（王晶辰『遼寧碑誌』遼寧人民出版社、二〇〇二年、一一五―一六頁）によると、圓靖の耿氏と制心の耶律（韓）氏は姻戚關係にあった。

（藤原崇人）

二七 鮮演墓碑

〔解題〕

本碑は契丹（遼）の上京（赤峰市巴林左旗林東鎮南郊）開龍寺の講主をつとめた鮮演（一〇四七―一一一八）の事績を記したものである。天慶八年（一一一八）記。撰者は某奎。

鮮演の俗姓は李氏、懷州（赤峰市巴林右旗崗根蘇木）の出身。同郷の太師大師（法諱不明）に師事して開龍寺に入り、清寧五年（一〇五九）十三歳のときに試經受具した。まもなく遊行に出て、中京大定府（赤峰市寧城縣）を経て燕京（北京市）に至った。燕京にて講席に臨むなかでその名が高まり、秦楚國大長公主（聖宗第二女の巖母堇）の請願により竹林寺の講主となる。清寧八年（一〇六二）以降のことである。咸雍三年（一〇六七）二十一歳のときに道宗・耶律查剌（在位一〇五五―一〇一）の命により開龍寺と黃龍府（長春市農安縣）の講主を兼任した。大安五年（一〇八九）に圓通悟理大師の號を賜り、同十年（一〇九四）に興中府興中縣（朝陽市）に移った。天慶八年（一一一八）に七十二歳で示寂した。生涯において多数の著作をものしており、現存する『華嚴經玄談決擇記』のほか、『仁王護國經融通疏』『菩薩戒纂要疏』『唯識論撥奇提異

鈔』、『摩訶衍論顯正疏』、『菩提心戒』、『三寶六師外護文』、『楞嚴鈔文』(以上不存)などがある。

本碑は一九八六年に巴林左旗林東鎮北山の寺址中の僧人墓より見つかつたものである。寸法は高さ六三・五センチ、幅三七センチ。碑の両面に刻記される。現在は林東鎮内にある遼上京博物館に移管・展示されている。拓影は唐彩蘭編『遼上京文物擷英』(遠方出版社、二〇〇五年)一五三頁に收められる。録文は向南編『遼代石刻文編』(河北教育出版社、一九九五年)六六七―六六九頁他いくつか存するが、いずれも脱字が認められるため、擔當者(藤原)は遼上京博物館所藏拓本に基づき改めて録出したものを公表している(武田和哉・藤原崇人他『草原の王朝・契丹國(遼朝)の遺跡と文物』勉誠出版、二〇〇六年、一四九―一五五頁)。

〔釋文〕

【碑陽】

夫釋氏之教、其興也勃焉。歷代寶之、以爲玄理。非至賢者、孰能與弘此哉。恭惟／守太傅大師、古今之傑也。諱鮮演、家族係于懷美之州¹、俗姓出于隴西之郡²。其父諱從道、性聰／善慮、辭辯能書、隱而不仕、逝于中年。其母楊氏、素蘊貞姿、夙懷淑德。先以儒典誘／師之性、次以佛書導師之情。觸而長之、心乎愛矣、不類于俗、可驚于人。有同鄉太師大／師、聞之歎嘉不已、因而傳化至于居所、一目之閒曰、雖小藏器、用之大遂。乃方便誘化、自／然省悟。隨詣上都³、禮太師大師爲師、出家住大開龍寺⁴。苾「菟」軌範、不學成能、凡所見／聞、皆長于衆。同門謂之曰、麒麟之於走獸、鳳凰之于飛鳥、拔乎其萃也。清寧五年、未／及弱齡、試經具戒、擢爲第一。不日閒、辭衆遊方、導師就學、始于白雲⁵、次于幽燕、凡踐論／場、聲名日益。有秦楚國大長公主⁶、謂師曰、願爲善友、請入竹林寺⁷、永爲講主。周載之餘、／聲聞于上、特賜紫衣・慈惠德號。自爾名馳獨步、振于京師。偶遇／道宗幸燕、有通贊疏主⁸、特具薦揚、復承 聖渥、改充大開龍寺暨黃龍府講主。凡敷究／之暇、述作爲心、撰仁王護國經融通疏・菩薩戒纂要疏・唯識論掇奇提異鈔・花嚴經玄／談決擇

記・摩訶衍論顯正疏・菩提心戒暨諸經戒本。卷秩頗多、唯三寶六師外護文一十五／卷、可謂筌蹄乎萬行之深、筆削乎千經之奧。通因明大義、則途中暴雨、而不濡其服、刊楞／嚴鈔文、則山内涸井、而自湧其泉。由是高麗外邦、僧統傾心、大遼中國、師徒「翹」首。故／

【碑陰】

我道宗、聖人之極也、常以冬夏、召赴庭闕、詢蹟玄妙、謀議便宜。唯 師善于敷揚、協于聽／覽。大安五年、特授圓通悟理四字師號。十年冬、奏係與中府與中縣。壽昌二年、遷崇祿／大夫檢校太保。奉 旨開壇、七十有二、應根度衆、億兆有餘。北闕名高、西樓器重。／逮于 今主上、眷茲舊德、錫爾新恩。乾統元年、加特進階守太保。六年、遷特進守／太傅。首廕門人、親弟興操、紫衣二字師號。興義、紫衣・崇祿大夫・鴻臚卿。興密、興智、／興祚、紫衣德號。其餘承廕者、罔克算也。次廕俗弟曰亨、左承制兼監察御史。俗／姪永晟、禮賓副使兼殿中侍。次俗姪永安、永寧、竝在班祇候。至于乾統四年、其父追／封太子左翊衛校尉、其母追封弘農縣太君。當此之時、緇徒爵號、慶萃一門、俗眷身／名、光生九族。至于天慶二年、固辭／帝闕、潛養天齡。寒暑屢遷、氣形仍固、奈何和光順生。壽隤六紀、示相託疾、時過七旬、／餌靈藥以無徵、成惠身而有恨。今則送終禮畢、遷奉儀修、窀穸之事已完、琬琰之／文乃建、資于實錄、示于將來。奎、鄉係析津、職廩潢水、政慙製錦、學愧凋金、見／託在茲、勉爲記爾。時天慶八年四月二十一日。

【註】

1 【懷美之州】 懷州のこと。太宗・耶律堯骨と穆宗・耶律述律

の陵墓である懷陵の奉陵州（『遼史』卷三七・地理志・懷州）。現在の赤峰市巴林右旗崗根蘇木。

2 【俗姓出于隴西之郡】 隴西郡の著姓である李姓を指す。

3 【上都】 上京臨潢府のこと。西樓ともいう。現在の赤峰市巴林左旗林東鎮南郊。

4 【大開龍寺】 上京臨潢府の北にあった大利。「鮮演墓碑」の發

- 現した巴林左旗林東鎮北郊小山中の寺址より「開龍寺堆燈」と墨書された匾板が見つかっており（王未想「遼上京城址周圍出土的墨書銘文骨灰匣」『北方文物』二〇〇〇年第一期、四四頁）、ここが開龍寺址に比定されている。統和四年（九八六）、河北・山西方面に侵攻してきた北宋軍との戦いにおいて多数の敵兵を殺したことをもって、聖宗は本寺に詔を降し法會を執り行ったことが『遼史』卷一一・聖宗紀・統和四年七月條に見える。
- 5 【白雲】 中京大定府（赤峰市寧城縣）の別稱。もとは隋・唐代に契丹族の北方に居住していたウイグル系集團の名稱（『新唐書』卷二一七・回鶻傳）。
- 6 【秦楚國大長公主】 聖宗第二女の巖母董のこと。母は欽愛皇后・蕭耨斤。『遼史』卷六五・公主表を参照。
- 7 【竹林寺】 燕京内の寺刹。『元一統志』卷一・大都路古蹟條に「竹林寺、始於遼道宗清寧八年、宋楚國大長公主以左街顯忠坊之賜第爲佛寺、賜名竹林」とある。宋楚國大長公主は前註の秦楚國大長公主すなわち巖母董のことである。
- 8 【道宗幸燕】 道宗による燕京への巡幸年次は清寧五年（一一〇五）十月と咸雍三年（一一〇六七）九月の兩次が確認される（『遼史』卷二一、卷二二、道宗紀）。鮮演墓碑にはこの「道宗幸燕」の文言の前に秦楚國大長公主の鮮演に對する竹林寺講主就任の要請が記されているため、必然的にこれは竹林寺の創建（清寧八年）以後のこととなる。これより墓碑にいう道宗の燕京巡幸の年次は後者の咸雍三年九月と判断できる。
- 9 【通贊疏主】 燕京永泰寺の守護のこと。『釋摩訶衍論通贊疏』『同・通贊疏科』『同・通贊疏大科』の著者（『新編諸宗教藏總錄』卷三）。朔州市應縣の佛宮寺釋迦塔より咸雍七年（一一〇七一）に燕京弘法寺で刊行された『通贊疏』の卷一〇と『通贊疏科』の卷下が見つかっている（山西省文物局・中國歷史博物館編『應縣木塔遼代祕藏』文物出版社、一九九一年、二八九―三二二頁）。
- 10 【花嚴經玄談決擇記】 全六卷。『正續藏』一一十一―一五に『華嚴經談玄決擇』と題して収録するが、卷一を缺く。金澤文庫が湛容の手澤本を藏しており、『金澤文庫資料全書』佛典・二・華嚴編にこの手澤本に基づく卷一を収める。
- 11 【僧統】 高麗の大覺國師・義天（一一〇五―一一〇一）のこと。諱は煦、字は義天、文宗の第四子。十三歳で祐世僧統となる。宣宗二年（一一〇八五）に入宋して各地の名刹・高僧に參じ、歸國後は興王寺に住持して教藏都監を設け、契丹・宋・日本から佛教書籍を取り寄せ、既存の典籍と合して『高麗續藏經』を刊行した。『高麗史』卷九〇に立傳。また墓碑の類として『高麗國大聖日興王寺故國師詔諡大覺和尚墓誌銘并序』（『朝鮮金石總覽』上、朝鮮總督府、一九一九年、二九三―二九五頁）ほか二碑がある。
- 12 【北闕】 「北」字の上に空格があることから、道宗の在所すなわち捺鉢における宿營地の宮帳を指すと考えられる。

13 【西樓】 上京臨潢府のこと。

14 【今主上】 天祚帝・耶律阿果（在位一一〇一―一一二五）のこと。道宗の孫。

15 【析津】 撰者某奎の本貫。南京析津府（燕京）を指す。府内に析津縣あり。もと晉薊縣と稱し、ついで薊北縣と改め、開泰元年（一一〇一）に析津縣となった（『遼史』卷四〇・地理志・南京道析津府）。現在の北京市。

16 【潢水】 潢河（シラームレン）のこと。克什克騰旗西南部に水源を發し、東流して開魯縣蘇家堡東南十三牌子付近で老哈河（ラオハムレン）と合流し、西遼河に注ぐ。河流全長は約四

〇〇キロに及ぶ。潢河中流域北岸、現・巴林左旗林東鎮南郊に上京臨潢府が築かれた。本碑の撰者である某奎は「政愆製錦」（後註参照）と述べることから臨潢府尹ないし本府屬縣の縣令であつたことが分かる。當時の府尹は蕭撻不也と考えられるので（『遼方鎮年表』より天慶六年（一一一六）と同十年（一一二〇）に在任を確認）、縣令と見做す方が適當であろう。

17 【製錦】 郡邑官への任官のたとえ。『左傳』襄公三十一年「子有美錦、不使人學製焉。大官・大邑、身之所庇也。而使學者製焉、其爲美錦不亦多乎。〔杜預註〕言官邑之重多於美錦。」

（藤原崇人）

【執筆担当者一覧】

加藤 一寧……………花園大學非常勤講師

桂華 淳祥……………大谷大學文學部教授

濱野 亮介……………大谷大學大学院博士後期課程

福島 重……………大谷大學任期制助教

藤原 崇人……………關西大學東西學術研究所非常勤研究員

松浦 典弘……………大谷大學文學部准教授

王 奕明……………大谷大學大学院博士後期課程